齊彬御劍を獻ず……御小簞笥の獻上……先帝の宸翰……銘筆太子丸……齊彬に下品賜……密函一個何を藏せる……宸翰を賜ふ……御製「國は動かすともに治めむ」忠熙の書翰

五　島津齊彬

またこの年、近衞忠熙を以て齊彬へ『皇宮炎上の際、御座右の御劍燒失せしに付き、護身の刀を獻ずべき旨』の內勅があつた。齊彬は武門の冥加これに過ぎずと喜び、京都邸の留守居岩元多右衞門をして、晝夜兼行、國に歸らしめ、家藏の寶刀數百口の中にて、最も秀逸なる正宗の刀一口、新藤吾國光の短刀一口を撰ばしめ、近習翌山八郎にこれを護して上京せしめ、忠熙によつて、天覽に供し、粧飾の天意を伺ひたる後、京都錦小路の藩邸內に工場を設け、冶工を鹿兒島より召び、金品を撰み、精巧に製作せしめ、また忠熙によりて獻上した（後、安政五年八月、齊彬また御劍上のことあり下編四一三頁を參照）先帝叡感斜ならず、忠熙を以て、難し有御內沙汰をば傳へしめらる。或はいふ『外艦屢渡來し叡慮不安に思召さるゝにより、禁闕守護御依頼あらせらる』との密勅もありしと。また齊彬は炎上後、主上調度の御缺乏せらるゝことを悼み奉り、忠熙により、御小簞笥を獻上仕りたいとの事を願ひ出でた、先帝厚く其意を御嘉納あらせられ、特に宮中に於て、右の簞笥の繪形を御認めの上、忠熙へ御下附になつた。この年六月、先帝より忠熙への宸翰に

『御安泰令二慶賀一候、梅雨中降續鬱氣候、抑、過日は愚書候處、早速御領掌之程慶心候、然其節御噂之薩州より、擔子繪形試進入候、委細は別紙に候間、宜御取計頼入存候、若々御分兼なれば、幾重にても御尋問頼置候事、且誠に申兼候得共、御手製茶寒梅、先達而御無心申、御貰申候處未一度も不レ入候而燒失（炎上の際燒失）候、每度に而、重々申兼候得共、又々御無心申候間、何卒寒梅頼み存候事、然決而不二急申一候間、宜頼存候事。

六月十日

右大臣殿　机下へ

こゝに『此花』とあるは、畏くも先帝の御雅號である。宸翰の措辭懇欵を極められ、まことに一家の人に對するが如く、ことに忠熙手製の茶を求めさせ給ふ御情、一入御床しく、仰ぎ奉らるる。この年閏七月、御小簞笥の工成り、齊彬古笙一箇と共に、國老末川近江をして護して、近衞邸に至り、まづ忠熙の內覽に供す、忠熙樂人をして、かの古笙を鑑定せしむると『この笙は、昔聖德太子の御愛玩せられしもので、『太子丸』と名付くものである、嘗て法隆寺に在り、一度は光格天皇の御物となつて居つたが、後に關東に傳つたと承はる、飾畫に鈴蟲を畫くによりて、また『鈴

蟲』と名くる由で御座ります』と答へた。忠淵やがて天覽に供し奉ると、古笙といひ、御小簞笥の出來榮を叡感ましまし、忠淵に賜はりたる宸翰中に

『上略誠に過日は兼而薩州よりの簞笥被二送下一、先以忝存候、即開見候處、過分の御品、大にビックリ、扨々御立派之御仕立、誠に〳〵日々相用候には宜過候事と存候、然珍敷仕立方萬端、實々大に喜悦無レ限候。宜御禮申入候 又々御序之節、右喜悦之段御傳達希入候。何も荒々』

とあらせた。かの御小簞笥の拵は、四方開き、蒔繪は、前に御下げになつた、御下圖によりて置かせたるもので、玉川の景色、金物は純金にて、取手は、純金の龍形で、頗る見事なるものではあるが、一個の小簞笥に對せられても『日々用候には宜過候事と存候』と仰せらるに徴しても、乍レ恐當時御調度の御奮發なりしことが、拜察せらるゝ。また右の古笙に付ては、橋本宰相實久より水戸家の老女花の井（實久の妹）に寄せたる書翰がある

『今度、近衞樣より御傳獻にて、薩州よりけん上に相成候笙誠に結構なる管に候 此比上にも御樂日々あらせられ、私には日勤の事故、被レ召候まゝ、此比は每々御相手仕候、右笙にて吹候事に候、夫は〳〵よろしき管に候云々』（この書翰に齊昭朱書していふ『薩州より進獻の笙は、水野大監物の父越前守（定信）老中の節

買入たる品也、右を薩州にて、四百五十兩斗にて取入たる也。皇御物のよし、頭（吹口）御取かへに相成、鈴蟲と被」命候由、進獻の後、於京地取調候へば、先年法隆寺より出で、光格天法隆寺に有之時は、太子丸と申趣此度陽明家より被仰當候也。）

とある。また以て深く宸衷を慰め給ふ所のあつたことが伺はれる。この時、先帝より忠淵を以て、齊彬へ京人形二個、御菓子一函、外に密函一個を賜はつた。末川が捧持して江戸に歸ると、齊彬は正服を着し、座を改めてこれを拜し、密函を開きて、優渥なる聖慮を感戴したが、其中には何事が御認めになつてあつたか、知るもの絶えてなかつたとのことである。九月露艦大阪に入るや、京阪の人心大に動搖、附近の各藩兵を出して沿海に備へた。齊彬はこの時、藩士三原善兵衞、池水荒次郎、吉村才之丞等に、藩兵數百を率ゐて、大阪伏見の間に居り、近衞家に就て緩急命を待たしめ、暗に禁闕を護衞せしめた。

この年の冬、忠淵はまた内旨を奉じて齊彬へ、『昨年以來、格別の内獻物もあり、叡感なゝめならず、宸翰を賜はるべし』と傳へらる。齊彬は聖旨を感泣して、納戸奉行有馬次郎右衞門を江戸より差登さる。翌年正月二十八日着京、近衞家について拜戴し歸へりし宸翰は

詠ニ寄レ國祝一 和歌

『武士もこゝろあはして秋津洲の、國はうごかずともに治めむ』

とあり、これに添へられたる忠淵の書翰には

齊興朝臣、齊彬朝臣、が國政にあつき心ざしを叡感淺からず、つね〳〵仰ごとゞもありしに、こたび武士も心あはしての御製を、御懷紙に宸筆染られて、傳へよと、あつき仰ありしをかしこみて

『武士のこゝろも君がめぐみもて、げにいやましに國やおさめん』と、つたなき筆ことばも後のしるしにもならむと、かき添て傳へ侍るもの也。

安政二とせの春

さつま

宰相どの

中將どの

右大臣忠熙

六　島津齊彬

齊彬密かに皇宮を拜す……齊彬新邸を東山邊に求めむとす……齊彬所司代を訪ふ……齊彬の精神……齊彬恩賜の品を家臣に拜せしむ……齊彬久光に訓諭す……明治の維新で繫ぎ止めた齊彬立儲の建白を三條實萬と近衞忠熙に呈す

安政三年の四月、齊彬は歸國の途次（齊彬四月三日江戸發途中編六二頁參照）伏見の藩邸に滯在せられて居たが、一日『けふは嵐山を見物しやうと思ふぞ、馬に鞍置け』と命せる。かくて、近習の士十名ばかりを連れて、馬乘にて嵐山に赴き、三軒屋（地名）にて腰辨當を喫め、燃ゆるが如き躑躅花を賞覽したる後、伴し來りたる、京都邸の留守居伊集院太郎右衞門、屬役士師庄十郎を傍近く召され『これより歸るさ、洛中及び九門內を拜觀致したいと思ふぞ、道案內仕れ、もとより微行なれば、決して余であるといふことを、知らしてはならぬぞ、萬一問ふものがあつたならば、薩摩の供方であつて、其方の友達であると答へよ』と命せられ、遽かに服裝をば、携へ來りし野裝束に改め、また從士と馬乘にて中立賣門外に至り、此處にて下乘、徒歩にて御築地內に入らる。折柄卯の花降し肅々と降り來り、散り後れたる八重櫻の一片二片こぼれかゝるを、手傘に受けて、南門の前に至る、齊彬陣笠を脫して、從者に渡し、地上にひたと跪き、皇宮を拜して、姑く意念を凝し何やらむ申上る樣子に從者は側より手傘を翳して、雨を蔽ふた、これや昔は百敷の大宮所荒れ果て、門は傾き塀は朽ち、野草徒に階を埋めて、おましところに雨洩れば、あはれ御衣も爲めに濕ふとかや。雲間に一聲子規、なれもきみ故血にや啼く。

かくて、齊彬は、公家御門通り乾門內近衞家の邸前より、猿ケ辻に出で、仙洞御所を拜し、九門の外に出で、櫻木町の邸に入り、留守居を召し申さる樣『急ぎ洛東岡崎邊に邸地を見立て置け、來秋琉球人を具し出府の途次、伏見大阪の間に滯留して、琉人の着阪を待たむと思ふが、伏見の邸

は狹隘く、またこゝの藩邸（京都錦小路の）は市街の間に孕まれて、多人數を容るゝに便利がよくない、何處か東山の麓にて、閑靜な所を撰びたいものである』留守居は『畏りました』と請けは申したもの丶、齊彬が深意を知らねば、餘程不思議に思つた。齊彬は日沒頃、櫻木町の邸を出で、高瀨舟に乘て伏見の邸へ歸られた。

翌二十日、齊彬は公然と先規の如く、所司代本多美濃守忠民を訪問し（これは諸侯が公卿を訪問する時は所司代より吏員を附屬するが爲めなり）ついで、近衞家に參殿し、饗應を受けられ、密話に數刻を費して、深更に及むで伏見の藩邸に歸られたが、この日、近衞家には、三條實萬、中山忠能等、有力なる公卿四五名來會せられ、中には中座をして參內し、再び來殿したものもあつた。即ち是等の諸卿は、齊彬と極めて機密の謀議を凝らし、齊彬の意中をも奏問し、また齊彬へ頗る優渥なる內勅がこの時に下つたと傳へらる。

今當時の事情を察するに、齊彬は如上の關係よりして、深く朝廷の式微を悼み奉り、朝廷に於ても深く齊彬を御依賴になる、其處で、朝廷より幕府に令して、朝廷尊崇の典を擧げさせむとならば、後に大藩の援助がなくてはならない。齊彬が數度の內奏、朝廷よりも數度の御內沙汰といふものは、大方其邊のことであつたと思はれる。さてこそ、齊彬は來秋琉使出府の同行に托して、澤山な兵士を率ゐて、京都に入れ、禁闕の守衞に任じ、かくて、朝廷をして、幕府へ段々國

政上また禁裡尊崇の典に付て、夫々御沙汰あらせられる樣にしやう。夫には從來の伏見及び京都の邸では、迚も澤山な人が置けぬによつて、新たに邸地を見立て置けと命せられた譯で、またこの日の會合に於て、是等の意味をば忠淵を始め、參列の公卿との間に、充分密議せられ、先帝よりも厚き御內沙汰があつた、こと丶思はれる。

こゝ一番說明を要するものがある。然らば齊彬の精神は、朝廷を挾むで討幕を行はむとするに在つたかといふに、決してさうでなかつた。彼は、當今の時勢に鑑み、外外侮を禦ぎ、內國力を養ひ、盛に國家の經綸を行はむとするに際しては、まづ國內の一致を要するに、夫には將軍天子を尊び、天子將軍を信任せられ、以て民心の歸嚮する所を知らしめねばならない。從來幕府の朝廷に對する陽尊陰抑、頗る奉上の道を誤て居る、如斯ば、破綻は必ず其間に生じ、外難よりも內亂を釀すの虞がある。故に、まづ自から天子を奉じて、幕政改革を行ひ、年長の世子を立て賢能の有司を擧げ、朝幕一和諸侯、士太夫相輔けて、この國難に當らむとしたのである。然るに、この天子を尊ぶといふことは、既にシーソーの一端を重からしむるものであつて、武家政治との權衡は、忽ち破れて仕舞ふ、齊彬等が京都に手を入れ始めし頃よりぞ、關東幕府の鼎は段々に輕くなり、王政維新の端はこゝに啓けた。三百年の間朝廷と幕府の間に繫けられたる、スフインクスの謎

は、誰が解たか、誰も解たものはない、否一人ある、誰ぞ、曰く勢。

翌くれば、五年正月、齊彬は年首の式畢りたる後、一門及び國老、其他若年寄大目付等を親しく座に召し、前年以來賜ふ所の勅詠、及び恩賜の品々を拜觀せしめて、其拜戴の由來を說き、恭しくかの『もの、ふも』の勅詠を床上に供へ、儼然容を改めて弟周防久光に向て申す樣『わ れ不肖にして、揣らずも無量の朝恩を荷ふ、時また朝廷未曾有の艱難に際會せらる、付いては時世默示する能はず、本年八月には、琉球人出府のことあるにより、多數の供人を率ゐて、京都に出で、暗に禁闕を護衞して、天下諸侯の去就を定めむと思ふ、其節には其許は一方の大將となつて欲しい、これ實に國家の浮沈を決するの大事の時なれば、其許にも豫め覺悟せられよ』と、久光は座を下つて『私に於きましては、將帥の任など所詮覺束ないこと、存じます、どうか、他に其人を撰むで頂きたいと思ひます』と申すと、齊彬『イヤ、辭退も時にこそよれ、今日朝命を奉じて、國家に盡さむとするに、何とて辭退に及ばうや』と申すと、久光は『御仰せ畏りました』と、其命を領せられた。齊彬これより頻りに兵備を嚴にして、演武練習、上洛の準備に怠りなかつた。この齊彬擧兵上洛の事が、何處までも付き纏つて、水戸家へ內勅の降下となり、戊午の獄となり、大久保正助等の脫藩計畫となり、一轉して擧藩勤王の議となり、櫻田の義擧とな

り、高橋多一郎が大坂の蹉跌となり、島津久光の上洛となり、勅使の東下となり、將軍の上洛となり、因果は回る苧環の、はては明治の維新で繫ぎ止めた。

かくて齊彬は歸藩後、多年の宿題たる將軍繼嗣問題に付ては、西鄕吉兵衞をして、慶永に力を戮せて斡旋せしめ（中編一二）昨年の十二月には、いよ〳〵立儲の建言を幕府に提出したが、この年近衞左大臣忠熙、三條內大臣實萬の二人に向て、左の建白を呈した。これぞ、繼嗣問題に付て、外諸侯が京都手入の嚆矢とぞ知られた。其實萬に呈するの書は

天下之御爲、無二據所一、以二書取一奉二申上一候。此節夷申立之儀、達二高聽一候事と奉レ存候。

誠に天下之御一大事と奉レ存候得共、國持之身分致方無二御座一、只々自國之手當仕候而已に御座候。併、箇樣之御時節不二申立一も不二忠之次第と奉レ存候得共、別紙の通り（中編一三八頁參照）舊冬閣老迄申達候。去年御內々申上候通り、關東之御樣子故、實に人心恐怖罷在、其上閣老交代之度毎處置變化仕候義、根本不レ堅故と存レ候間、無レ據申立候。西城へ賢明の人物御養君被二仰出一候御儀、當時の御急務と奉レ存候間、無據申立候事に御座候。尤、此儀は衆々同意の向申合せ、心痛仕罷在、此節追々申立候趣に御座候。關東及二衰微一候ては、乍レ恐朝廷の御大事に御座候間、誠に恐入候得共、此儀內勅被二仰出一候儀は相叶申間敷哉、愈々御養君被二仰出一候儀は、相叶申間敷哉、彌御養君

座候間、不レ顧恐言上仕候。尤右府公へも、此度言上仕候條、宜敷御勘考奉レ願候。
誠恐頓首頓首。』

また其忠淵へ呈せる書は

乍レ恐奉二言上一候。然ば西丸へ御養君之儀、此節存意之通、老中へ申立仕候。右は閣老交代之處、毎
毎處置變化仕候儀、根本不レ堅故に御座候。此節異人申立、旁、勘考仕候處、此上萬
萬一之儀御座候節、人心動亂仕候ては、天下之御爲可レ恐事と奉レ存候。同くは人望旁、一
橋を御養君に仰出候樣、申立候事に御座候、尤紀州田安御近親に御座候得共、中々競候人物
には無之、尾州を始御家門國持有志之者、過半同意之事にて、追
追申立候樣子承知仕候。右に付、誠に恐入候得共、國家之御爲、少しも早々御養君被レ爲レ在可レ然
旨、內勅被二仰出一候御事は相叶間敷候哉、尤閣老之內堀田伊賀久世三人は、越前守より申立、能々
承知之由には御座候得共、萬々一外兩卿之方に相成候へば、有志之面々望を失ひ候は必定と奉レ存候。
左候へば天下之御爲別而奉二掛念一候間、何卒御賢慮根本を御固相成候樣奉レ願候。且又御
臺樣にも、兼て申上置御承知御座候へ共、猶又此節申上候事に御座候。乍レ恐以二書取一此段奉二申
上一候。恐惶謹言

正月六日

齊彬

七　山內豐信、越前慶永

山內家と三條家との姻戚關係……慶永と豐信……關東の事情を吹入るゝ手續もかなんとす……橋本左內の上京……左內より西鄕に送れる書

齊昭、齊彬に次で、有力なる縉紳と、親近なる姻戚の關係を有して居たものは、山內土佐守豐信であつた。土佐侍從豐策の女眉壽姬は、三條內大臣實萬の簾中となつて居つた。これは豐信の伯母に當る人である。また土佐守豐淵の女鍈姬は（信壽院）は、實萬の男中將公睦の簾中となつて居た、これは、豐信の從姉妹に當る人である。また豐信の夫人直子は、烏丸大納言の女ではあるが、實萬の養女として、山內家へ入輿せられ居る。越前慶永は思ふ樣『備中守が、もし京都に於て、條約の勅許に躓く時には、關東の威信に關するのみか、正睦の歸府も段々遲くなる、それが爲めに、西城の一件なども、また大に後れることゝなる、如何にもして、京都の一件を急に片付けて、正睦を寸時も早く歸府さす樣に、せなければならない。夫には川路や、岩瀨などが居つて、中々抜かりはあるまいけれども、京都方の人となり、京都を助ける振をして、關東の事情を有力なる筋へ吹き入れる手續もがな』と、されど、當時越前家に於ては、京都へ然るべき手蔓もなかつたので、中根靭負を以て、其事を兼て同志なる、豐信に相談すると、豐信も勿論大に贊成し『幸ひ三條家は、自分の緣家のことでもあり、此地の事情を申通ずるには、屈竟の手蔓であるが、殘念

には、某の方に使者として、差立てる人間が居ない。愁なもので、何にも役に立たぬから』（當時の肱股小南五郎右衞門は落地に在り）といふと、勤負は『甚だ鳴滸がましい譯であるが、弊藩の、橋本左内は、先年京大坂の間にも遊歷し、知己も少からず、外國の事情も心得て居り、且つ才智辯舌、共に勝れたもので御座れば、此者を表面貴所樣の家來分として、三條家へ御差立願はれますまいか』といふと、豐信も兼て聞く、左内のことであるので『よくこそ氣付かれた』と、大に喜び、其事にして、種種打合はされた、これはこの年（安政五年）の正月二十四日に、豐信は慶永の許を訪ねて（中編二五〇頁參照）なほまた相談の上、いよ〳〵左内を上京せしむることにきめた。されど、あくまでも世間を兼ねて、翌廿四日に『航海術原書爲ニ取調一出帆被ニ仰付一』と左内にまで申渡された。この夕、豐信はなほ左内を召されて、京都に於て運動の呼吸、其他に付ても周到なる注意を與へられた。二十五日の夕もまた、左内を召びて、申含められる丶所あり、豐信より三條實萬への直書三條家の諸大夫森寺因幡守への書面をも渡された。廿六日に、左内から西鄕に寄せたる書面がある

拜呈。然ば過日は毎々御苦勞相成、御降にて內延の御都合、遂々宜御模樣、千萬御同慶に奉レ存候。遂一言上仕候處、小拙より宜レ可レ得ニ御意一旨、被ニ申付一候。偖、爾後例件御都合、別に相變候事は無ニ御座一候。不ニ相替一世評は紛々に候得共、所レ要大本は動搖不レ申鹽梅、實に賴母敷と存候得共、何分大切の事故、寸歩も見放は出來兼候。殊更人情反覆可レ恐儀と奉レ存候間、此上とも厚御盡力爲ニ國家一奉レ願候。且又、今般弊國內用に付、國元早驅にて罷越、來月下旬迄留守に相成申候、留守中は中根靭負と申候同志より、萬端御掛合可ニ申上一候、此人には小拙同樣、御打明被レ下、聊仔細無ニ御座一候。此段出立前、以參御賴談可ニ申上一存居候得共、迚も其暇なく、不レ能レ已以ニ書中一得ニ御意一候。尤國元行、他へは秘居候得共、極御同志の中故、乍ニ密々一相漏置申候、此條御含可レ被レ下候。尙委細は、歸府の上、萬緒可ニ申上一候、乍レ憚堀兄（伊知地貞馨、即、堀忠左衞門）へは、宜御傳聲奉ニ願上一候。右得ニ貴意一候爲、早々頓首

正月廿六日夜　認

追而、中根へは萬事貴兄の事相咄置候、寡君も承知の儀に御座候間、吳々御勞心なき樣奉レ願候。偖、今朝日下部兄（伊三次）御光臨の由、然る處、外向へは不快と申相斷候樣取次へ申付置候故、御人柄も不レ辨無ニ譯御斷申上候由、實以赤面恐怖之至、何れ他日面謝可レ仕候得共、此儀貴兄より宜被ニ仰上一候樣、相願申置候。實以同志中は、不レ包相語度事に候得ば、必小拙虛を設、御斷り不ニ申上一條、御諒勤之程奉ニ希上一候。以上

こゝに『實以て同志中は、不レ包相語り度事に候得ば』といひつゝも、左内は西鄕に向て、京都行の事情目的、までも秘して居る、のみならず、日夕相往來して居つた、水戸の安島彌二郎（帶刀）す

らも、程經て、これを平岡圓四郎から聞て驚たといふほどである。これ等を以て見ても、如何に其事柄が秘密の間に取計はれて、居つたかといふことが分る。二十七日に左內は、桃井伊織と變名し、橫山猶藏、溝口辰五郎の兩人を同道して、上京の途についた。橫山は左內の門下生であつて、口辯の才あり、應接の才に長じたるもの、辰五郎はまた少年の寄宿生であつた。

八　豐信、慶永、齊裕、慶恕

扨、左內の京都に於ける運動振は、後段に記する事として、其頃鷹司家の侍讀に、三國大學といふものがあつた。これは越前國三國港の豪商三國與兵衞といふもの丶三男であつて、幼年より學問を好み、京都に上て人となり、遂に鷹司家に仕へて、侍講の傍、鷹司家の貨財の用を助け、また越前家の內用を足して居つた。大學は頗る慷慨家で、鷹司大閤が開國論を唱へて、幕府の意に阿る（この事情は下）如き態度あるを憂ひて、屢諫言をも呈したものであるが、左內はまたこゝに見る所あつて、橫山猶藏を大學の許にまで遣はし、それとなく關東の事情を大學に述べて、速に其奏請する所を勅許ある樣に、大閤へ取持を賴むだ。然るに、この大學は、極端なる攘夷家で、

鷹司家の用人三國大學……山內豐信京紳の輕發を戒む……土佐の臣大脇與之進……其手記に曰く……
……松平阿波守齊裕……齊裕書を政通に呈す……橋本左內と
……尾張慶恕……疑らくは其本心……
根朝負洽の往復書翰……「昨夢紀事」の說

慶永の開國論をば非常に遺憾に思つて、中根靭負洽『從來賢公英明、私生國の自慢にて、毎々賞揚奉り候儀、却て案外之事にて、當惑仕候。云々』（二月廿八日附）との書を寄せた。其後も亦た左內は、越前の徒目付近藤了介といふものをして、大學を說かしめ、大學も漸く慶永の心事を瞭解するに及び、左內の爲めに、左內を鷹司家の諸太夫小林民部權大輔に紹介し、慶永より、大學に親書を發せられ、大學は小林と共に、太閤を諫諍して、立儲問題に盡力せしむるに至るの事情は、また後段に記述する。なほまた、この年三月九日に京地の事情報告の爲めに、左內が橫山猶藏を歸府せしむるや慶永は、左內の請ふ所により、橫山はこれを携へて三月十九日に再び上京した。

また豐信は、朝廷の論、稍もすれば、在野の志士に動かされて、この機に乘じて、朝權回復を計られるが如き傾向あるを憂ひ、屢〻書を三條實萬に呈して、其輕發を警めたが、京地の事情漸く不穩なるを見て、この年四月、納戶役大脇與之進を大橋渡之助と稱せしめ、密に上京し、三條家に就て、其意のある所を上申しめた。大橋發するに臨みて、豐信は書家荒木寬畝の描く所の『蘭相如劍璧背抱圖』を與へて、これを屬ました。其讚文には

『士有レ氣而後可二以使一四方一矣。蘭相如之完レ璧、且使二秦王一擊レ缶。皆氣之所レ爲、方二此

豐信、慶永、齊裕、慶恕

時ニ無二斯人一、則趙其危乎。孟子曰、自反而縮、雖二千萬人一吾往矣。相如亦可レ謂レ養二浩然之氣一矣』

かくて大橋は、東山道を晝潛み夜行き、木賃宿に宿泊し、漸く京都に達するや、實萬の侍臣富田織部によりて、間隙を伺ひ、遂に實萬の寢殿に召されて、密命の趣を口頭を以て演述した。其大意は、大橋の手記によるに

一、當將軍(家定)は其任に堪へざるもの。一、早く人撰して西丸儲嗣を定むべし、此議もし豐信の見込如何とならば、一橋慶喜可然者。一、公武合體を以て、早々上洛。一、一朝事あるに及び、錦旗飜る時に當りては、列藩親藩を不レ論、其不臣の徒は討之、國力竭る迄、王事に盡さむ、豐信の心事萬々御疑念無レ之樣御安心有レ之度事。一、粟田宮御樣樣、且御平當の御性質承度。一、御朝議の密議、相成丈け承知致度事。一、薩長等より申出之旨は如何にや。一、越前よりも使者差出候趣、是は德川家門御心得の事。

とある。大橋は、なほ德大寺公純の邸に詣り、稟申する所あり、この年六月に歸府した。

また慶永と共に、慶喜立儲の事に、幹旋して居つた松平阿波守齊裕（蜂須賀、實は五代將軍家齊の子）は、この年二月十一日附を以て、鷹司政通へ密に左の意見書を呈した。

別紙、內密奉二申上一候、如二本書一今般之件々殿下嚮々不二一方一御配慮被レ爲レ成候御儀と奉レ察候。猶又、私儀度々幕府へ上書仕、閣老へも存寄申上候得共、更に御採用無レ之最早諫爭之道絶え果、歎息仕罷在候。且是迄は、不二容易一事に付、存慮奉二申上一候儀無二御座一候得共、控居候場合に無二御座一候へ共、乍レ恐天下之御安危、此一擧に有レ之候事と奉レ存候間、此儀殿下へ申上、寶祚長久兆民安寧、外夷威服之御處置被二仰出一候樣奉二希望一候。此段極密奉二申上一候。頓首謹言

二月十一日

太閤殿下　內密御直覽

豐信、慶永、齊裕、慶恕

に今般之次第に相至り候。乍レ恐宸襟被レ爲レ惱猶叡慮之御程、如何被レ爲レ在候儀と、誠以奉二恐入一候。殊に今般之件々、不二容易一御一大事と奉レ存候。此儘に而者、往々日本之御爲如何御座候哉と奉二掛念一候。內密奉二申上一候。今般林大學頭、津田半三郎、引續堀田備中守上京、亞米利加條約之儀、恐入候へ共、御案事奉二申上一候。日夜眠食不レ安苦慮心痛罷在、萬一非常之節は爲二警固一軍勢差出し、愈騷亂に及候へば、上京仕、禁裡奉二守護一列侯に先立、紛骨碎身微忠相盡候心底に罷在候。誠に恐多事には候得共、聊に而も宸襟御安堵之場に被レ爲レ成候樣奉二念專一候。依而赤心報國之存慮、極密奉二申上一候。誠恐頓首謹言

二月十一日

齊裕

別紙、內密奉二申上一候、如二本書一今般之件々殿下嚮々不二一方一御配慮被レ爲レ成候御儀と奉レ察候。猶又、私儀度々幕府へ上書仕、閣老へも存寄申上候得共、更に御採用無レ之最早諫爭之道絶え果、歎息仕罷在候。且是迄は、不二容易一事に付、存慮奉二申上一候儀無二御座一候得共、控居候場合に無二御座一候へ共、乍レ恐天下之御安危、此一擧に有レ之候事と奉レ存候間、此儀殿下へ申上、寶祚長久兆民安寧、外夷威服之御處置被二仰出一候樣奉二希望一候。此段極密奉二申上一候。頓首謹言

二月十一日

齊裕

豐信、慶永、齊裕、慶恕

尾侯慶恕も、また頻りに京都へ内通する。慶恕は國學者で、攘夷論を懷き、年來幕府の有司と相合はざるの點から、斯に出でたのであらうが、其反面には、また自ら備儲の野心があつて、京都の内意により、其候補に立たむとするの希望もあつたかの如く見える。それは、橋本左内が中根靭負に寄せたる書翰（三月十）中に

『七日（三月）關東方にて、平山謙次郎抔、殊之外尾州を罵り居り其譯は彼公（尾州は三萬石の成り上り、取り處は米庵風の唐様が書け、大書にて天下の政事は不二出來一と申居）西丸之望有レ之、京都へ阿附申事の鹽梅、云々』

とある。また、其極度の尊王說なりしことは『昨夢紀事』に慶永と慶恕との問答を記して

『尾張殿の御說は、天朝とは君臣の義あり、幕府とは父子の親あり、國家艱難の秋に當つては、父子の親を棄てゝ、君臣の義は立べき事なれば、當今幕議に隨ては、叡慮には不レ應れば、今となりては、專ら天朝へ奉仕の外はなし、德川家鹿を失はゞ、又得る人あるべし、其時こそ、天下は治平に屬すべければなといへる暴論を發し給ふ云々』（安政五年四月三日の條）

齊昭がおのれの主張たる、攘夷の見を暫く封じて、朝幕の調和に苦心し、幕府の請ふが如くに、條約の敕允あらむことを、鷹司政通に建議せるに比して、極めて奇なる對照である。

九　井伊直弼

長野主膳の上京……生きたる手紙……主膳より宇津木六之丞に送れる書……：尚忠の兩端を持せる理由……生きたる手紙の價値如何……「大將軍の思召に有之候」……直弼悖逆の言動あるに至れる根源……長州、水戸、仙臺の重臣京都に集る……西鄕亦上京……京都は漸く政治の中心たらむとす

また井伊直弼と繼嗣問題、直弼及び長野主膳と九條家との關係は、前に記述したが、關白尚忠は、薩侯齊彬より、慶喜立儲の議を近衞忠熙及び、三條實萬に呈し、幕府繼嗣の問題、漸く京紳の口頭に上るに至て、兼て通同したる所に基き、書を以て當時彦根に在りし、長野主膳を召した（中編二四〇頁參照）尚忠が主膳を見て喜びし狀は、宇津木六之丞より、主膳に寄せたる書翰に『此度御上京に付ては、殿下（尚忠）にも殊之外御滿悅にて、三尺五尺之御直書被レ進候ても、猶御應對は難二相成一候處、貴樣御差登せに付、生たる御直書被レ進候次第迚、御機嫌之次第。云々』とあるなほ、尚忠と主膳と應答の次第は、主膳より宇津木六之丞に贈れる書翰に

以二手紙一得二貴意一候。然者、廿日夜立、彦根表より宿繼飛脚にて申上候通、廿日夕方、京都より御飛脚着に付、二十一日立にて、二十二日京着、早々申上候處、夕刻御使にて被二仰出一候には、西丸一件之事、大閤と左府公と、主上へ御催促にて、只今彼兩公は夷船の事よりも、取頻り薩州直書（中編三四〇頁參照）御返事を急き申上候に付、毎々右返事可レ仕旨被レ命候。右は、全兩公の所行故には候得共、併、殿下には聊御私の思召は無レ之候間、實に一橋之方、國家之爲に可二相成一とは、直に勅命之御沙汰可レ然旨、取

ばかりをすべくさふらふ共、倩〳〵考へ候へば、右迄内密の計略は有レ之間敷、其上、水戸は自分の子を以て、賢明の人と申荷擔之人は、内間と申にても無レ之、今少々不審に思召候處も有レ之候に付、關東内間の樣子も、御聞被レ遊度思召候へ共、たとひ御近親たりとも、國家の爲め、總て御私の計ひは不レ被レ遊、彦根は、表にて、申さば關東、内間之人にて、且は帝都の守護をも申レ致家也。内間にて申さば、當家累代の間柄に付、此度彦根限りに御尋、且御相談被レ遊候。抑、西丸之主御定め之儀、勅命を以て、御差圖有レ之候而可レ然哉、否、之事、諸大名之心得方等、彦根存意之旨被二仰越一度、御直使を以て可レ被二仰進一候へども、幸ひ、義言登京之事故、大行に不二相成一樣、同人より伺ひ候而、在留中に御返事有レ之樣、取計可レ申との御沙汰に御座候。

右に付義言御答

右被二仰出一之御趣意奉レ畏候。早々江戸表主人方へ申入、御返事候はば、可二申上一候。併、今より江戸表へ飛脚相立候共、御返事有レ之候迄は、餘程の日數も懸り可レ申、且拙者も追て申上、急に下向仕度譯柄も御座候へ共、此一件は天下の大事を思召候處より、御懇命の次第に付、拙者一分はいつ迄逗留仕候ても宜數御座候へ共、其内には御老中も歸府可二相成一、尚又此儀に付て、主人存意の旨は、兼て承知仕居候間、乍レ恐拙者より御答奉二申上一候。兼て主人の思召承候處にては、元來紀水いづ方にても、御人の好嫌は更に無二御座一、又薩州申上之如く當時の御事故、一つにても御年長の御方と申も理之當然には御座候へ共、世間の樣子考被レ申候處、夫々存意之旨相違の廉も可レ有レ之候へ共、終に野心なく、指挾、異存申張り候大名も無レ之、治平打續候事は、全く大將軍家の御威德にて、第一東照宮之御恩澤、天下に溢れ候故にて御座候。然ば、天下の治平は、大將軍家の御威德に有レ之事にて、賢愚而已に有レ之儀にては無二御座一候。是實は皇國の風儀にして、外國と異る處に御座候。然るに、今御血統近き御方をおきて、發明の方にと申候はゝ、外國流にして、正統を可二尊信一皇國の風儀には無レ之事に御座候間、主人には何國迄も御血脈近き御方に、天下の人望は可レ有レ之と被二思召一候。此一條を以、主人の無レ私所存は、御賢察奉レ願度、其餘は可二申上一迄も無二御座一候。尤、大將軍家は武家一統の棟梁にて御座候へば、大將軍家の威德は天下泰平の根元に御座候間、私道を以て可レ論儀とは不レ存候。尚又、拙者共の愚存に仕候ても、如二御命一、大將軍の思召に可レ有レ之儀にて、御相談之筋も候はゝ、御内間の大名を以て可レ被二申上一候。然るに、外樣の國持衆の荷擔にて、西丸御相續の内願は、第一不レ得二其意一事共に御座候。箇樣之儀を、御取持被レ遊萬一相違の筋も出來候節は、國亂の基本是より早きは有レ之間敷奉レ存候。右申上候條、趣意相違之儀も御座候はゝ、主人より早々可レ被二申上一候。其邊之事にて候はゝ、此返事は義言歸府之上迄、御猶豫奉レ願度候。

右之通申上候處、尤之儀に候間、猶爲レ念、早々江戸表へ申遣候而、別儀無レ之候はゝ、返事は義言歸府之上に而可レ然旨被二仰出一候間、猶此上可二相成一は、別段御返事に及不レ申樣に迄仕、罷歸り度義と奉レ存候。

以上

井伊直弼

尙忠が『實に一橋の方、國家之爲に可ニ相成一は、直に勅命之御沙汰可レ然旨、取計可レ申候へ共』と稱しながら、無二の紀州派となつたには、必ず仔細なくてはならない。尙忠が三尺四尺の直書よりも、結構であるといつた。生た直書は、何を齎らして上京したのであらうか、また主膳が『今御血統近き御方をおきて、發明の方にと申候はゞ、外國流にして、正統を可ニ尊信一儀皇國の風儀には無レ之』といへるを以て、或る人々は、直弼主膳共に、國學者なれば、所謂皇國振を主張したものである。また水戸は漢學の盛なる所であれば、水戸派の人々は賢を以て君とする、支那流を主張したものであるなど、いふもあるが、泰平の時ならばいざ知らず、また公職なき、私人の家督相續ならばいざ知らず、まこと主膳のいふが如く『將軍家は武家一統の棟梁』であつて、一朝事ある時は、天子の勅を奉じ、諸侯を率ゐて、兵馬の事に從はねばならぬものである。今國家危急の秋に際し、將軍病弱、これを補佐すべき世嗣を撰ぶに當りて、徒に血緣の近疎を以て論じ、長且つ賢なるものを措きて、幼稚なるものの立てむか、何を以て上天子に對し、其職分を盡すことが出來やう、夫こそ私道を以て、天子の公職を論ずるものである。今主膳の謂ふ所は、畢竟辨解の辭たるに過ぎぬのである。また主膳が『大將軍家の御相續は、第一大將軍の思召に有レ之儀』にといへるも、朝廷に對し奉りては、失禮千萬な譯である。抑も初め朝廷より家康を征夷大將軍に補せらるゝに當りて『汝の子孫を、累葉征夷大將軍に任ずべし』との御沙汰があつたことはない。申さば、一代一代、朝廷より家康の子孫を軍職に補せられた譯で、德川氏に世襲讓與の既得權、がある譯は決してない。されば、將軍が世嗣を定むる場合に際しては、まづ以て天意を伺ひ、其思召のある所によりて、世嗣を定むべきが至當である。箇樣な間違つた考を懷て居るによりて、終に、悖逆の言動もあるに至つたのである。

また當時長藩からは、宍戸九郎兵衞といふ者が藩邸の留守居となり、坪井九郎兵衞といふ者が、公用掛といふ名義で、共に京都に出て居る。仙臺からは、家老の片倉小十郎が出て居る。またこの年の三月には、水戸の家老安島彌二郎が、中納言慶篤の二度目の簾中が廣幡（忠禮）家より入輿になるので、夫を迎への爲め上京する。勿論、慶喜立儲の事に付て、熱心なる安島のことである から、たとへ齊昭の意には戻りしとはいへ、二條家、鷹司家等について、傍らに繼嗣問題を周旋しなかつたとはいはれぬ。また西鄕も、左內が出立の後、暫く江戶に在て、慶永と聲息を通じて、大奧向を運動して居つた（このことは下）が、正睦出立の後は、この事兎角行惱みとなるを見て、御臺所篤姫より、其養父なる近衞忠熙に宛て『建儲の內勅を幕府に降さるゝ樣に』との內書を請ひ得て、これも三月の末に上京した。

如斯にして、閣老來り、諸侯來り、藩士來り、浪人來り、儒生來り、見る目枯れたる京都は、漸く政治の中心たらむとするに至つた。鵜殿民部少輔が其頃或人に語りて、『京都には諸家より探索に出で居りて旅宿も拂底の由』といひたるもこの時、三國大學が中根靭負に書を寄せて『舊冬以來、宗藩大藩共、各所緣の縉紳へ直筆の密計有レ之』といひたるも井伊直弼が書を長野主膳に與へて『當地(戸)に而、心外成風聞相立諸家より間者追々上京もいたし候由、當家よりも歌◎讀一人參り候由、甚不似合抔と申唱、探索方も此頃出候趣、石谷氏(穆清當時町奉行)よりも、內內爲レ知に付(中略)成丈は相愼、要心專一に候間』といつて注意を與へたるも、また此時であつた。

第四　朝廷と外警

一　朝幕交涉の發端

幕府米國の國書を朝廷に奏聞す……奏聞一條につきて種々なる意見……畢竟は義時尊氏の亞流……奏聞の動機……木村芥舟翁の手記……將軍家慶の尊皇……阿部正弘をして生存せしめば

この聖天子の朝廷が、外交上のことに付て、幕府と交涉を生ぜしは、ペリー渡來の少し以前、弘化三年閏五月に、米國の使節ビットルが、軍艦二隻を率ゐて相州浦賀に渡來せし時に始まる。

(上編二七頁參照)此年八月二十九日、鷹司關白政通は、聖旨を奉じて、傳奏德大寺大納言實堅、坊城權大納言俊明を、所司代酒井若狹守忠義の邸に遣はして『海邊防禦堅固の旨、是迄兼々被二聞召一候間、御安慮候得共、近頃其風聞彼是叡聞に被レ爲レ掛候。尙此上は、武門の面々、洋蕃の事不レ侮ニ小寇一不レ恐ニ大敵一、宜敷籌策有レ之、神州の瑕瑾無レ之樣』にとの、海防嚴飾の勅諭を幕府に傳へしめしに始まる。次で、嘉永三年十二月十二日、鷹司政通は坊城俊明を所司代內藤紀伊守信親の役宅に遣はして、再び外侮防禦の勅諭を幕府に傳へしめられた。其後同六年六月三日、ペリーの來るや、幕府は前にも記したる如く、所司代脇坂淡路守安宅を以て、其趣をばペリーの齎せる國書、及び口狀書に添へて、傳奏坊城俊明、三條權大納言實萬に就いて、朝廷に奏聞した。

幕府がこの、奏聞の一條を以て、從來の內國の主義を定めたる時も、家光が鎖國を令したる時にも、天子に奏したることはない。いまかゝる幕府の典例に背したることをなせしは、攘夷論の發端となつて、幕府衰亡の禍源を開たものである、』曰ひまた『我國の政體、既に名實の二者に分れ、幕府既に政治の實權を掌握す、鎖港の政略は、もと幕府自定のものに係り、朝廷之を定めて幕政を指導せしものでない、幕府のこれを朝廷に奏し、諸侯に諮りしものは、中心自

信の斷に乏しく、進みて祖法を變じて、開國の政略に出る能はず、退きて異議を絶つ能はず、終に鎖攘論に苦しめられし所以である』といふ。吾人は往々にして、この種の論を聞くを悲しむ者である。元來封建政治の本體よりいふも、諸侯は將軍を奉じ、將軍諸侯を率ゐて天子に朝し、天子勅を將軍に下し、將軍令を諸侯に傳へて、天子の勅を奉行するものは其通義である。一國に所謂名實二政府なるものあるを、許すべきでない、況むや皇統一系金甌無缺の我國體に於てをや である。かゝる謬見を懷く人々こそは、義時の誕を嘗めて、承久に後鳥羽上皇の錦旗に弓を引き、尊氏の鞋を掴むで、北朝の御味方に參ずる人々なれ、時の將軍家慶、閣老阿部正弘が、この大事に遭遇して、これを朝廷に奏し、天機を伺ひ奉りたるは、眞によく臣子の本分を盡したものである。世は幕府の武威に慴伏せし、元和寛永の昔でもなければ、關東の政治に謳歌したりし、延寶元祿の時とも、社會の狀態が全く異なりて、國民の皇室に對する觀念は、油然として其腦裡に湧いて居るものがある。もし、當時幕府これを天朝に奏せず、諸侯に諮らずして、專制獨斷にて、開國の計を決せむか、公武の瞹離は、安政戊午の年を待たなかつたであらう。今幕府の何故に、これを朝廷に奏せしかといふに就て、其動機を探ぐるに、第一は名號のことである、嘗てポルトガル、スペインなど葡萄牙、和蘭等の我に通ずるものは、通商であつて、通交でない、故に、國書の交換もなければ、將軍の名號を懸念するの、必要もなかつたのであるが、朝鮮はひとり通交の形ありて、幕府は夙に將軍の名號に窮して、或は大君とか、日本國王とか、僭署し來たのであるが、今萬一米國に對して、國書を與へなければならぬ場合に際して、この失體を繰返へすことは、家慶も正弘も共に恐多いと考へたであらう。されば、米國の國書に『書を日本國帝殿下に呈す』とあるに對しても『國朝に捧ぐべきの儀』と解し答へ、まづ朝廷に奏聞するの意を示した（上編三〇六頁參照）次には箇樣朝廷に重きを置かれたのは、もと家慶の尊王の心、累代の將軍には珍しき程に、厚かりしによることであつて、木村芥舟翁の手記に

『こゝに予が知る所の一事を擧げむに、毎歲將軍家親から鶴を獵して、これを京師に獻ずるを例とす。一とせ愼德公（家慶）品川に狩して、折柄天候の故にや、一隻を獲ず、再び小松川邊に獵して得す、兩日ともに怏々として歸城あり、最後玉川邊に獵して、漸く一隻を得らる。公の喜び眉宇にあらはれ、これ予が一大事の職務なれば、これを獲て獻ぜぬうちは、心に懸りて、日々の飮饌も甘きを覺へずと、侍臣に語られたりと聞く。これ瑣事と云へども、平常朝家を尊崇し、措れざるの一端を見るべし』（笑鳴樓筆談）とある。

また何品によらず、京都への進獻物は、必ず入湯の上、麻社祢に着替られて、休息の間（水車の間）に

て、手を突て拜見吟味せられたとのことである。即ち閣老正弘もこの將軍の細心にして、厚き尊皇の意を體してまづこのことを朝廷に奏したものであらう。福地櫻癡居士も、亦た『幕府衰亡論』に『予が聞く所によれば、將軍家慶公には、元來尊王の志に厚き御方におはしければ、亞國軍艦渡來今にも戰爭相始まるべき騷動に付き、京都の事も心許なし、兎も角も早く此事を知らせ奉れと、仰せ出され、水戸殿（昭齊）にも、此儀尤も然るべしと、御同意ありて、然らば直樣所司代へ急使を發せよ、と閣老に命ありし事なりとは云へり』と記して居る。さればにや、家慶は間もなく薨去せられたけれども、正弘存生中は、よく家慶の志を繼承して、外交上の事に付て、公武の間、頗る圓滑なるものがあつた。なほ、正弘が尊皇の一斑は、安政元年四月、皇居炎上の報あるや、直ちに『當節海防を始、品々御事多に候得共、御造營之儀、先例にては、餘程時日相懸候得共、此度之儀は、御別段之御事、何事を被レ爲ニ差置一候とも、何卒一日も早う、御出來に相成樣、被ニ成進一度』と奏し、直ちに新內裡の御造營に取かゝり、尋て金一萬兩を獻じて御調度に宛て、翌二年十一月新內裡落成、其廿三日、主上桂假皇居より遷幸あらせ給ふたほどである。

二　朝幕の交涉

却說嘉永六年六月二十日に所司代安宅はペリー退帆の事を、兩傳奏まで申出で、兩傳奏よりは議奏を以て奏聞に及むだ。七月十二日、安宅はまた兩傳奏を其役邸に招きてペリーの國書、及び口狀書を示して、これを奏聞せむことを請ひ、兩傳奏は鷹司政通の內覽を經て、議奏橋本實久に依て奏聞した。政通は議傳兩役に諭すに『異國船の一條に付て幕府より、主上の親裁を請ふ場合に於て、廷議區々一定しない樣なことがあつては、不都合であるによつて、兩役に於ても、よく米國の書翰を熟讀し、討議を盡し、豫め所見を一定し、其期に臨むで、狼狽することのない樣に』との言を以てした。十五日、政通は參內して、異國船の一條に付き、關東評議の模樣を訊問せられむことを奏聞した（當時、幕府に於ては、來國の國書を諸侯に示し、其意見を徵しつゝあるの時なり、上編三三八頁參照）二十二日、政通は議傳兩役を宮中に召し、重ねて申す樣は『余は、合衆國の書翰を讀むに、其言ふ所慇懃にして、誠實ある如く察せらるゝ、一概に其要求する所を、拒絕すべきものとも思はれない。抑も寬永以來、海外諸國と交通を嚴禁すと雖も、往古に在ては彼と相往來し、我富强を開き、國家に裨益を遺せしこと、少しとしない、今や合衆國と修交をなして、通信通商を新たに開くも、亦た決して國體を缺損す

ペリー退帆の奏聞……關白鷹司政通の意見……「合衆國のいふ所は慇懃誠實なり」……「通信通商を開くも國體を辱めず」……プーチヤチン渡來の奏聞……幕府露國國書を朝廷に呈す

るものとは申されない。よく取締の方法だに立たば、其要求を許容して、差閊のないことゝ思はるゝ、目下武家の儕輩も、太平の風習に浸染して、姑息因循に流れ、兵戎の事に習はないのを以て、恐くは合衆國の軍艦を襲撃するの、勇氣はないことであらう。軍備廢弛の今日に於て、無謀なる戰端を開き、一敗して恥辱を取るよりは、寧ろ通商通信の約を結むで、國家の利益を計るに如かずと思ふ。諸卿以て如何とせらるゝか』とあつた。つまり立派なる開國論である。當時は流石の阿部と雖も、關東の有司は殆ど皆開鎖の二途に迷ふて居る際であるのに、箇程の議論を有せられし政通は、また一種の卓見家たるを失はない、併し、其いふ所があまりに意表に出でたものであるから、誰も默して答ふるものがなかつた。そこで、政通は兩傳奏に諭して『卿等は所司代の役邸に赴きて、異國船の一件をば、叡聞に達したが、御國政のことは、兼て關東に御委任のことであれば、此度の一件に付ても、彼是と御指圖はあらせられないが、主上いたく國難を軫念座すによりて、明年使節再渡來の時は、寛猛何れを以て、應接せらるゝか、豫め聞召し置かれたい、との內旨を達せられよ』とあつた、兩傳奏はやがて命を奉じて、所司代に面會し、其趣を傳へた。

然るに、ペリー渡來の翌月、即ちこの年七月に、露國の使節プーチヤチンは、軍艦四隻を率ゐ

肥前の長崎に渡來した（上編四一七頁參照）といふ風聞があつて、この事に付ては、幕府より未だ公然と奏聞はなかつたが、八月十六日に、關白政通は、兩傳奏に命じて、禁裡附武士長谷川肥前守へ、其虛實如何を諮問せしめた。翌日肥前守は、所司代の指圖により切紙（折紙を半に切りたるもの、文書にふるを立文といひ、半ばに折りたるを折紙といふ、折紙を半ば切れるを切紙または手紙といふ）を以て『右は事實であるが、書翰差出度願の外に、別條のないことである』との旨を答へた。翌七年正月二十八日、所司代脇坂安宅は、露艦退帆の事を兩傳奏まで報じ、尋でプーチヤチンの書翰、及び彼の大宰相の書翰譯文の謄本を提出した。

三　朝幕の交涉

此年十月二十三日、時の將軍世子家定（前將軍家慶は此年六月廿二日薨去、上編三二一頁參照）は內大臣征夷大將軍に任官のことがあつた。坊城、三條の兩傳奏は、勅使として、東下し、これを賀せられたが、二十七日兩傳奏は登城して、閣老阿部正弘に會見し『近年異國の船舶屢渡來して、其患測られず、當夏に及むでは、米國の使節來朝し、修交通商を要求する等、事頗る重大なるを以て、主上には常にこの事を軫念せられ、宸襟爲めに安からず、柳營に於て群議を採り、其措置を議せらるゝことは、固

德川家定征夷大將軍に任ぜらる……敕使東下……「後來に國辱を始さざる樣……勅諭下る……阿部正弘奉答の詞……米使再渡來の節の取扱方につき奏聞……兩傳奏口上の趣……また勅諭……夷舶大阪川口に入るの報あり……聖上供御を減じ給ふの旨を達せらる……下田、函館、長崎開港の奏聞

より聖察を垂れ給ふ所ではあるが、要するに、國辱と國難とを、後來に貽さゞらむことを、只管に望ませ給ふ、幸に余等この度東下するに付て、關白殿下は、叡慮のある所を卿等に告ぐべし』と命せられたとて、左の諭達書を渡された。

『近來度々異國船渡來有レ之、殊には去夏亞米利加國より差出候書翰之趣、不二容易一事と、深被レ惱二宸襟一候處、今般右御取計之儀、急度兩人（兩傳奏）へ被二達置一候旨、脇坂淡路守より致二承知一、即及二言上一、當地不二一方一御配慮之御事と被二思召一候、誠に神州之一大事に候得者、彌、衆人堅固に國辱後禍無レ之樣に、と被二思召一、叡慮をも幸、此度兩人參向に付、宜申述旨、御沙汰に候。仍、此段申入候、恵候事』

とあつた。正弘はこれを拜讀して、兩傳奏に向ひ

『方今國内の軍備、未だ整はざるを以て、戰場に於ける勝算は覺束なく、若し一朝兵端を開くことあらば、後の災禍頗る測るべからざるものがあると存ずる、この故に、暫時彼を遇するに、寛典を以てしやうと存じます、されど、彼より暴慢無禮を我に加ふるが如きこと御座らば、即ち死力を盡して、これを防ぐべきで御座ります。唯、將軍家に於ては、叡慮を安じ奉るを以て、急務となし、屢有司に諭さるゝ所あるが故に、私共に置きましても、亦た其意を體し、折角異

國を待つに、然るべき方法を熟慮中で御座ります。仰ぎ希くは、朝廷に於かせられても、將來の御處置を、斯樣にしたならば、御宜しいとの御經略もあらせらるゝならば、御包藏なく、私共に御敎示を賜はらむことを希望仕ります、將軍家に於ても、必ずこれを遵奉して、異國を待つの方法を講ぜらるゝで御座りましやう。ついては、閣下方より、これを叡聞に達し奉り、また殿下へも稟申せられむことを、御願ひ申ます』とあつた。よつて、兩傳奏は、歸京の後、これを奏上した。この時の正弘の奉答は、まことによく尊上の體を得たるものである。外交のことは、朝廷と幕府との間に、箇樣の經過を取り來つたことであれば、戊午の時に、宿次奉書の届棄を、いたく逆鱗ましましたのも、御道理千萬の事である。

十一月、所司代脇坂淡路守安宅は『明春米國使節が再び渡來する時は、幕議平穩の取扱をなすこと』に決せし旨を、兩傳奏により答へ奉り、幕府より諸侯への諭達文を上つた『書翰之通愈〻來年渡來致候共、御開屆之意味は不二申聞一、可レ成丈、此方より平穩に被二取計一可レ申候得共、彼より亂暴に及び候儀有レ之間敷共、難レ申、其節に至り、不覺も有レ之候而者、皇國の國辱にも、相成候に付、防禦筋實用の御備、精々心掛、面々忠憤を思ひ、義勇を奮へ、彼の動靜を致二熟察一、萬一彼より兵端を開候はゞ、御國體を不レ汚樣、上下擧而心力を盡し、忠勤可二相勵一

旨被二仰出一候』

兩傳奏は、鷹司關白の内覽を經て、これを奏上し、十月三十日に至て、堂上に示し、これを一覽せしめた。

翌安政元年正月十五日、ペリー再び軍艦九隻を率ゐて、浦賀に來り、三月三日を以て、幕府は彼と、横濱條約を結ぶや（上編四二三頁及四七八頁參照）四月二十九日、所司代脇坂安宅は、米國と條約書調印の事を、兩傳奏に報じ、且つ江戸に於て、大小名に諭告したる書を添へて奏聞した。閏七月十四日鷹司關白は、勅旨を奉じ、兩傳奏に命じて、軍備擴張の勅諭を所司代に授け、これを老中に達せしめられた。兩傳奏口上の趣は

『外夷の儀に付ては、昨年關東參向の節、主上の御沙汰、且は關白殿命せられし趣を、老中方へも申述べ置いたが、將軍家に於て、兼々厚く御配慮の御趣意の程も、委細示し聞され、其段を關白殿へも申入れ、叡聞にも達し、御感悦あらせられたことで御座る。然るに、右墨夷の儀は、去月老中方より申來候趣、心得迄に示し聞かされ、是又叡聞に相達候處、右は當時御備へ向、御嚴重にも無レ之折柄、餘儀なく寛大の御處置に相成つたの趣、止むを得させられぬ事と存ずる、なほまた、將來の處も定めて深き御勘考も有レ之事とは存ずるが、折柄内裏炎上（この年四月六日炎上中編三）其外畿内及び近國に、地震もあり、死亡する者も少くない由相聞え、一々叡聞に相達し、叡慮も安からず、深く御謹みに思召さる、此上何事も無レ之樣、厚く神明の冥護を御祈誓の叡念には、在らせらるゝけれども、精々人事を盡さむと思召さるゝ、叡慮の程は、關白殿伺ひ取られ候趣、即ち別紙の通りである、尤も兼々、關東に於て、厚く御指揮あらせられし上のことであれば、卒爾に仰せ進せられても、また御都合に觸れる樣のことがあつてはならぬとの、御斟酌の御思召より、まづ内談にて、申入るべく、關白殿より命せられた、宜く御勘考これありたい』とあつた。さて其勅諭には

先達者渡來之亞墨利加船、退帆候處、右滯泊中、彼是自儘之所業等有レ之、且品々御制度に觸候事共、申立候趣には候得共、當時船軍之御備向も未不レ整折柄に付、無二餘義一平穩之御處置に相成候趣、被二聞召一候、方今水陸軍事全備無レ之上者、不レ被レ爲レ得レ止と被二思召一候、但此姿にて、自然年月相立、異類侮を加へ、賊謀熟し候樣成行候而者、實に不二容易一、其上諸夷追々渡來致し候はゞ、國家疲弊に及び、國體如何と、叡慮不レ安被二思召一候。右之通異類規矩不レ輕も、自然譴告之儀哉と深御愼被レ遊、專被レ擬二御祈念一爲レ國爲レ民、被レ竭二御誠精一候間、於二武門一警戒無レ怠、去弘化三年八月、御沙汰之通、各國之力を盡し、神州之瑕瑾無レ之樣、御指揮勿論之御事と思召候得共、猶又叡慮之趣、宜有二御沙汰一候事。

後七月

九月十八日に、魯國の軍艦紀州の熊野沖を通過するとの報知が、所司代の許に達した。翌十九日所司代はこれを兩傳奏に報じ、兩傳奏より關白の內覽を經て、奏上に及むだ。二十二日に、魯艦は大阪の安治川口に入港した（中編二五七頁、車駕を彦根に移さむとするの風說の項參照）所司代はまたこれを兩傳奏に告げ、兩傳奏より關白の內覽を經て奏上に及むだが、關白聖旨を奉じて兩傳奏に命せらる樣は『異國船畿內の海灣に侵入し、深く宸襟を惱せらる、よつて非常準備の爲めに、特に節儉を行はされ、今日より供御を減じ給ふとの御事であるによりて（この事は後にいふべし）この意を、御附武士に通達せらるべし』とあつた。兩傳奏よりは、其趣を御附武士長谷川肥前守に達せらるゝと、肥前守も今に始めぬ聖慮の難有ことを感泣し、『これを老中に報ずべし』と奉答した。二十七日、所司代は魯艦退帆の事を兩傳奏に報じた。十月二十二日、所司代はまた魯艦伊豆の下田港に於て、海嘯の難にかゝりしことを報じた。十二月二十九日、所司代はまた、本月二十一日、筒井肥前守政憲、川路左衞門尉聖謨等が、幕府の命を受けて、露國の使節フーチャチンと應接し、下田、箱館、長崎の三港を開き、且つ下田に、彼の官吏を置くことを許したる旨を、兩傳奏に稟し、兩傳奏は、例によつて、關白の內覽を經て、これを奏上した（上編四六六頁及四六七頁參照）

四　朝幕の交涉

安政二年八月、禁裡付武士長谷川肥前守は、都築駿河守重峯と交代した。重峯が江戶を出發するに臨みて、閣老阿部正弘は、重峯に命ずる樣『米英（英國と條約のこと）露三國と通信通商の條約のことは、所司代を以て既に奏問に及ぶと雖も、文書は其意を盡さない爲めに、これを奏聞する每に、太く宸襟を惱まし給ふと承はる。足下は曩に、浦賀奉行の職に在て、この事件を親しく取扱ひ、其事情をも熟知するに依て、京都へ着したならば、所司代と共に、關白殿下に面謁して、下田開港の時勢上已むを得ざるに出でしことを、詳細に陳述して、殿下によりて、これを叡聞に達すべきである』とあつた。駿河守は九月十八日に着京したが、鷹司關白は、所司代と駿河守とを宮中に召喚した、所司代は關白に向ひ『外國の要求を、聽許せしことは、實に事情已むを得ざるに出でたることで御座ります。猶其應接の委曲は、都築駿河守より、言上仕りましやう』とありて、米英露三國との假條約の謄本を奉呈した、よりて駿河守は、席を進めて宇內の形勢、昔日の如くならざることを辯明し、三國應接の顚末を、委曲陳述すると、議奏廣橋光成、萬里小路正

阿部閣老都築駿河守をして外事を奏上せしむ……御沙汰書降る
……幕府は萬止むを得ざるを奏す……幕府の處置を諒とせらる……幕府ハリス登城の事を奏す……再度軫念の敕諭……
……幕府米國國書とハリス口狀の譯文を上る……敕使差遣の議……
……太閤政通の意見……幕府鎖國制度變革の事を奏す

房、傳奏三條實萬、東坊城聰長等、いづれも列席してこれを聞た。兩人退場するに及びて、關白は御前に伺候し、重峯の陳述せし所を奏聞に及むだ。二十二日、關白は所司代を召して、左の御沙汰を傳達せられた。

『去る十八日、三箇國への條約書寫、持參演舌之趣、並都築駿河守直話之次第等、委細及奏聞、條約書寫も被入叡覽候處、段々之御處置振、具さに被聞召、殊之外叡感被爲在、先以被遊御安心候、不容易事情斯く迄に居合候段、千萬御苦勞之御儀と被思召候、尙此上之御取扱振、御國體に不拘樣、御賴被思召候、右之趣、宜申上旨、被仰出候、且又各樣には、不一通御心勞、其外掛り之面々も、骨折之儀と、御察被思召候、是等之趣、各樣迄、能々可申進旨、御沙汰候、旨、今日關白殿被申聞候間、此段申進候』

こゝに於て、かの横濱條約、及び英魯兩國の條約は、所謂餘儀なきといへる幕府の事情を諒とせられて、朝廷に於て、是認あらせられたのである。然るに、或論者の如く、これを以て朝廷が幕府の開港政策に、御同意あらせられたものであるといふが如きは、大間違である。何となれば、幕府は當時まだ開港の主義を標榜して居た際にも、諸侯に令して『アリメカ船持參之書翰、浦賀表にて請取候儀は、全く一時の權道に有之間、右に不相泥一存寄之趣。可申聞候』といひ、其後朝廷より、屢外舶の跋扈を憂ひ給ひて、海防嚴備、

國體を汚さず、後禍無之樣にとの勅諭が下るに及びても、幕府は常に叡慮を體して『折角國威發揚の方略を相講じ可申、唯、方今海陸軍備未だ整はざるを以て、止むを得ず、一時彼を待つに、寬柔の典を以てしたので御座ります』との、ことを奉答して居る。即ち朝廷に於かせられては、幕府の國威發揚の時機あるを期待せられてである。申さば『三國條約は、誠に難儀の處を工合能く、折合ふた。嘸皆々難儀であつたらう、賞めて遣す、國體に關はらざる樣、取計へよ』との御意は御沙汰の中に、あり〳〵と拜見せらる。さるを暗に朝廷この時、幕府の開港政策に、御同意しながら、戊午の條約を御許容なかつたのは、朝廷の反覆せられたのであるかの如くにいふは、そも〳〵また事體を辨せぬの甚しきもので、失禮千萬なことである。

安政四年八月に至り、幕府は下田港駐在の米國總領事ハリスに、出府登城謁見の事を許した（上編四八五頁參照）これは老中堀田備中守正睦外交專任となり、尋で阿部正弘卒去せしと共に、幕府の對外方針の變せしによることである。同二十九日、御附武士大久保大隅守忠良は、當時關東に在りし所司代本多美濃守忠民（この年十一月脇坂安宅と代りて所司代に補せらる）の書翰を傳奏廣橋光成（四年四月廿七日三條實萬と代る）と東坊城聰長とに上て、其事を告げた。九月五日、關白九條尙忠（三年八月八日鷹司關白政通辭任尙忠これに代る）は、兩傳奏に命じ、勅

諭を大隅守に授けて、これを關東に達せしめられた。

『近々亞米利加官吏、國書持參登城之儀、被差許候趣、右無餘儀御次第も可有之、被思召候得共、元來夷情難量、先年以來、追々自儘之所業難制止、既に前件之模樣、虜情强勢差迫候次第に成行、特參之國書如何體之儀申立候哉も難量、深御心配之事に候。猶此上、皇國之瑕瑾無之樣、厚御勘辨御處置之儀者、勿論に被思召候得共、國家一體之御事に候得者、彼是被慮候、兎に角容易に御取窮は無之儀と被思召候得共、何分不損國體御取扱之儀、是迄に被仰入候事、更に被仰入迄も無之事に候得共、今般之次第に付ては、爾後之形勢如何哉と、吳々御心配御儀に候間、猶宜被賴思召候事』

然るに、十一月十六日、所司代本多美濃守忠民は、去月廿一日、米國使節ハリス江戸城に登り、將軍家定に謁し、國書を捧呈した（一編四九頁參照）とのことを、兩傳奏に報じ、なほ、右に付き米國大統領の書翰、使節口狀の譯文を執奏せむことを請ひ、十二月十三日には、所司代よりハリスの要求する所の、『貿易を行ひ、公使を置き、諸港を開く』の三件を、叡聞に達せむことを請ふた。十四日、兩傳奏は鷹司大閤、九條關白の內覽を經て、これを奏上した。所司代はなほ使節と老中との對話及び應接の筆記を、數回に分て進奏せられむことを請ふた。十五日に、先帝は議傳兩役を御前に召されて、御諮詢あらせらるゝ樣は『大樹家（將軍）の安危を訪ふを名とし、近臣を關東へ差遣せられて、老中に面會し、親しく使節應接の委曲と、處置の目論見等を問はしめ、其狀況によりて、更に

內諭する所あらむ』との御旨を以てせられた。一同『其の然るべき趣』を奏聞に及ぶと、先帝即ち宸翰を大閤政通に給ひ、其意見を問はせられたが、政通は『まづ關白より「畿內及び京都の近傍に、ミニストルを置き、貿易港を開くことは許さない樣に」との諭書を老中に遣はし、勅使を差遣はさることは、少しく時機を待たせられたが御宜しく御座りましやう』と答へ奉つた。二十二日に、兩傳奏は、政通の命を受けて、勅諭を起草し、關白尙忠の內覽を經、これを上奏して親裁を仰ぎ、二十四日に所司代に授けて關東に傳ふべしと達せられたが、恰もこの日、所司代は幕府が鎖國の制度を變革するの趣意書を、兩傳奏に上つた。二十八日、兩傳奏は、關白、太閤の內覽を經て、これを奏上した。

『近來世界之形勢一變致し、唐土之昔、戰國之世七雄四方に立分れ居候姿にて、御當國に於ても、已に外國と條約御取結、御交通被爲在候上者、古來之御制度に而已被爲泥候而者御國勢御挽回之期無之、日夜御心（將軍の）を被爲惱候御儀に有之、併非常之功者、非常之時に無之候而者難成、中興之御大業を被爲立、御國威御更張之機會も、亦此時に有之候間、大御變革被爲在度思召候得共。云々』

これ迄、幕府の奏する所は『外國の禍害頗る恐るべしと雖も、唯方今軍備不充分なるにより、餘儀なく一時彼の請を許したのみで御座ります、いづれ武備擴張の上は、國威を輝して、宸襟

を安むじ奉るべく』といふに在たが、然るに今こゝに至つて『古來之御制度に而已被レ爲レ泥候而者、御國勢御挽回之期レ無レ之』と、我から進むで開國を行はむとするのは、さながら朝廷を一寸騙しに騙し奉つた樣な譯になる。勢公武の間に、乖離を見なければならぬのである。

五　朝幕の交涉

扨て幕府に於ては、米吏ハリスに迫られ、登城謁見の事を許し、彼と假條約を議定する迄になつたので、其事情奏聞の爲めに、儒者林大學頭煒、津田半三郎正路の兩人を上京せしめたことは、前に記したる如くである（上編五〇四頁參照）が兩人はこの年（安政四年）の十二月二十六日に著京した。二十九日に、廣橋光成、東坊城聰長の兩傳奏は、所司代本多忠民の役宅に於て、兩人に面會に及び、兩人よりは、具さに米吏と應接の顚末を陳述し、且つ宇內の形勢を說たが、兩傳奏はなほ其概略を筆記して、捧呈すべしと命せらる、よつて兩人は、開國の國是を詳記し（箇條書は長文なれば略す）て奉呈した。兩傳奏は即日この書を以て、關白、太閤の內覽に供した。然るに。鷹司太閤は、明年政治始に、先づ神宮之事を奏聞の式終りたる後、奏聞すべしとの事を、兩傳奏まで達せられた。

翌安政五年正月十四日、傳奏東坊城聰長は、右の林、津田の書取を叡覽に供し奉つた。同十四日に至り、所司代は『外國御取扱方之儀付、叡慮爲ニ御伺一備中守（堀田正睦）御使被ニ仰附一、近々上京之筈候間、此段御兩卿へ御達可レ申旨、年寄共申越候事』との書を、兩傳奏に傳へ、なほ二月七日八日頃には、賀正使として、幕府から高家が、例の如く上京する譯であるが、それに先立つて、備中守が上京しても差閊があるまいか』との事を問ひ越した。兩傳奏は關白太閤の內覽を經て、これを奏聞し『備中守、賀正使に先ちて、上京するも差閊ない』との勅答を、所司代に傳宣せられた。十四日、先帝は、正睦上京の前、朝議を一定すべしとの聖旨を以て、『曩に幕府奏上する所の、鎖國の制度變革に關する。趣旨書に對する、可否の意見を奏上すべし』とのことを、太閤を以て、近衞左大臣忠熙、二條權大納齊敬、及び議奏（久我建通、德大寺公純、萬里小路正房、坊城俊克、裏松恭光の五人）傳奏の兩役に命ぜられ、期するに忠香、二條權大納齊敬、及び議奏（久我建通、德大寺公純、萬里小路正房、坊城俊克、裏松恭光の五人）傳奏の兩役に命ぜられ、期するに奉答を廿四日迄とせられた。廿五日、現任の公卿、九條大納言幸經、中山大納言忠能、廣幡大納言忠禮以下十七人に勅して、同じく右に對する意見を錄上せしめ、期するに二月二日迄とせられた。

『朝な夕な民安かれと思ふ身の、心に懸る異國の船』ア、この御製を拜誦するもの、誰かまた、先帝の外警に軫念し給ひしに、感泣せぬものやある。こゝに、朝廷の實情を記載するなくむば、正

睦の上京に際して何故に公武の間が、乖離したかといふの、因由を瞭解するに苦しむことであらう、第一には、先帝の叡慮の事である、測り奉るのも恐多いことであるが、先帝には、外舶の屢渡來し、通商條約を我に迫るは、敵て、彼等の請ふがまゝに、これを許さば、我國體を傷け、仰では上皇祖皇宗の威靈に背き、俯しては下幾千萬の赤子を塗炭に陷らしむるものである、と思召されたであらうと察し奉る。事實に於て、外舶の我に渡來せし目的は、通商貿易といはむよりは、寧ろ利權の擴張に在て、甚しきに至ては我國土に指を染めむとせしものすらあつた（上編三四九頁以下參照）から、先帝のかく軫念し給ひしことも、誠に御道理千萬である。今のハイカラ者流には、當時の朝廷を以て、頑迷固陋外人を禽獸視し、鎖國の舊習に安せむとせしものゝ如く、言ひ做すものもあるが、夫等の人々は先帝の御製

『天がした人と云人こゝろをあはせ、よろづのことに思ふとちなれ』

とあるを拜誦しては、如何なる感じをかなす、先帝に於かせられては、鎖國株守などの叡慮は、毫もあらせなかつた、萬邦を友とし、四海に照臨し給ふ帝德は、この御一首の中にも溢れて居る。たゞ來る者君子を以て來らず、やゝもすれば、人の家國を劫し、人の資財を奪はむとするの夷狄を以て來る。先帝の宸

憂し給ふ所は、全くこゝに在られた。されど、七百年來、武門の抑制を受けて、京都の一隅に垂拱し給へる朝廷に在ては、直に天下に令して、鴉馭の術を立て給ふこともならず、たゞ、勅諭を幕府に下して、海防を警しめ給ふと、祖宗の神靈に祈らせ給ふとの、二つに過ぎ給はなかつた。吾人は筆を執て、こゝに至り、一念當時の聖慮を拜察し奉りて、心腸爲めに寸斷せむとするものがある、嘉永六年十二月十五日ペリー渡來の事を、時の所司代より奏聞するや、先帝はまづ七大社（伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日）七大寺（仁和寺、延曆寺、園城寺、東大寺、興福寺、興隆寺、）に向て、御祈禱のことを仰せ出され、安政元年魯船近海に入るや同二十三日、先帝は常の御膳を減じて、七大社、七大寺に國安を祈らせ給ふに至る。ことに難有かりしは、安政五年六月十七日、德大寺大納言公純を勅使として伊勢に、唐橋頭辨胤保を奉幣奉行として石清水、賀茂に遣はされ、國安を祈らせ給ふ。今夜より二十四日敕使歸京に至るまで、御自ら齋戒沐浴、中殿東庭に於て、神宮を遙拜遊ばされ、また內侍所を拜せらる。今謹むで『孝明天皇紀』により、宸記の一節を揭げまつらむ。

『九日酉刻、神齋一如ニ神嘗、祭、依ニ勢州奉幣一也（中略）總火替如レ例、女中一等沐浴す、總て神事入例幣新嘗、用ニ中程一沙汰也。

十八日、壬戌陰晴、入レ夜月明、酉刻半東庭拜、總て具候、關白不參、裾職事へ與

奪之由四折奉行獻上、以ニ楸丸一申入、次に典侍、少將、内侍賢所へ行向、次下段にて、長橋永祐朝臣渡ニ束帶一其へ出御申出、次沐浴、次出ニ著朝餉一長橋以上單衣、次著ニ束帶一相服渡中山大納言、次手水、次出御、事々如レ昨了て歸ニ于時戌半上刻前一』

の詩に

『山河襟帶自然城、形勢依然舊神京、今朝盥嗽拜ニ鳳闕一、野人悲泣不レ能レ行、上村黃落秋寂寞空有ニ山河無ニ變更一、聞說今皇聖明德、敬レ天憐レ民發ニ至誠一雞鳴乃起親齋戒、祈ニ掃妖氛一致ニ太平一、安得ニ天詔一勅ニ六師一、直使ニ皇威被ニ八紘一、從來英皇不世出、悠々失レ機今公卿、人生如レ萍無ニ定在一、何日重拜ニ天日明一』

とあるは、彼が雲間より、洩れきたる、天日の御光に感激せし泣血の詠である。其他先帝御親拜のことは、橋本左内の書翰にも見え、櫻田烈士斬姦狀の中にも見えて居る。天下の志士は、實にこの難有聖德を仄承して、深甚なるインスピレーションを受取つたのである。其他、先帝が國安を祈らせ給ふ際、法樂の爲に、各神社に奉納したる御製には、恐多い叙慮の程が伺ひまつられる

『わが命あらむ限はいのらめや、遂には神のしるしをも見む』
『こと國もなつめる人も殘りなく、攘ひつくさむ神風もがな』
『國のこと深く思へばいましめの、雪もつもるか園のくれ竹』
『神心いかゞあらむと位山、おろかなる身は居るもくるしき』
『卯月來ぬあふひばかりか民草に、かゝる惠の露やかけてむ』
『わが思ひゆふべとだには限らねど、まして心を碎く秋かな』
『あるは時雨あるは雪げに曇りても、本の光はいつも變らじ』

六　朝幕の交渉

なほまた先帝の幕府に對せらるゝ叙慮は、如何あらせられしかと申すに、平生幕府の專横を憤らせ給ひて、皇權の御恢復を望ませ給へることは、拜察し奉るに難くないが、左り迚、德川氏を討滅遊ばされむとするの叙慮などは、毛頭あらせられなかつた事と思はるゝ、將軍に依賴し、幕府を助けて、この國難に當らせ給はむとせしことは、終始御一貫、少しも渝らせ給ふ所なかつ

德川氏討滅の叙慮にあらず……伊勢、石清水への御誓文……唯人心の一和を御希望……今日の立憲政體の基礎は聖德に胚胎す……應司太閤と九條關白……「東はあづま西は九重」……青蓮院宮……橋本左内の評言……三條實萬……左内の各卿月旦

た。乍恐、神宮始め石清水等への御誓文にも

『公武和熟、治世不レ生二惑亂一、不正之流言茂無レ之、天下泰平之事』と記させ給ふ。德川氏の舊臣たるもの、此の叡慮に對し奉りて、當さに聖恩の難有に感泣すべきである。次に先帝の軫念し給ふ所は、人心の一致といふ所にあらせられた『皇國人民歸する所』とか『人心の居合方』等の御文字は、數回の勅諭に屢〻拜せらるゝ。如斯にして、先帝は上御一人より、下萬民に至る迄、億兆一心以てこの難患を解決せむとし給ふた。公議輿論の上に、政治を行はせ給ふ立憲政體の基礎は、既に先帝の御時に胚胎すと申すべきである。

＊　＊　＊　＊

次に、少しく當時の攝關縉紳に付て知れる所を記さむに、鷹司太閤政通は、東山天皇の皇子閑白輔凞の孫で、藤原氏とは申せ、實は皇胤である、加ふるに、仁孝天皇の中宮新皇嘉門院繁子新朔平門院の御兄で、關白太政大臣たること二十餘年、先帝登極の初め攝政として、また關白となり、退職の後も內覽を兼ねて居らるゝ、其頃年既に七十歲、されば先帝もこれを待ち給ふこと師父の如く、權威比ぶものがなかつた。たゞし何時でも、執柄の職に居るものは、關東の意を懸念せられ、皇室に禍を招かざる樣にせらるゝ、太閤も其邊には充分注意する所があつたので、一派

の縉紳よりは、幕府に阿諛するものゝ如く攻擊せられた。それは、その職柄といひ、また現に水戶齊昭との姻戚の關係といひ、幕府を始め、齊昭よりも、常に幕情を申通じて（申編三ノ七頁參照）朝幕の睽離を防いだにもよることであるが、世間よりは『太閤には、瀆貨の風があつて、是迄關東に媚び賄賂を取られ、近來、數多の蓄財さへも出來大阪へ預けてあるとの事、平日關東より上使ある時は、傳奏用人土佐屋敷にて、應接する例であるが、鷹司家の役人は、態々大津まで忍び出て、如何なることにて、下向するかと、內情を逐一聞取て歸るによつて、關東の事は、何でも先づ鷹司家へ入るとのこと、また公卿は、御附武家所司代の外は、武家と交通の出來ぬ掟であるが、鷹司家へは、町奉行手先など往來するとのこと』（橋本左內書翰の一）などとの取沙汰が專であつた。

次に、九條關白尙忠、この方は、二條左大臣治孝の末子であつて、出て九條左大將輔嗣（また治孝）の二男の嗣となられて居る。素より攝家の隨一で、特に先帝の准后夙子（英照皇太后）の御父君である、されば先帝の御依頼も厚く、太閤とは平生相合はざる所より、最初は縉紳の間に人望もあつて、かの橋本左內の書翰にも『關白と太閤と、正邪の論有レ之事相分、主上は關白に御左袒之事、太閤は近來御不出來、云々』と見え、また當時の落首にも『世の中は慾と信との堺町東はあづま西は九重』などとあつた。これは、下堺町御門內の、東側は鷹司家、西側は九條家であるより、太閤は幕府

方、關白は禁裡方であるとの事を諷したものである。然るに、尙忠は兼て井伊家に所緣あるより、直弼の請托を容れ、紀州侯を幕府の世子とすることに盡力し、また勅允一條に付ては、すべて關東に依賴せられむとせしより、毀譽忽ち地を換へ

『關白殿下の儀は、乍レ恐、色々風說も有レ之候、元來春初の處にては、正論と申者多御座候處、既に賄賂も被レ行候哉之沙汰發露、後は皇朝の御爲よりは、却て關東有司に御諜被レ成候と申事、云々、又風說には、何か漁色の御癖も被レ爲レ在候と申事承申候、聞幃中の儀は、外人の可レ知にも無二御座一候へ共、六十有餘の御年には不似合、十六七の艷妾御幸御の趣、其上於〇〇も孃娥を御褻し被レ成候抔、醜聲申も有レ之候由承申候、固道路の說不二取認事とは申條、錦地にて御探索候はゞ、其實事御瞭然とは勿論奉レ存候』

などと、誹謗するものあるに至つた。

次に、粟田靑蓮院宮の御事である、宮は伏見邦家親王の王子であつて、初め南都一乘院に入室、二品に叙し、尊應法親王と稱せられ、嘉永五年靑蓮院を御相續、御名を尊融と改む。同年十二月十四日、天台座主御宣下、夙に俊氣潑溂、南都に御座での時分から、乍レ恐下世話にて、狂宮などと申上げた、橋本左內の書翰にも『英爽慷慨、中々不世出之御模樣、謀略は如何と難レ申得共、何分人材に相違無レ之、此御方一番依賴（先帝より）に相成候、此頃主上の御論は、神州を夷狄に爲レ辱候ては不二相成一旨、特立し被レ仰候よし、此も宮の後綱大分有レ之鹽梅、乍去世に知る人少なし。宮は粟田にては、御遠方故、此頃は、始終御里坊に被レ爲レ入候。云々』とある。當時

次には、近衞左大臣忠熙、この方は、後陽成天皇の四の宮關白信尋八代の孫で、世々內親王が近衞家へ降嫁になつて居らるゝ、皇室との御關係並々ならざる上に、先帝立坊の時より、師傅の命を拜し、御懇親尤も深く、特に皇居御炎上の後は、暫く近衞家を以て、紫宸殿代と遊ばされ、安政二年二月十四日、其第に渡らせ、觀櫻の御宴を催し給ひしを始めとして、屢御內々にて、渡御ある等、さながら、御一家の如く、思召されしより、先帝の御依賴も、隨ていと深く入らせられた。

次には、三條內大臣實萬、この方も近衞忠熙と同じく、先帝に坊中より奉仕し、御習字の御相手を仕り、皇考仁孝天皇よりは、精忠との叡感を給はり、格別の御依賴であつて、禁中の御式事などは、一切一手にて裁決し、今菅公とも稱せられた。さりながら、貧乏は公卿の附物であつて、其頃の狂歌にも

『三文も梨の木町の天保錢、忠義のことは百も御承知』といふのがあつた。これは、實萬の邸が梨木町にあつたからである。また其頃三條家の門に、『無二膏』といふ賣藥の廣告を貼り付けて、其傍に『公家の大出來物』と書付けてあつた。橋本左内は月旦を下して

『三條公御人品、品格溫雅寬平、御年は五十五六、御軀幹不二肥肥一候得共、亦痩少にも候はず、先中人體に御座候。流石事慣候御方故、圓熟之狀餘りて、鋒角稜々可レ恐方は無レ之、易レ就之氣味有レ之候、三公之官は例格よりは長御勤に相成、世間には格別御規模之事と申居候。云々』といつて居る。

なほ少しく左内の筆を借りて、縉紳の風丰を示さむに『久我家(通)は、正論と申條、直氣一片にて、才略はなく、大抵春日讃岐守の入智恵にて被レ致候、云々。中山家(忠弘)は、骨格雄豪、中々長袖之形貌には無レ之、卓然たる人物、文字なけれど、頗才略もあり、持守は諸卿第一と被レ思候、云々』また傳奏議奏に付ては『御所方は、傳奏兩人は好人物と申內、廣橋は兩端觀望、東坊城は鷹之引用故、關東方と申說、俗才にてかしこきよし、依て、御目附役に議奏一統被二指加一候よし、議奏は何れも正論家、其內久我、萬里、德大は魁者に御座候』といつて居る。

七　朝幕の交渉

京都一般の空氣……當時の縉紳は雛人形にあらず
……王政復古は彼等の理想；……儒者と浪士……これを煽るもの
は公卿侍と諸大夫……松陰の遺書……公卿は貧乏
志士の間接近す……行賄は正睦失敗の一因

扱て、京都一斑の空氣はどうであつたか、多くの縉紳は、先帝宵肝の叡慮に感激し、外夷の跋扈に慷慨し、幕府の姑息を痛憤したことは、勿論であるが、ズンと奥の其又奥には、この機會に乘じ、朝權を恢復せむとするの希望が閃いて居つた。實曆に蹉き、寬政に屈したる京縉の氣魄は、漸くこゝに伸びむとして居る。彼等は最早褪せたる衣冠束帶して、雛壇の上に並むで居る、人形の公卿樣ではなかつた。溫厚圓熟の長者といはるゝ、三條實萬すらも、書を山內豐信に贈て

『是迄、御政事向之儀は、關東へ被レ托候之御事、禁裡思召之儀被レ爲レ在候共、多くは御斟酌に不レ被二仰遣一候。猶又、關東よりも、無二遠慮一可レ有二言上一彌、公武被二仰合一國家太平、皇國之御美政を被レ施候樣、可レ被二仰下一候』

といつて居る。よしや、討幕とか、復古とかいふ積極的手段をとらざる迄も、幕府より外事を奏聞したりしを幸に、其尾につけ込みて、幕府の政事に容喙し、政權の一部を把握せむとするの希望はこの數行の文字の裡にも看取せらるゝ。否、既に年少氣銳の堂上の間には、此時王政の復古

を夢みて居たものさへあつた。それは、此年の冬、京都町奉行の訊問せし、鷹司家の諸大夫高橋兵部權大輔の口供書にも

『其後、堂上方之形情、御熟考（鷹司政通）之處、右御使（正睦）之御旨意柄は、何れも不服にて、王政御回復之議を唱へ候方盛に有レ之（原文註に「王政之儀は、久我家、萬里小路家、其他其外公家衆之内にて、專ら衆評有之候を、太閤殿にて御聞及有レ之候由」）とある。而して、陰に其勢焔を煽るものは、是等縉紳家の家臣、及び諸國より入り來て帷を下し、門戸を張れる儒者浪士であつた。鷹司家の小林民部權大輔、三國大學、青蓮院宮の伊丹藏人（後男爵）近衞家の老女村岡、一條家の入江雅樂、三條家の森寺因幡守父子、久我家の春日讃岐守（潛庵）等は、縉紳家家臣の錚々たるものであつて、儒者には、梁川星巖、梅田雲濱、賴三樹三郎、池内大學、書師に浮田一蕙、僧侶に月照、士流に飯泉喜内、勝野豐作等、彼等はいづれも皇室の式微を憂ひ、有志の縉紳に說くに、尊攘の議を以てしてした。今驚くべきことは、是等の志士と朝廷との間の接近して居たことであつて、かの薩摩の熱血兒有馬新七の名の如きは、先帝宸翰の中にすら拜見せらる。吉田松陰はまた其死を決して、別を父兄に告ぐるの書に於て『頑兒虛弱、本不レ在二人數中一、天下反有下謬聽二虛名一認爲中豪傑上矣、向以二愚論數道一致二之梁川綽、綽縡瀆二青雲上一蓋經二乙夜覽一云。一介草莽、區々姓名、蒙二聖天子垂知一何榮加レ之、兒死何晩也』といひ、また橋本左

内も、中根靱負に書を寄せて、慶永の存寄と、おのれの名とが、併せて天聽に達した』とのことを告げて居る。箇樣にして、是等志士の意見は、各〻所緣の縉紳を動かし、これによつて、九重雲深き邊へ迄達して居つた。

既に、諸侯の聲息を通ずるあり、公卿の自覺するあり、有志の讜議を入るゝあり、京都は決して昔日の京都でなかつた。其上に、今一つ幕議をして、京都に蹉跌せしめしものは、正睦が、賄賂を以て、公卿を操縱せむとしたることである。貧乏なる公卿の貨財に汚きは、古來の習慣であつて、橋本左内も『別て諸公卿には、過論無レ之候得共、貪慾之諸大夫、偏執心より、樣々の事申唱へ、書生の煽を煽ぎ候事不レ鮮。云々』といひ、又其賄賂の行使を記して

『彼是賄やら、例の御進物やら、諸式買取に付而、五十金ばかり費申候、今後も幾千か不レ被レ計候間、又五十金にても、百金にても、用意に御廻し可レ被レ下候（中略）此地の諸太夫抔も、金子も喜候得共、又道具を喜候。此は御客を招、賚付候鹽梅、依て賄には、御國より品を取寄せ可レ申候、東西の情不レ通候、而は、事成り兼候』（二月廿九日、中根靱負に寄するの書）

如斯卑劣千萬なる境界に、公卿を置たのは、幕府政策の依て存する所であつて、從來京都の事といへば、幕府は威力と金とで、何ともなることゝ信じて居た、またさう仕付けて來て居たもの

である。故に正睦等が、上京の報傳はるや、まづ要路収賄の説傳はり、正論家はこれに激し、不正論家は所謂偏執の心よりこれを嫉み傷け、共に正睦等を窮地に陷れたのである。

八　朝幕の交渉

當時の京都の模樣あら〳〵斯の如し。

宸翰尙忠に降る……關東の獻上を受け給はざる叡旨……「兎角黃白には心迷ふ者に候」……宸翰再び太閤と關白に降る……謄本を靑蓮院宮に示し給ふ……林津田の奏上……兩人と傳奏との問答……兩人に歸東の命……落首

に下して、意見を徵し給ひし後、正月十七日に至りて、左の宸翰を關白尙忠に賜ふて、叡慮を示させ給ふ。

『上略、過日御入來、段々及二熟談一忝存候。且又其後段々愚存廻候處、實に異件、天下之一大事、誠に心配之至に候。尤尊公も御配慮被レ爲レ在事と御察申入候。右之箇條鳥渡申入候間、何卒御配慮、御取計賴入候事に候、然御覽之上、次第理不當御見分御申渡と存候。

一、今度夷人願之事に付、三公始め兩役趣意尋之方、過日御尋に候間、可レ然御答申置候、其に付ても、愚存に候、實に今度之儀は、天下之大事故、皆々無二腹藏一申出候はゞ可レ然存候、然し、誰も尊公太閤へ對し、申度事も憚不レ申、半分にて止に致し候事も有レ之も難レ計、左候ては、勅問も誠之式作法同樣に成候ては、實に何不二役立一と存候。兩公之處にても、無二遠慮一、人々存意次第、十分に可二申入一樣可レ然、其上にて捨用は評議之上之事に候事、何分にても、一大事之儀、他事共違候事、多人數之內故、存意次第、令二申立一は、又々宜存付も可レ有レ之も難レ計候半哉、何分にも此邊御含にて、一層無二遠慮一可二申出一御申渡あらば可レ然存候事。

一、備中守、今度上京候てどうか獻物之事、過日尊公御噂候、右に付、先頃も申入候通、實に右獻物如何程大金に候共、其に眼くらみ候ては、天下之災害之基と存候、人欲兎角黃白には、心の迷者に候、心迷も事によりては、其限にて濟候得共、今度之儀、實に心迷候ても、騷動に候半哉、右に付、於レ私は、如何なる體にも受間敷存候、關東も物入多時節故、先此儘關東へあづけ置候樣、獻上之節、御申渡可レ然哉、又々入用之節は、世上靜謐之上可二申遣一候歟、關東へ預置事六箇敷儀に於ては、備中守へ其儘つかはし度存候、何分にも、今度は天下之大事、談來之事故、其儘預置と申せば、差障無やと存候、如何に、尊公被レ存候哉、可レ然被レ存候はゞ武傳へ御申付賴入候事。

一、今度之儀、天下之一大事に候て、大心配致し候、三公兩役、存意尋に相成候へ共、同敷は現任之人々、其外心有人には、存意尋候はゞ、如何可レ有哉（中編三七三頁參照）

一、三家始、大小名へ存意尋出候はゞ、又々外候諸國主之存之程も可レ宜哉、此儀も御勘考之上御執計賴入候事。

一、日本國中不服にては、實に大騷動に相成候間、夷人願通りに、相成候ては、天下之一大事之上、私之代より、斯樣之儀に相成候ては、後々迄之恥之恥に候半哉、其に付ては、伊勢始之處は、恐縮不レ少、對二御先代之御方々一不孝私一身無二置處一至に候間、誠に心配仕候。右之箇條、此節色々勘考候へ共、宜量見不レ出、先々存附丈打明、內々申入候、理運に被レ存候得ば、御勘考之上、御取計何れ希入候事。

但、大閤へは未一言も此書付は不レ申候。此節所勢にて、却て困と差控候。先執政之御事尊公へ內々愚存申入候間、御勘考御申渡、偏に希入候事。

必々金類に御眼被レ附ぬ樣、申兼候得共、爲二天下一申入候事　下略

正月十七日、午半刻認

此花殿　關白

この宸翰を拜見する時は、先帝當時の叡念は、誠に瞭然たるものがある。なほ先帝は、太閤の意やゝもすれば幕府に贊同せむとするものあるを憂ひ給ひて、正月二十六日、宸翰を太閤關白に賜ひて、激勵し給ふ。其關白に賜ひしものゝ內には

『中略、天下之大事、於二愚身一は、承知難レ致候、何れも、許容無レ之樣と存候事、異人之輩夫を不二聞入一候はゞ、其時は打拂可レ申哉と迄も、於二愚身一は決心候事、且又堀田備州申條之趣、於レ無二許容一は尤不レ快、其上如何樣成儀申出、俗云おどし候半も難レ計存候。乍レ去、天下之一大事之儀に付ては、備州一人位、如何樣申候共、決して無二當惑、猶更強意返答可レ然哉と存候。吳々も、國體安穩、人心居合肝要、御勘辨賴入候事。

萬一、太閤之處、穩便之沙汰に成候共、當職之事、無二遠慮一屹度御きばり無ては、如何かと心配候事（中略）

太閤、此節入來は、無二氣支一と存候へ共、萬一入來も難レ計、其節は何れ夷人之相談可レ有レ之と存候。然時、愚身も右如二書取一精々申候積りには候得共、是迄之相談事同樣に、予一言に太閤多言にて、申切に成候半と其深心配候。何れも愚存は、何國迄も此所存故、其邊兼て御含賴入候事、云々』

先帝は、なほこの宸翰の謄本を、青蓮院宮、及び三條內大臣實萬に賜ひて、激勵せられ、太閤と關白とを佐けて、廟議の一致を望ませ給ふた。

二十九日、兩傳奏は舊臘關東より上京したる、林、津田の兩人に、所司代の假役宅（正月四日、所司代の役宅火燒失、依て役宅）に於て、面會に及むだ。傳奏示命の趣は『先年梵鐘鑄換の儀に付き、太政官符まで御差下げに相成つたが、この度の一件は夫に比しては、更に重大なることである、諸事叡聞に達せられ、官符申受け、取計ふべきであるのに、擅に關東に於て取極め、登城謁見まで許さるといふのは、如何の譯であるか、また、米吏申立の內、畿內の港を開く云々とのこともある由であるが、以の外の事である』とある林は『昨冬以來、屢陳述するが如く、方今宇內の形勢大に變じ、萬國互に相往來して、懇に交際を結び、各〳〵我國に向て、和親貿易を求めむとする、即ち墨吏ハリスは、萬國の總代人となつて、我國へ往來したものである。されば關東に於ては、ハリスの請求を御聞屆になればまづ無事平穩であるといふの見込から、寬政以來鎖國の御制度を變革し、廣く萬國と交際を開かるべしとの、御評議もあるが、何を申せ、二百餘年來の御制度を、一時に變革することであれば、全國人心の折合にも關係することで、老中に於ても、頗る憂慮する所である』と申した。傳奏光成は『人心折合と申さるゝが、愈々〳〵和親貿易とならば、如何のもので御座るか』と申すと、林は答へて『まづ全國の七分通りは折合ふ見込で御座りますると』申した。傳奏聽長『當地の人心の折合は、最も困難かと存ずる』津田半三郎引き取りて『人心の折合難きは、畢竟異國人を禽獸と同樣に見らるゝが故で御座ります、試みに夫等の人々に向て、墨吏の要求を拒絕するには、如何なる計策が萬全であるぞと申さば、恐く萬全の策はないと答ふるで御座らう。此故に、戰端を開きて、國力を失ふか、又は和親貿易を許して、萬全を計るか、この二途の外は御座りますまいと存ずる、同じく國辱を被むるものとすれば、寧ろ輕く少ないものを取るに如かない、唯全國人心の折合ふと折合はざるとは、京都と關東との御評議、一致すると否とに御座ります』と申すと、所司代忠民も餘程途方にくれたるものと見えて、傍より『亞米利加一件も、今日の如く困難にならうとは、實に豫想の外で御座つた』と申した。其夜兩傳奏は、關白太閤に謁して、會談の顚末を告げた。二月一日、先帝は兩傳奏を御前に召されて、林、津田の兩人との問答を聞召されたが、此日關白太閤より、兩傳奏を以て、兩人へ『最早御用も無レ之によりて、隨意に歸途に着くべし』と申達せられた。かくて、兩人は二月十七日に、京都を出立して、大阪を巡見し、晦にまた入京、三月五日に歸府の途についた。尤もこの兩人は、前にも記したる如く（上編五〇四頁參照）勅許奏請使でなくて、事情奏聞使であつたので、近日堀田正睦上京との報もあれば、この

以外、兩人に御用のある譯なく、殆むど何等要領を得ずして歸府した。其頃の落首に

『大學（林大學頭）も扱て中庸となりにけり、孟子わけなく論語同斷』

『この度は公卿も取合はずまぬけ山、紅葉の山の神のばち〳〵』（林家）

また兩人は、男山の八幡宮へ參拜したが、不思議や神酒は酢となつて居つたとやら

『この度は儒者もとりあへず男山お神酒の酢飲むは神のばち〳〵』

これ等はみな京童の惡口であつた。

九　朝幕の交涉

扨、正月二十三日頃より、二月の二日頃迄に、曩に勅問ありし、三公以下現任公卿等三十三人の奉答所存書が、大抵出揃つた。概ね大同小異、其主旨は『幕府に於て、修好通商條約を結ばむと欲するも、人心の協和し難きを憂ひ、勅允を得て、これを鎭壓せむとするものであれば、誠に天下の安危に關することである、故に德川懿親の三藩以下、諸大名の意見を諮問し、人心一和士氣振興の御見據、確立するを待て、聖斷を下し給はるべし』といふに歸した。なほ稍細かに、當時廟議のある所を揭ぐれば

敕問に答ふる縉紳の存寄書……三條實萬……近衞忠熙……鷹司輔熙……太閤政通……醍醐忠順……阿闍の異名……「幕府は敕許を得て人心を鎭めんとするのみ」……縉紳希望の片影……悉く海外の形勢に盲目なるにはあらず

三條實萬の議にいふ『條約の許否は、國運の隆替に關係し、輕忽に決定せらるべきものでない、其許否を決定せらるゝに當りて、朝廷と幕府との間に於て、もし猜疑を生ずる樣のことがあつた時には、公武乖離の基となるにより、此患を防ぐことに注意せなければならない。今や幕府は寬永以前の故例により、既に米人に登營を許せし以上は、將軍も亦た寬永以前の先蹤を履み、輕裝上洛して、異國措置の朝議に參ずべきである、然らば公武の間に於て、猜疑を生ずるの患なきのみならず、君臣一致の狀を諸侯衆民に知らしむる所以であつて、和に歸するも戰に歸するも、全國の人心、皆其措置に服從することであらう。また非常の時に於て、非常の事を理するには、賢明の人が主將とならなければならない。當さに德川懿親の中に於て、名望と器識ある人を撰び、副將軍に任ぜられ、將軍の輔翼として、政務に參預せしむべきである、此事は目下の急務である により、宜しく速に勅諭を幕府に降し給ふべきである』と。

近衞左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙の兩人は、此議を贊成して、專らこれを實行せむことに周旋して居つた。また和戰の二事に就ては、實萬等は『一概に戰を主張する時は、擧止浮躁に流るゝを以て、戰を主とせざるも、亦た處すべき道なきにあらず』としたが、靑蓮院宮は『戰を懼るゝ時は、苟安に陷り易し』との說を執つた。宮と實萬等と分るゝ所は、この一點であつて、其他は同

一であつた。

鷹司太閤政通は、獨り衆と異なる議を立てゝ曰ふ、『往古三韓鞑靼の諸國と交通せし時に方り、皇朝の文物は駸々乎として、日に隆であつた、また寛永以降、長崎に於て和蘭唐土と貿易を行ふと雖も未だ嘗て弊害あるを聞かない、また甲寅の年、下田條約を開きしより、海外の事情も粗ぼこれを知ることを得て、貿易の利弊も亦これを推知するに足るを以て、關東より奏上せし、米國との條約は、勅許せられ差閊ないことゝ思はれる、然ども、現今の京都は、往古の如く皇居壯麗ならず、且警衛も未だ整備せざるを以て、近畿の地に於て、開港を許すことは不可である』と。

また醍醐中納言忠順は、其意見を錄上するに當りて『當時外國、必々敢難ニ打拂一事、雖レ爲ニ洋夷一、存外長居候處有レ之、又々難レ捨之事。當時難レ爲レ見ニ帝都事一。此三個條雖ニ申上一、誰知居候儀、殊更鳴濟に相當、深く恐入候。云々』と記した。然るに、議傳兩職は、多く『勅允すべからず』との議を執り、太閤の議を排せむとしたので、在野の有志は廟議の模樣を洩れ聞きて、いよ〳〵『太閤は幕府に阿諛する老奸である』と罵り、また醍醐忠順を呼んで『阿蘭狂』といつた。また關白尙忠は、實萬の議の異常なるを以て、もとより同意せず、政通の議は朝野の人心に忤ふを以て、贊成を表する能はず、唯、議傳兩職の說に左袒するの風を裝ふて居つた。

或はいふ、京都は鎖國論の巢窟なりしと、公卿は海外の形勢に付ては、盲目なりしと、外舶渡來の目的が既に上述の如くであれば、多くの公卿が攘夷の意見を懷抱したることは、無理もなかつたかといふに、公卿の攘夷論の最後には、『朝權回復』といふ希望の片影が横はつて居たからである。詮り開鎖の論は、朝權回復の好箇の題目となつたのである。幕府は開鎖論に失敗したのでなく、政權の收離に於て敗れたのである。今もし、實萬の議が此時事實に於て行はれたならば、幕府の實體は弱つたには違ひがないが、未だ猝かに滅亡には至らなかつた。幕府の滅亡は時勢の如何を察せず、井伊直弼が威壓を朝廷に加へた結果である。

一〇　堀田正睦の上京

やれ〳〵御待遠樣、去年の正月二十一日に江戸を出發した（上編五一八頁中）老中堀田備中守正睦は、漸く二月五日に京着、旅館本能寺に入た。勘定奉行兼海防掛川路左衞門尉聖謨（三條上る天性

堀田正睦の上京

正睦着京……參內……議傳兩役正睦と論ず……鎖國は時勢に適せずと……先帝太閤の態度に憂慮せらる……太閤と贋貨の風說……賄賂と伊勢の御祈禱料……逆立つ鱗撫で切れず……宸翰を近衞忠熙に賜ふ

寺を以て旅館とす）目付兼海防掛岩瀬肥後守忠震（木屋町瑞泉寺）奥祐筆組頭原彌十郎、兩番格奥御祐筆立田錄助、御勘定組頭高橋平作、御賄格御徒目附平山謙二郎等隨行、おの〳〵定めの旅館に投じた。兩傳奏は例によつて、正睦の旅館に至り、これを犒ひ、議奏久我建通、萬里小路正房、坊城俊克、裏松恭光等も、亦た訪問せられた。九日、正睦參內、先帝これを小御所に引見せらる、正睦まづ將軍家定の口上を奏聞して、天機を伺ひたる後、其獻ずる所の金孔雀香爐一箇（非藏人日記に、色繪鳳凰御香爐に作る）伽羅一本、黃金五十枚を奉り、また御臺所篤子より獻ずる所の大紋綸子三十端を奉り、正睦より は太刀一腰、蠟燭三百挺、馬（代金十兩）を獻上した。かくて、天盃頂戴、禮詑て、正睦は兩傳奏まで今回使命の趣を述べて退出した。この時、幕府より關白太閤に各〻銀百枚、卷物十、傳奏に各〻銀五十枚、卷物五、勾當內侍に銀三十枚を贈つた。獻上物御拒絶のことは、前記宸翰の御中にも、拜見せらるゝ所であるが、こゝにこれを御受納あらせらるゝに至つたのは、太閤關白あたりの意見により、叡念に任せぬものがあつたによることであらう。

十一日、議奏久我建通、萬里小路正房、及び兩傳奏は、正睦の旅館に至りて、米國の要求を容るゝの不可なるを論じた。正睦は其拒絶すべからざる理由を縷陳し、川路聖謨、岩瀨忠震の二人もまた、出て正睦の傍に侍し『具さに宇內の風紀大に開けて、鎖國の時勢に適しない趣意』を辯じて、正睦の言の足らざるを補ふた。この時正睦よりは、米國との條約案を兩傳奏に呈し、また當日陳述する所の趣旨を、委細筆記して、翌十二日に兩傳奏に上つた。頗る長文のものである から、こゝにこれを割愛するが、文勢堂々、雄渾卓犖、我國體と立國の基礎抱負を述べて、萬國交通の人類の通義たるに及ぶ、まこと得易からざるの名文である。多分、聖堂當年の俊髦岩瀨鷗處の立案する所、夫に正睦や、聖謨が加筆したものであらうと思はれる。十二日にも、また議奏德大寺公純、及び兩傳奏は、正睦の旅館に出で向ひ、辯論に時を遷した。

其時分、太閤は仔細所勞（內實の忌引）といふことで、引て居られたが、其意見は前にも記したる通り、幕府の取計を贊同する如き傾きがあつたので、種々の流言があつた。關東より『此度の事、御伺の通り相成る時は、主上へ一萬兩、太閤父子へ一萬兩、兩傳奏へ一萬兩進ぜらるべし』と川路より申出でたるに、兩傳奏（廣橋東坊城）は少々受けたが、太閤は流石に事濟むまで預け置かれたならば、備中守は一萬石の加增になり、川路岩瀨の兩ともいつた。また『この度の事、仕遂げたならば、大名に取り立てらるゝとのことであるが、彼等が爲めに神州を犧牲には出來ぬ』と、憤慨した堂上もあつた。風說ほどの事は決してあるべきではないが、併し正睦が賄賂を以て、朝廷を買收せむとした事は、事實であつて、この月（二）の下旬、川路が京情を江戶に報ぜる書中には、

『縉紳家へ賄賂を遣るに、伊勢の御祈禱料にするとて、受取るが更に効驗がない』と記してあつた。賄賂は賄賂で受取て置て、用件は刎ねつける、如何にも肉皮な遣方であるが、其時分、公卿が金錢に渇して居たことと、腐敗の程度は想像すべきである。また其頃の落首に『三萬で逆立つ鱗撫で切れず』といふがあつた。

先帝は、太閤の態度に深く御懸念遊ばされ、この月十六日、宸翰を近衞左大臣忠熙に賜ひて、叡旨を翼賛せしめられた。

過日は以二青門一（青蓮院宮）愚存申試候處、御承知之上、段々承忝存候、其後も段々と、日々議奏抔とも談候に、何共心配之至に候、太閤右府（輔熙）之處、何分見込違之樣子（輔熙が父太閤と意見を異にす）内々承、其他武傳（兩傳奏）もちと堀田申條にかたぶき掛候樣聞候半でも無レ之、誠に誠に心配仕候、此節では關白（尚忠）は大分きばり被レ居候由、先々其が賴に有レ之候、何卒關白之心得違無レ之樣と、其已存候（略）（中）其上關白へ不二申聞一、太閤邊計にて濟候事もどうか内内乍、武傳方に有レ之由も承候半でも無レ之、左候はゞ、私も不知、又所存も不レ在、可笑な物にて、事治定に成候と、誠に心配之至に候、世上之風評も、此節太閤は甚惡敷樣子、扨々氣毒之事に候。關白はきつう善評判之樣子、左程にも無レ之候半哉（略）（中）右に付、私存候は、何分にも人心折合人和肝要に存候、何卒過日も以二青門一申入候通、御親族の大名方へ、内々にても、右存意御洩有レ之候て、各承知致居候はゞ、萬一今度可レ笑な返答振に成候共、一等の心意はなれ間敷哉、つまり私が宜者に成度にては、實々決して無レ之、何分にも、日本國の爲故、私一人之爲にては、決して無レ之候、其段御賢察希入候（略）（中）此一件は、鷹司一家の沙汰には御なづみ無レ之樣と存候、何卒願は尊公も、私之味方に御成被レ遊候下候はゞ、厚恩難二申盡一畏入候事、吳々も御じよさいは不レ被レ爲レ有御きばり、御配慮希入候事（下略）

二月十六日、午半刻認

左大臣殿

一一 堀田正睦の上京

先帝は、同二十日に、なほ宸翰を關白尚忠に賜ひて、助言せむことを求め給ふた。二十一日には、廟議『何分神國之重事、被レ對二神宮一等、難レ被二決定一に付、諸大名再衆議談合之事』と、正睦に仰下さるべく、一決して居たが、二十二日に、太閤參內せられ

正睦へ敕答の朝議決す……正睦敕答書の改刪を請ふ……御下問の箇條……絕體に開港を嫌はせらるゝにはあらず……正睦事功を急ぐ……其粗野吶辯なりしも亦一因……京童の落首

て『和親貿易之儀可レ然旨』奏聞に及ばれ、其所に阻碍を生じたが、先帝はなほも叡念を飜し給はず、再び議を決し、二十三日に、議奏久我建通、德大寺公純、及び兩傳奏は、正睦の旅館に至りて、左の勅答を仰せ出された

『今度之一條、不二容易一奉二神宮始一、御代々々へ被レ爲レ對候ても、可レ有二如何一哉、深被レ惱二叡慮一候、到二此期一候ては、人心の居合、國家の重事に候間、三家以下諸大名之赤心、被二聞食一度、思召候、今一應被レ下二台命一、各所存被二書取一、被レ入二叡覽一候樣、宜御取計有レ之旨、正睦は、この御沙汰を拜受して『如何にも御手重き御仰せであるが、少しく其文字を改められ、ことはなりますまいか』と申すと、議奏久我建通は、儼然として『これは上旨で御座る、一字一句を改むることは出來ない、速に關東に達して、大名の建議を上らしめよ』と申さるに、正睦も詮方なく默した。なほ、兩役より、切紙を以て、尋問に及ばるゝ箇條は

一、應接假條約之趣、無二餘儀一次第にて、開港候共、舊冬十二月二十四日、被二仰進一候通、畿内及皇居近國被二相除一候樣にと（これは、曩に正睦の上りし條約案第三條に『兵庫を五十六ケ月の後に開くことゝし江坂に亞米利加人唯商買をなす間のみ、逗留するを得べし』とあるによる、なほ中編三九七頁參照）思召候間、摠州兵庫被レ除候樣には、相成間敷哉。

一、當時皇居實以御手薄に付、御不安心に被二思召一候間、畿内並近國之中、皇居四方に可レ然大祿之大名、堅固に警衛出來候樣、被レ遊度候事。

一、外國數ケ所建二商館一候儀、當時之處、制法御不行屆御事に候得共、往々無二饗之夷情、追々相募、終には反亂に及候儀無レ之哉、見込之處可二申上一之事。

即ち、これによつて見る時は、朝議も絶對に開港を拒絶するにあらずして、萬一已むを得ずして開港するとも、畿内近海を除きて許すといふの見込であつたのであつたものと思はれる。幕府が失敗したのは、あまりに結果を急いだ爲めであつて、此時勅命に從ひて、所謂衆議のある所を、鄭寧反覆に盡し、人心居合方の充分御安心の出來る樣にして奏聞せば、勅允は下つたであらうと思はれる。この尋問の箇條に付ては、正睦等より夫々陳辯に及ばれたが、中一日を經て、二十五日に、議奏萬里小路正房、及び兩傳奏はまた、正睦の旅館に向ひ、右の勅答書のことに付て、密話數刻に及ばれ、二十六日に至り、正睦より、早々關東へ可二申上一』旨、書取を以て、兩役迄申出でた。

正睦が、京都に於て蹉跌したのは、其擧動の疎野なりしと、訥辯なりしことも、大なる原因をなして居る。この人肥滿せる身體の、容貌閑雅ならざる上に、無頓着なる流儀なれば、誰の前に

ても思ふたることは、遠慮なくいふ、夫が婉曲に出ればよいが、訥辯なれば、まことに愛想なく、角張て聞ゆる、この點に於て、まづ議傳兩役の惡感と輕侮とを買つた。其相手たる兩役は、如何といふに、橋本左內も『特に可レ恐は、公卿も御氣象有レ之、議傳共、關東御役人よりは、格別にて、口才筆才も有レ之、應接位に事缺不レ申候得共』といつて居る。また正睦が兩役を始め、縉紳の間に侮蔑せられし趣は、左內、三條實萬の語を記して『又此條約に就、一々難詰も致度候得共、堀は迚も筆舌共論辯に不レ足、畢竟川岩と應對致候迄のよし、被レ仰、此には甚だ困入候』とも、また『堀閣の拙劣之爲、大に輕蔑之意生じ有レ之、關東の言辭取レ信に不レ足と申意味も相立、云々』と云つて居る。其また正睦が兩役のものに、飜弄せられし狀は、或時、正睦米國の富強を說き、盛に使節ハリスの爲レ人を賞めると、議奏正房『日本にもせめてハルリスの半分位、智慧のあるものが御座れば、其應接にも困らずして、貴下も態〳〵此地まで御苦勞にもなるまい』と冷笑した。また、議奏の一人より『此度の條約相許し候はゞ、十年位は大丈夫で御座るか』と問ふと、正睦『十年は愚か、私一生位は無難で御座る』といふと、德大寺公純『貴下は何年まで生きらるゝ積で御座るか、長短は分らぬではないか』といふ、一同吹き出した。正睦口無調法氣に『私も墨使には、格別迷惑も仕りませぬが、大名と公卿には困ります』といふと、またドツト笑ひ崩れた。

其頃の落語に

『この度、堀田備中守上京の沙汰に付、京都に於て、堂上方評議の節、中山大納言席を進んで、先年余が祖父前大納言（愛親）關東にて、越中（松平定信）を〳〵し事有レ之由、依レ之此度はもつこふ（堀田の定紋木瓜）を我〳〵ようと仰られければ、關白（尙忠）殿の仰せには、餘り強く〳〵ずと、金の出る樣に〳〵し方可レ然との仰ありしとなり』

『この度、關東より堀田といふ按摩が來りて、上下をよくもみ候に付、腹もしてと賴候得者、腹は御免と申候』

甚だ下卑ては居るが、正睦の當時京都に人望なかりしことは、是等を見てもよく分る。また落首に

『備中も備後疊となりにけり、踏付けらるゝ國の名物』

『吾妻では其名も高き八重櫻、今日九重に萎れぬる哉』

一二　堀田正睦の上京

京紳の感情を惡からしめしは關東威壓の反動……幕府動もすれば承久の故例を云々す……先帝之を聞召す……橋本左內天意に感泣す……太閤政通辭表を上る……關白尙忠の態度漸く怪し……久我建通の直言……殿下には二枚の舌

またこゝに、最も京紳の感情をして惡からしめしものは、關東に於て、例の威壓策を用ひむとしたことである。それは、正睦等が上京以前、幕閣中に於て、誰であつたか『いよ〳〵事面倒に及ばゞ、承久の例もある』と申したものがあつた。其事は、鷹司家の諸太夫小林民部權大輔が、町奉行に於て糺問せられし時の聞取書に

『宮（青蓮院宮）より被二仰聞一候には、太閤殿（政）計にも無レ之、既關東にて、承久之例を申者も有レ之候處、下として上を量候儀は難二相成一候と、川路申消候由之風說、宮にも及二御聞一之旨、被二仰聞一候』

とある。誠に以て、不屆千萬な話であるが、正睦等が滯京中も『主上を彥根城に移し奉らむとか』『或は承久の故事を再演せむ』とかいふ風說が頻りであつた。太閤は、これを聞て憂慮の餘、二十二日に拜謁の際『此際關東の請ふ所を允し給はずんば、箇樣の說を立てるものも御座ります』との事を申上げた。先帝は聞召されて、いと不審に思召された。また橋本左內の手記する所によれば『傳奏東坊城、太閤に恐れ、賄賂を取り、剩へ今度關東の申事不レ爲レ成時は、承久の後鳥羽帝の事抔、恐るべきか』と申上げたるに、先帝は大に御笑叱遊ばされ『其は間違であらう、かの時は武家に歸したる權を、御所へ御取返しの御趣向であつたが、これは、皇國の一大事故、皇國人心の歸する所によつて、處置する積りである。彼は內地にて公武の爭、此は皇夷の爭であるに、承久の事は決してないから安心せよ、もしまた強て其事を行ふとならば、其時は畏るゝに足らず』と御垂諭遊ばされし由』とある。左內は『此一語之御德音、實に鳳鳴龍吟、爲二吾神州一增レ光候事萬々、吾儕一命位、實に不レ足レ惜と奉レ存候』と、感激の辭を洩して居る。

然るに、太閤の意見は、依然として關東へ御一任といふに在たので、先帝は、いと御不懲に思召され、終に二十八日を以て、九條關白へ『是迄何事によらず、太閤被レ申候儀は隨ひ用ひ候へ共、今度の事は、天下之一大事故、國體に拘り候故、どうも同心は不レ被レ致候、此頃太閤又々所勞再發之由、定めて色々心配と氣毒に存候間、一向此邊にて、內覽被レ辭申候ては如何哉』との御沙汰を傳へられたが、翌二十九日に至りて、政通は辭表を上つた。議奏久我建通、德大寺公純、萬里小路正房、傳奏東坊城聰長等は『過日關東へ、三家始居合の儀に付き、仰せ遣はされ候際、太閤、關白兩公の御命により云々と、ありしにより、唯今辭職聞召され候ては、世間の聞えも如何や』とて、『暫時何事も御沙汰なしに』との事を關白に願ひ出る、關白よりも、亦た主上に御願の儀ありて、まづ其儘といふことになつた。其趣は、三月五日附、近衞左大臣への宸翰に

『略　且昨日、關白入來にて、段々及二詰合一候處、內覽邊之處、至極之都合にて、先々此儘にて延引、詰り堀田歸府迄にも成候半哉、至極之都合に候、右に付ても、關白被レ仰候樣な、廢帝抔之事は、不二存寄一之事乍、此處にて內覽被二聞召一候儀に候はゞ、過日御禮と稱參上にて、充分に上へ申入候か、其は去月二十二日申入候と違、腹立之心有て、申入候間、餘り

御困りと存恐入、其上此度之一件、不二成就一之基と存候。右之儀極密乍、鳥渡承候間、誠の御案思入候間、兎角々々只此儘にて、御宥免ㇾ可然。云々』

とあるにて、拜察せらるゝ。然るにまた、關白尙忠の態度が、其頃から段々怪しくなつて來た。關白は陽に關東の奏事は勅允すべからずとの說をなすも、陰にこれを幕府に委任するの工夫を講じて居る、とのことが世間に洩れる、有志の徒は『關白は備中守の賄賂を受けて、其囑請に應せんとするものである』と罵つた。近衞左大臣忠熙は、かくと聞て、大に憂慮し、同志の縉紳と相議る所あつたが、議奏久我建通は、關白の邸に至り、面會して『殿下には、二枚の舌がある、其一枚を拔き去らねば、衆人の疑惑を解くことが出來ぬ』といつた。關白は『予が胸中には、別に深意がある、卿等の敢て知る所でない』とばかりに取り合はない。建通は怒て『殿下が前日議奏に語られた所は、詐言であつて、殿下もまた東使に阿附して、皇國を夷人の餌となさるゝ、徒で御座るか』と席を蹴て立ち、遂に疾と稱して辭職の表を上つた。これは三月三日のことであつた。

有志の堂上は、建通が論爭の事を聞いて『關白にして、關東に阿諛せらるゝこと、此の如くであれば、叡旨何れの日にか、貫徹するであらう』と憤慨し、在野の志士も亦た激昂し、遂に『關白の一命を申受けん』との言を書して、攝籙の邸內に投ずるものあるに至つた。

一三　堀田正睦の上京

三月五日、正睦は關東から、老中の奉答書が參つたといふので、議奏坊城俊克、及び兩傳奏を其旅館に延きて、左の書を呈した。

正睦幕府の奉答書を奏す……正睦の苦境……奉答書の矛盾……奉答書は關白の內意を受けたる傳奏と正睦との馴合……關白尙忠、青蓮宮忠愍賀萬等の參內を遮る……集會を禁じ又直奏を停む……宸翰忠愍に降る……御諮問に人なし……一切めて靑門にても傍近く」と仰せ給ふ……暗に御退隱を示し給ふ

『去月二十三日、被二相渡一候御書取之趣、則關東へ申上候處、別紙之通被二仰出一候間、其段御心得、宜奏聞可ㇾ被ㇾ在ㇾ之候。且又、右一條迫々時日相延候內、亞墨利加掛合差縫候歟、或者英吉利船等渡來致、如何樣之混雜を生じ可ㇾ申哉も難ㇾ計、左候而者、國家之御爲甚以不ㇾ可ㇾ然候間、可二相成一者、早々御沙汰有之候樣仕度候事』

其老中の奉答書に

『今度、爲二御使一上京之上、委細傳奏衆を以て、被及二奏達一候處、去月二十三日、兩卿並議奏衆御自分へ被二行向一、此度之儀、深被ㇾ爲ㇾ惱二叡慮一、到二此期一候而者、人心之居合國家之重事に候間、御三家以下諸大名之赤心被二聞召一度思召候。今一應被ㇾ下二台命一、右所存爲二書取一入二叡覽一候樣、關白殿太閤殿御沙汰之趣、書附被二相渡一候に付、右書附被二差越一到來候。則及二言上一候處、叡慮之趣、御尤之御事に被二思召一候得共、人心居合方之儀者、如何樣にも關東にて御引請被ㇾ遊候間、被ㇾ爲ㇾ安二叡慮一候

樣に、被レ遊度旨も被二仰出一候間、此段傳奏衆へ、早々可レ有二通達一候。恐々謹言

三月朔　脇坂中務大輔安宅判

堀田備中守殿　久世大和守廣周判

松平伊賀守忠固判

内藤紀伊守儀は、病氣不參中に付、連名不レ仕候事。

正睦は手續上、敕允を仰ぎに上京したるに過ぎぬ、然るにこゝで『再度諸大名の意見を取纏めて上奏せよ』とあつては、正睦は必至當惑したのに違ひない、さり迚、最初、正睦が上京に付て、幕府よりの伺書には『外國取扱方、御變革被レ爲レ在候付而者列侯諸藩に至迄、人心居合候樣被レ遊度に付右所置振等、叡慮爲ニ御伺一』とある、それに付き朝廷にては『今一應被レ下二台命一、各所存被二書取一、被レ入二叡覽一候樣』との勅答を下されたるに『人心居合の儀ならば、關東に於て、御受合申す』とあつては、あまり朝廷を馬鹿にした咄、朝廷より折角仰せ下された詮もないことゝなる。されど、これは、正睦が、この勅答を頂戴して、當惑した際に、傳奏との間に、妥協が出來て居つたものと見えて、堀田家の文書に

今日（二月二十五日）傳奏衆議傳奏衆兩人被二行向一候に付、答書面差出、總て打明之談判に相成候處（中略）近來主上之御樣子、實は異人一條等、深く御心配にて、御寢食をも被レ安候程之御事に有レ之由、右に付ては、何とか宸襟を奉レ安候樣、御取計之儀、ひたすら御賴申度、尤色々議奉衆より、奏聞有レ之候由ながら、何分御安事被レ遊、何とも恐入候御樣子之程、萬里小路抔は、落涙申聞、尤戰抔之叡慮は、元より不レ被レ爲レ在候樣に被レ伺候由、傳奏議奏抔も、戰は見込中々無レ之由、主上も御處置之上には、何も別段之叡慮有レ之儀は不レ被レ爲レ在候樣子ながら、只々日々之御心配を、何とか致し御安じ申上度、理窟も何も捨、其所計深く折入て賴申候趣、議奏衆も精々被レ申候事に御座候。別に理窟とても申出候事に候はゞ、何とか論破も可レ致心組に候得共、前文の通、理窟も何も差置、只ひたすら落涙御賴み、此書取關東へ御廻し相成候樣致し度、關東をも經候はゞ、右等の廉にて、叡慮も被レ爲レ安候樣可二相成一由申聞候に付、此書面關東へ差出候得共、云々』（正睦より江戸閣老への書面）

と見えて居る。

然るに、正睦はなほ憂慮に堪へざりけむ、翌二十六日、御附武士大久保大隅守、都築駿河守を以て『如何樣の奉答をすれば、おさまり付くであらうか』と傳奏東坊城聰長へ、相談に及ぶと聰長は、『大樹公に於て、御引受遊ばさるゝとならば御安神の事で御座らう』と申した。これは、内々にて關白も承知の樣子であつた。申さば『主上御氣休の爲め、勅答を一先づ關東へ廻して貰ひたい、一ベ

ん關東をくぐつて來れば、夫でまた御安心にもなる譯である』といふのである。然らば、箇樣な奉答が、關東より來るのも、當然のことであるが、先帝の期させ給ひし所は、中々以て左樣な輕易なことではなかつた。靑蓮院宮、左大臣忠熙、內大臣實萬等は、關白近來の擧動に付き、大に不審を挾み、より〳〵協議をして居ると、關白より廣橋光成を以て『種々話合不穩なる儀申上、御政事向、御差支に相成るに付き、爾來其心得にて、會合など致間敷、また直に主上へ言上なき樣』と申渡された。これは恰も關東より、右の奉答書が參つた五日の夕景の事であつた。忠熙より右の奉答書のこと〳〵、關白より被二申渡一たることとを、書面を以て先帝に申上ると六日に宸翰を以て、忠熙へ宸衷の御程を示させ給ふた。

『只今は玉章拜見候處、誠に大變の御書之趣實に力落當惑仕候事に候。此事何共合點ゆかず、大不審之至りに候。偖先關白面會候處、如二別紙一關東返答申上候間、私申候は、かゝる返答振は、元より心配致居候事に候、然乍、無二詮方一見限承知とは、如何體にも難レ申候。何卒今一應、おして御申遣は成間敷や（關東へ再度群議申遣はされ度との御意）と色々申談候處、關白被レ申候には、私（尙忠）おいても、實々恐縮之至りに候。然加樣申參候は、何れ堀田細工に無二相違一被レ存候。何分此返答甚六ケ敷、人心居合は於二關東一如何樣にも引請いたす文言、當時愚昧之大樹と申は、こちら內話の事、表向大樹之事故、征夷將軍之何體にも引受ると被レ申候を、こちらから何共申遣難き譯には無レ之や乍レ去此通りにて、御承知之旨は申遣候譯合無レ之候間、先天聽に達し置たと計、返答にて、何卒備中歸候事成間敷いかゞ被レ尋候間、其邊至極尤には可レ有レ之乍、其にては、於二關東一も早許容不レ成候ては大事故、何卒嚴命にて、無理からにても、おし付候樣見候、左候ては、人和にはならず、元より歸服候譯合に候間、右引受は被レ成候段は、安心之模樣候得共、實々謂無レ之候半哉、其邊深く心配の譯合に候。

一等人和にて無二所存一事に候や、後難有候やは、如何と申候と、又如斯次第にては、所詮六ケ敷儀故、神奈川計許容、五畿內近海は固無用、と申のと兩樣、一先書付、猶又兩役勅問之人々、右返答書付は兩方にて御相談可レ然哉、猶得と御思案後難無レ之方可レ然と答置候。全體關白之所存は、眞實之處如何哉、私申候故、御附合に候哉、又太閤之御內意にては、甚以心配仕候通り、約條之通、逐一許容にて、宜事に思召哉、尋候處、私（尙忠）は始より申通り、御許容にては近患元より不レ好之事に候へ共、時勢變革、右之返答振次第にては、頓と詰り致方無レ之仕合、又格別嚴敷被レ仰候て、御受は申さず、公武之御隔間に成候ては、

今日之事に掛り、甚心配之至りに候、役外之人は、所存通づゝと申上候へ共、役人に成候へば、心に以、箇程思候共、又々左程にも致しがたく、心配之旨申居られ候間、何分にも前之兩條まで、得と可レ有二御配慮一申置候。其餘數話に候へ共、一々に難二書取一要計認申候』（略下）

當時先帝の叡慮と、關白の態度は、右の宸翰にてよく拜見せらる太閤の意向は前述の通りの始末、賴みに思召されたる關白すらも、斯の如く軟化する、かつ股肱とせられたる、靑門、左府、內府共に、關白の意にて進見を遮らる、先帝の御心細きことは限りない。そこで、此時の宸翰中に『靑門御參、是迄通り議奏共とも、話合は差問へがあるかは知らぬが、唯伽に出ることは、太閤も承知の事なれば、仔細ないことゝ思はれる。萬一關白が何か申した時は、異人一件の話などは、更になかつたと申すであらう、此節大心配、鬱氣の時節であるによつて、靑門にても氣まぎらしに御出なくては誠に困る、と申置くによつて、御安心にて御入來の樣、篤と尊公より御諭しを願ふ、尊公も亦た靑門と一所でなき日に御出でを願ふ』との御意を傳へられ、終に『御兩人共御出、實賴入候事、左樣無候ては、私一身玆に極、不慮之發念難レ計候間、何卒其邊御推察にて、靑門へも得と御敎諭、是非是非願入候事』と記させ給ひ、暗に讓國の叡慮を示させ給ふた。

一四　堀田正睦の上京

こゝにまた、鷹司家の諸大夫小林民部權大補良典は、太閤の意見が、時論に忤ふものあるを憂ひて、屬諫諍すと雖も、其言聽かれざるを以て、百方苦慮して居つたが、關白尙忠も亦た變心すると聞きて、憤慨に堪へず、一死を以て、太閤を直諫せばやと決心し、一夜太閤の居室に伺つた。

華頂山の初更の鐘聲、庭前の落花を誘ふて後は、靜かなる夜の月影朧に更けて、氳氣はまづ座隅の銀爐より湧く。太閤は闌燈の下に讀さしたる書を机上に伏せて、座睡の夢も、立ち昇る香靄と共に淡き折柄、フト跫音に目を醒まされ『民部權大輔に御座ります』と申す、太閤いと不審氣に『誰ぞ、誰ぞ』と二聲ばかり呼ばはれば『民部權大輔徐に襖を開きて、太閤の前に跪き『小臣一生の御願が御座りまして、時分ならずも御夢を驚かし奉ります』と申す、太閤『改まりての申條かな、何事であるぞ』と申さる、民部權大輔涙をハラ〳〵と流し『申上る迄もなく、殿下にはとくにも知召さるゝ通り、この度關東よりの御伺に付きまして、恐多くも主上には宸襟を惱まされ、寢食も爲めに御安からずと承はる、かく承はるだに、

小林民部權大輔鷹司太閤を直諫す……太閤の反正……一方關白の態度……三條實萬關白に面會せむとして得ず……清華の家に攝關家が勅使……再度の勅答案……關白總て關東に委任せむとす……「何共御返答之被遊方無之」……議遂に決せず……忠熙への宸翰

堀田正睦の上京

小臣腸も寸々に斷たるゝ思ひに堪へませぬ、まして雲の上の御慨き御如何樣にか御在すらむ、然に主上の羽翼となり、宸襟を安め奉るに集てこそ候へ、あはれ、正論を奮ひ起して、主上を輔佐し奉り、皇國を常磐堅磐に保護し給はれ、これぞ小臣が一生の御願で御座りますして『民部いしくも申つる哉』と、感悟の體に伺はれたが、これより太閤は、先帝の叡慮を體し奉りて、專ら正論を發揮せらるゝに勉めらるゝに至つた。

一方關白は、曩に先帝に答へ奉りし趣意を以て、幕府へ再度の勅答案を起草せしむべき旨を、傳奏東坊城聰長に命せられたが、有栖川宮（織仁親王）を始め、中山（忠能）正親町三條（實愛）正親町（實德）八條（隆祐）中院（通富）橋本（實麗）野宮（定功）等の諸卿よりは、激烈なる上書が出で、頗る紛擾を極めた。三月七日、三條内大臣實萬が參内すると、關白は宮中に在たので、實萬は面會を求めた、關白、人をしていはしむる樣は『非職の人（關白内覽、勅問御人數、議奏傳奏等の役人に非ざるものをいふ）にして、頻々建言せらるゝは、元來禁中の御掟に背くことである、今卿が面晤を求めらるゝとは、亞米利加一條のことでは御座らぬか、然らば、予は面晤することが出來ぬ』とあつた爲に實萬は其意を得ずして退朝した。蓋し前にもいへる如く、關白は傳奏光成をして、青蓮院宮、及び近衞左大臣、三條内大臣の參朝を止めたが、他の二人を止めて、なほ未だ實萬に及ばなかつたのである。九日に先帝は關白の奏する所の、勅答案を群卿の議に附せしめられた。然るに、忠熙と實萬とは、前日、關白が親王三公の參朝を遮止したのを憤りて、病と稱して參内しなかつた。先帝はいと本意なく思召されて、鷹司右大臣輔熙、二條大納言齊敬の二人を、近衞邸と三條邸とに遣はされて、これを召さしめられた。清華（三條家は清華）へ攝關家の勅使といふことは、百年來ないことである、と噂せられた。黄昏頃、忠熙と實萬とは始めて參朝した。扨尚忠命を奉じて、衆議に附せられたる勅答案は

『今度之一條、不二容易一、奉レ始二神宮、御代々々被一レ爲レ對候而も可レ有二如何一哉、深被レ惱二叡慮一候。至二此期一候而者。人心之居合國家之重事に候間、三家以下諸大名へ赤心被レ聞食一度思食候。今一度被レ下二台命一可レ被レ遊との事及二言上一候處、人心居合之處は、先以御安心被レ遊候得共、神宮始、御代々々へ被レ爲對候而者、何共恐多、東照宮以來之御制度を御變革被レ爲レ在候儀は、天下之人望如何ゝ思召、再度被レ惱二叡慮一於二關東一可レ有二御勘考一樣、御賴被レ遊候事』

この案の主意は、條約一件を擧げて、關東に委任するといふにあつたので、これを論駁するもの頗る多く、議は遂に決しなかつた。翌十日、先帝は更に青蓮院宮及び現任の參議以下に勅して、

この案の當否を議せしめ給ふた。翌日先帝より、近衞忠熙に賜ひたる宸翰

上略先刻は御一封被二送下一何も　承　候、先刻關白面會仕、段々及二數談一候處、頓と頓と無二詮方一先々過日以二右府一御所存　承　候一紙にて治定（聰長立案の書を、先帝鷹司輔熙を以て、忠熙に示し給ひし如く察しまつらる）右に添書にて、來十四日、堀田參內申付、兩役列座にて申渡に、先々成　候事に候、色々申候へ共、無差と餘り強申候ては、堀田之身體に可レ掛、左候ては、不憐愍之至、且は對二大樹一無二申譯一間柄にも可レ掛之次第、誠に以必至難澁之儀に候。仍先々如レ右治定候、何返答又々可二申來一、其上にて、強可二申述一哉、唯今之處、何分にも使二歸府一之方可レ然哉之相談候事、扨又、誠に誠に不審之事出來候、太閤之處、昨今一封兩度計來、且右府入來議奏へ演舌之工合、誠に以、是迄之存念と表裡、強被レ成候事、誠に以珍重乍二不審一、且中々油斷は不二出來一

と存候下略

彌生十一日申半過刻

左府公殿

一五　堀田正睦の上京

大原岩倉先づ岩瀬川路を屈服せしめむとす……たゞ七首あるのみ……久我建通、岩倉を說く……奮ひ起つもの八十八人……列參……其諫疏の狀に曰ふ……目的は關白……關白來らず

此　花

此時有志の堂上は、『殿下（尚忠）と菅亞相（城坊）とは、堀田備州より黃白を貪り、殿下亞相をして、おのれの欲する勅答案を草せしむ』と稱いた。侍從岩倉具視は、この勅答案を見て大に愕き『かくては、國家の大事殆むど儻れむ』と、大原三位重德と商議していふ樣『備州の賴て以て股肱となし、關白の心を變せしめたるものは、川路岩瀨の二人である、此二人を說破して、反省せしめなば、備州は其志を違うすること出來ぬであらう、かくて、其根本を搖かし、東坊城を詰るに、勅旨を矯むるの旨を以てし、又殿下を諷諫して、其心中に關東の請托に應ずるの非を諭らしめたならば、勅答案を改作せしむることは、掌を返すよりも容易であらう』と申すと、重德も固より慷慨の公卿であつたので、言上に贊成して『川路岩瀨の二人が、もし吾に抗辯して、其の圖を改めない時には、匕首を以て彼等が胸に揕つべきのみである』と敦圖いた。そこで、兩人は死を誓て、重德は川路の旅館瑞泉寺に赴き、具視は岩瀨の旅館天性寺に行くことを約束した、時は三月十一日のことであつた。この夜、具視は同族なる、久我大納言建通の門を叩いて『今日の事、最早筆舌のよくすべき所でない、暴虎馮河の譏りは、素より甘じて受くる所、一死を賭して、これに當る覺悟である、希くは卿其後事を善くせられよ』と告げた。建通申す樣『子等の決心は、まことに忠義天地を貫くといふべきものである。然るに、殿下の草する所の、勅答案は、

將さに明日を以て、議定せられむとするのである。主上はもとよりこれを喜び給はぬを以て、先刻左馬權頭（侍從富小路敬直）を以て、密かに宸翰を拙者に給ひて、これを沮撓せむことを求め給ふた、成敗の機、實に間髮を容れぬのである、されば余は御身等を招いて、これを熟議せむと欲し、只今使を發して、其枉駕を促した所である』と、申した暫くすると、中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、及び大原三位重德等打連れてやつて來た、具視策を立て申す樣『近日有志の堂上は、朝議の曖昧であつて、叡旨の貫徹し難きに、皆義憤を懷て居る、今此輩を糾合し、禁中に列參し、一道の諫疏を上つり、衆心協同の力を以て、勅答案の改作を請ふたならば、恐くは殿下の心を動すに足るであらう。若し殿下の怒る所となつて、其罪を受けやう』といふに議は俄一決した。そこで、有志の堂上に書を飛ばして『明日午刻を期して、參朝すべし』とに急報し、各家に歸つたのは、横雲白む夜明方であつた。翌十二日、參內する公卿には、中山權大納言忠能、大炊御門權大納言家信、正親町三條權中納言實愛、五條權中納言爲定、今城前權中納言定章、庭田參議重胤、野宮參議定功、堀河前參議康親、柳原前參議光愛、唐橋三位在賢、西洞院左衞門督信堅、大原三位重德、町尻大宰大貳量輔、愛岩三位通祐、三室戶三位陳光、藤波神祇大副敎忠、豐岡三位隨資、五辻三位高仲、持明院三位基政、今出川三位中將實順、倉橋治部卿泰聰、吉田神祇權大副良熙等より、澤主水正宣嘉、岩倉大夫具綱に至るまで、すべて八十八人とぞ註せられた。かくて、中山忠能が懷を探ぐりて取り出し、一同に示せし諫疏の草案には

同志之輩、恐多候得共、爲國家不レ顧二萬死一申上候。此度、關東へ御返答之趣、不レ被レ爲レ得二止御事一とは泰二恐察一候得共、不レ顧二多罪一奉二言上一候、去月被二仰遣一候神宮御始御代々へ被レ爲レ對、如何可レ有レ之、被レ惱二叡慮一候事、實に重大なる儀に候處、何共不二申上一、人心居合之儀は引受候趣言上、堀田備中守上使として上京之旨趣とも相違之廉有レ之如何に存候、將又此度御返答に、關東へ御依賴被レ遊候旨、相見候。左候者、條約以下總而關東存意之通取計候節、再應被二仰達一無レ之哉、然る時は、天下之人望を塞き、朝運武運共に衰弊致候樣可二相成一哉と、深歎息仕候。尙又內勘之程難レ計、一同憂苦之至に候、御返答御文面之內、御返答之儀、被レ遊方無レ之候上者於二關東一可レ有二御勘考一樣、御賴被レ遊候樣と申處、御文面御差除に相成候樣、伏而願入奉レ存候事。

三月十二日

とあつた。一同『異議なし』と答へた。よつて、これを小奉書四ツ折に淨書し、各其名を手署して、關白今や參ると相待つたが、關白は病氣との事で參朝しなかつた。忠能は、やがて、傳奏廣橋光成に就て、この諫疏を披露せむことを乞ふた。其內に靑蓮院宮、近衞忠熙、三條實萬等相ついで參內

する。忠能は忠熙に謁して、諫疏の趣意を陳述し、勅答案の改作を求むると、忠熙も其意を諒とし、慰諭して後命を待たしめた。

一六　堀田正睦の上京

かくて一同は、日暮頃に、皆關白の邸に押し寄せた。玄關詰の靑侍は、一同の業々しき入來を見て喫驚した、忠能等は邸の諸太夫に面會せむことを求めた。すると、諸大夫の信濃小路民部少輔季重が出で來て、對面に及むだ、忠能總代となりて『今日禁中に於て、諫疏を廣橋光成によつて奉りしことを告げ勅答案の改作を請に至た次第の大要を申出でた、季重は『暫く御待ち下され』といつて、中に入てこれを關白に告げた樣子であつたが、やがて出で來て、關白の命を傳へ『勅答案は、既に奏聞を經たことであれば、今更改作する譯には行かない』といふ、具親等は互に『米國の一件は關東に委任すべきものでない』と陳辨したが、民部少輔は入りては出で、出ては入り、彼是應接の言葉を通ずること數回に及むだ、一同は『關白もし此儀を諾はない時は、何時までも退出しないといふ威勢を示した、尙忠もこれには餘程弱つたものと見えて、民部少輔をして『明日宮中に於て、何分の沙汰に及ぶであらう』とあつたので、一同は半ば望を達したる心地して、亥の刻（今午後六時）に及むで退出した。

翌十三日、中山忠能は參內して、傳奏廣橋光成に面會し、勅答案改作の諾否を關白に問はしむると、光成は關白の旨を傳へた、其文に

『申立之趣、關白殿より被レ及二言上一候處、不二無理一趣意に思召候間、御評議の上、可レ被レ改儀も可レ被レ爲レ在旨、關白殿被レ命候事』

とあつた。勅答案の改作問題と同時に起つたのは、傳奏東坊城聰長の責任問題であつた、關東よりの奉答甚だ其意を得ぬといふので、有志の堂上が段々探聞して見ると、右は聰長が御附武士に向て『大樹に於て、御引受になればよろしい』との言を洩らした（中編四〇九頁參照）によるとの事が分つた。しかのみならず『關東へ御委任、云々』の文案も、聰長が關白の命を受けて起草したといふので、從來も東使に阿諛して、賄賂を貪れりとの評判のあつた聰長の事迚、有志の堂上は大に激昂した。鷹司大閤は、今は專ら正論家の味方となつて、十一日に、聰長へ辭表を提出すべき內意を傳へられた、聰長は詮方なく辭表を捧げると、關白は『この時節柄のことであるから、退職には

列參の公卿關白の邸に詣る……押問答……意を達せざれば退出せじ……關白屈せるが如し……「明日何分の沙汰に及ばむ」……傳奏聰長の責任……「大樹が引受ればよし」とは……「關東へ御委任の文案」……聰長辭表を呈す……其參內停止……大原重德聰長を刺さむとす……過て德大寺公純の駕を窺ふ……聰長免職……關白其羽翼をもがる……聰長免職の異例

及ばない、またこの辭表は、自分に於ては決して內覽を致さない』といつて、突き戻さうとしたが、又大閤存寄の旨にて、當分聽長の參內を差止めた。さるにても、有志の堂上は、關白の邪說を吐かるゝは、背後に聽長があつて、東使との間を操るによるものであるといふので、聽長を殺して、關白を覺醒せしめむと謀るものあるに至た。十五日の夜、議奏德大寺公純が退朝の途に、突然闇の中から飛掛り、駕籠の戸を押明けて、覗き込み『東坊城ではなかつた』と大聲に罵り立ち去つたものがあつた。これは德大寺家の紋と、東坊城の紋とがよく似て居つたから、人違をしたのである、思へば危險な事であつた、刺客は正議の堂上に其人ありと聞えたる、大原三位重德であつて、大原は翌日德大寺邸を訪ひ、昨夜の粗忽を詫びたとの事である。十七日に至り、聽長は願の通り辭職を許された。股肱を捐がれたので、關白も是より大に弱つた樣子であつた。從來傳奏の交迭は、幕府へ通知をして、其同意を得て行ふの例であつたが、この時に限りて、何事も幕府へ御相談がなかつたとのことである。これは一寸注意すべきことである。

一七　堀田正睦の上京

都築駿河守の頓死……同人自殺の說……其眞相……頓閒の餘腦溢血か……正睦の心痛……「雨にはなすな櫻咲く頃」

こゝに正睦をして、少からず落膽せしものは、禁裡附武士都築駿河守が、十七日の朝、京都荒

神口の役宅に於て頓死した事である。時節柄といひ、且つ其死の餘りに頓かなりしによつて、自殺したのであるとの說は、當時より專ら傳へられた。現に川路左衞門尉が、當日の日記にも『人の禽獸に異なる事は、子を能く戒むると、自殺するとの二なり、是愛よりも身よりも、重き事あるを知る、明瞭なる所なるべし』と記して、暗に自殺のことを仄かして居る。然るに、今當日其場に立合ひたる人の筆記を見るに、駿河守は此朝厠へ行たが、一向出て來ない、そこで、騎河守の妻女が怪んで、厠へ行て見ると、中から苦悶の聲が聞える、妻女は驚て『誰か來てお呉れ』と叫むだ、駿河守の甥が驅け付け、戸を明け見ると、駿河守は厠の中に俯伏して、頻りに呻吟つて居る、二人して體を抱いて、厠から出し、居室に寢床を布て、其上に臥さしたが、はや左の半面は引釣り上つて、口も利けず、手足は活動の力を失つて居つた。人を正睦の旅館に馳せて、醫師三宅艮齋（正睦に從行の醫師）を招き、診察さしたが『これは卒中風である、最早醫藥を施す術もない、これを以て唇を濕すやうに』とて、水藥を置て歸つた。其後へ典藥頭も來たが、これも『迚もいけない』といつて歸つた。續て、岩瀨肥後守、高橋平作、平山謙次郎等も來たが、駿河守はたゞ蠢くのみであつて、晝過に落命したとのことである。

駿河守、初の名は金三郎、徒士飯島伴大夫の子であつて、今度正睦に從行して居る立田錄助の

兄であつた、性温厚謹直、曩に下田奉行より禁裏附に補せられ、尤も朝幕の調和に苦心して居つたが、かの將軍奉答案のことに付て、傳奏東坊城聰長と協議したる事が、段々八ケ間敷なつて、聰長はこれが爲めに終に辭職するに至つた、駿河守は一方正睦に對し、一方禁裡に對し奉り、非常に煩悶したものと見えて、この兩三日前より、顔色甚だ勝れず『俺はこの頃少しも寢ることが出來ない、西を枕にして臥せむか、東を枕にせむか、西を足にせねばならぬ、東を足にせなければならない』（西は禁裡東は幕府）とか、または『主君の御仰せは、譬ひ御無理があつても、臣下たるものは其命に從はねばならぬ』とか、家人に云つて居つた相だが、可哀や彼は、公武の中に立て、心身を傷り、悶死したものと見える。

其頃、川路の詠むだる歌に『いくたびか庭におりたち眺むれば、たゞ打霞む東山哉』『東山霞の衣かさぬとも、雨にはなすな櫻咲く頃』とあるまた以て、正睦の一行が九重深く立ち籠むる、雲の行通ひにいたく懸念した樣が思はれる。

一八　堀田正睦の上京

關白、忠熙實萬を遮る……三公及議奏亞米利加事件に參與す……勅答案の改刪……正睦勅答の速ならむことを促す……再度衆議可有之の句を改めむと請ふ……正睦朝に上る……勅答下賜……正睦の苦境……これを脫せむにはたゞ立儲の事あるのみ

これよりさき、近衞忠熙三條實萬の二人は、勅旨を被むつて、參內はして居るものゝ、關白は兎角にこれを厭ふ色がある、忠熙實萬も、亦た職責なきを以て、充分に肺肝を吐露し難きの狀があつた。十三日、太閤政通は奏請して、三公及び議奏加勢を、亞米利加事件の廷議に參預せしむることゝした。これより、忠熙等も職責を負ふて、廷議に參預し、各其意見を述ぶることを得るに至つた。十四日には、宮中に於て、勅答案に就て、會議を開き、遂に草案を改作した（文は下に記す）十六日に、堀田正睦は書を廣橋光成に上つた、其意は『亞米利加官吏も、本月五日を以て、出府した、とのことで御座る（上編五二六頁參照）徒に條約調印の期を遷延する時は、種々の言辭を設けて、苦情を鳴らし、結局如何なる混雜を生ずるかも分らないと存じます、今勅答の御催促を申上ぐる樣で、恐入りますが、一日も速に鳳綸を賜はり度と存じます』といふに在つた。光成は太閤關白の內覽を經て、これを奏上した。十八日に至て、勅答案の宸裁が出來た、翌十九日、光成は、前日列參の堂上を召して、これを拜見せしめた。中山忠能以下九十三名は、復た書を上て『叡念之趣を以て、三家以下諸大名え被レ下二台命一、再度衆議可レ有レ之、其旨被二聞食一候上、可レ被レ定二聖慮一』と、案文を潤色せむことを請ふたが、流石にこれは省せられなかつた。

翌くれば三月二十日、傳奏廣橋光成は、聖旨を奉じて、正睦を宮中に召した、所司代本多美濃

守忠民も、また隨て參朝した、九條關白尚忠、鷹司右大臣輔凞、三條內大臣實萬は小御所の中段東側に着座、議奏久我大納言建通、德大寺大納言公純、萬里小路權大納言正房、坊城參議俊克、裏松恭光等は下段の東側に着座、傳奏光成は正睦、忠民の二人を誘引し、おのれの座（即ち議奏と同側）に着くと、正睦と忠民は、廂の正面に於て一拜し、また下段に入て一拜した。忠凞これに目すると、正睦は進みて、中段の敷居に至つた、忠凞勅語を傳宣する樣

『先日之御返答、彼是御延引相成候、別紙之趣、早々歸府の上、大樹公へ被二申入一候樣被二仰下一』とあつた。よつて宣旨を下さる。

『墨夷之事、神州之大患國家之安危に係り、誠不二容易一、奉レ始二神宮一御代々え被レ爲レ對恐多被二思召一、東照宮已來之良法を變革之儀者、闔國人心之歸嚮にも相拘、安全難レ量、深被レ惱二叡慮一候、尤往年下田開港之條約（即ち橫濱條約）不二容易一之上、今度假條約之趣に而者、御國威難レ立被二思召一候、且諸臣群議にも、今度之條々殊に御國體に拘り、後患難レ測之由、言上候、猶三家以下諸大名えも被レ下二台命一、再應衆議之上、可レ有二言上一被二仰出一候事』

正睦はこれを拜讀して、虎の間迄退き、光成に就いて『この御請は暫時猶豫せられたい』と請ふた、かくして二人はこゝにて御酒饌を頂戴して退出した。

勅答の趣は、素より關東に於て違背すべきでない、尋常の使命ならむには、立歸りてかくと幕府へ報告すれば濟む譯ではあるが、正睦、身は閣老首座として、天下の安危に任じ、大政を御委任ある、將軍の特使として上京して居る以上は、右の勅答を奉じて、何面目あつて歸府せられやう、特にハリスに誓ふたる一言もある（上編五一六頁參照）正睦は進退こゝに谷つた、即ち今暫くこゝに滯在して今一回改めての朝議を願ひ奉ることゝした、川路の日記二十一日の條に『晴、昨夜備中守殿六ツ頃御歸りにて、夫より種々と調物いたし候處、歸れば九ツなり、今朝は早くより備中守殿へ出る、今日の樣子にては、中々歸府の程相分らず候』とある。

* * * * *

この際、正睦をして前途なほ一縷の光明を認めたものは、將軍立儲の問題であつた。これは、條約勅允問題と相待て、京都の政局の消長に大關係のあつたことである。今つぎに少しく其兩端を叩く。

一九　堀田正睦の上京

京都に於ける將軍立儲問題……島津齊彬の建白……忠凞の言上……關白は直弼に左袒す……左內上京の眞目的……左內實萬を說く……實萬左內に心醉す……左內の新說大に京紳の疑惑をかふ……左內方針を轉ず……左內の策……正睦慶喜立儲の事を以て外交の關鍵となさむとす……川路、靑蓮院宮に說く……島田左近可讓江の運動

京都に於ける、將軍立儲問題の發端は、かの島津齊彬より、近衞忠熙、三條實萬の兩人への建白に始まるもの丶如くである（中編三三五頁及び三三九頁參照）しかも忠熙等は、昨春齊彬上洛の時、既にこの問題に付て協議して居たものと見えて、忠熙は早速齊彬の議に同じ、自から言上の案文を草し、正月二十五日議奏萬里小路正房を以て、實萬に示したが、實萬はこれに加筆して、二十七日に忠熙に返へした。なほ翌日忠熙へ『御書取至極可レ然と存ずる、但し薩摩より懇願之儀は、關東と示合せの儀でないのによつて、如何とも存せらる』との旨の返書を贈られた。さて、忠熙より關白へ言上のことは、時日明ならざるも、其書取の文は『尙忠公記』に見えて居る。（此の項中編三四九長野主膳より宇津木への書翰參照）

『大樹公、于レ今世子無レ之、追々被レ及二年長一候、養女篤君（御臺所篤姫忠熙の養女）其内誕生も可レ有レ之哉ながら、當時急務多端之時節、西丸無レ之候ては、人心も自不レ安候間、早々養君治定在レ之度事に存候、就ては急務之時節柄、年長賢明之人傑ならでは、人望も如何、且政務扶助も難二相成一何卒格別之人望に被レ叶候人體を以（實萬公手錄に載する所の忠熙の案文には「一橋慶喜卿は、格別人望にも被叶候由承候へば、慶喜卿を以て、養君に被レ立候樣」云々とあり、蓋し本文は其後修正のものなるべし）早々養君に被レ立候樣、内勅被二仰遣一候儀は、相成間敷哉、忠熙格別之間柄、旁心配之事に候、尤此儀篤君にも同意之事に候得ば、早々可レ被二仰遣一候哉、養君治定西城守護も出來候得ば、大樹公安心、國家靜謐之基と存候、仍内々此段申上候事』

同時齊彬よりの内書もまづ大閤に示談じ、關白に迄差し出したが、關白は素より井伊直弼の請托を受けて、紀州侯に意を屬し、恰も生きたる直書（長野主膳のこと中）を彦根より引き寄せて、大滿悅の際であつたので、この言上を執奏する筈なく、預り切りとなつて居つた。また三條實萬も、別に言上する所ありし趣は、二月初旬、山内豐信に示せし、其建白書の寫に『此度之次第にては、實に不測之變可レ發も難レ量候間、急に西丸へ賢明年輩之人を撰み、養君治定可レ有レ之可二仰下一哉』とある、なほ實萬が立儲に對する意見は前に堀田正睦上京前の廟議の所に、其一端を記して置た通りであつた、（中編三九三頁參照）かくて橋本左内が二月七日を以て眇たる五尺の體軀を、京都四條通の旅館の一寓に横ふに至て、この問題は一層葛藤の花を咲かすに至つた。

左内上京の目的は、前にも記したる如く、當時搶攘に傾ける縉紳に、海外の形勢を說て、其無謀なるを悟らしめ、一日も早く條約の勅允を得て、正睦が歸府する樣に、間接援助の爲めであつたが、左内は二月の七日に、始めて三條家を訪ひて、かの山内豐信の紹介狀を差出し、九日に實萬に面會した。是より屢〻行て謁し、幕府外交の行掛より、目下の狀態までも、懇話する樣になつた、實萬ほどの人物でも、海外の形勢に付ては、未だ憒乎たるを免れなかつたが、左内の說によりて、大に益したる樣子であつた。左内はまた十五日に、青蓮院宮の近臣伊丹藏人によりて、

宮に入説するの便宜を得た（左内が横山猶藏、近藤了介等をして、鷹司家の儒臣三國大學に入説せしめ、大學によりて、同家の諸大夫小林民部權大夫に接近することを得たことは、前に記した通りであるが、左内が極力開港のやむを得ざることを説き、正睦や川路の爲めに、先容をなすに從て、是等の縉紳の間に、尠からざる疑惑を生じた、それは『越前守は慶喜を幕儲に備へ、齊昭の口を塞ぎて、外國と和親せむとするものである』とて、慶永の昨年の幕府への建議までも云々するに至つた。そこで、左内も是は今日こゝで、開港論を唱ふ時は、大に立儲の妨碍になる、所詮は京師の力を假つて、立儲の問題を先決し、其上にて時局の展開をなさむと考へた。されば、二月二十九日附を以て、中根靭負に寄せたる書翰にも

『妄に强論（開港論）御主張御座候よりは、今度は打返へし、海防にも內政にも、建儲至當と申す事、御同志樣（慶永）被ニ仰合一、御建白御座候はゞ、此表御評議大に可レ定と奉レ存候』

とあつて、暫く開港論を縉紳に説くを封すると共に、慶永にも暫く外交論を、幕閣に向て提出することなからしめ、自ら立儲一點張の説客となつた。これよりさき、二月二十日頃、三條實萬は、關白に向て『幕府え今一應群議評定を命せるゝと共に、養君治定の事を命せらるべし』と建議した。

この際正睦は、條約勅允の下らざるを煩悶するの餘、慶喜が近衞、三條、及び議傳の縉紳等に輿望あるを見て、慶喜立儲の朝命を請ひ、併せて條約の勅允を得むことを計畫した、其趣は、三月十四日付、左内より中根への書翰に『岩瀨（忠震）原（彌十郎）平山（謙次郎）等は、何分當今之上策は西城に有レ之、此儀は何分天朝之手を假り候ても致度趣申合せ候よし、乍レ去、川路丈は、存不ニ相分一故、充分に話兼候、堀田は決心（後に承候へば、西丸に致度、左すれば）も有レ之候間、模樣に依り、言上も可レ致も難レ計（中略）此事、一兩人慥に內密探得候者も御座候間、云々』とある。即ち、其出身の系統より云へば、必ず紀州慶福を推さねばならぬ、また從來も依違の間に彷徨して居つた正睦が、慶喜を推戴するの決心をなしたのは、この際のことであつた、而かも右の書中には『川路丈は已往の關係上（中編一六）亦た正睦に慫慂者の一人であつたことは、無論であつて、既に正睦の意を受けてこれを青蓮院宮に入説して居つた。

形勢かくの如くなれば、勅允の下ることが遲ければ遲き丈け、慶喜立儲の計畫が進行するのである、扨てこそ長野主膳が必死となつて、關白を説く、直弼は更に二月二十六日付を以て、主膳に將軍の意志慶福に在ることを報ずる（中編一六、九頁參照）關白がすべて外事を幕府に一任し、東使をして、一日も早く京地を去らしめむとした譯である、主膳の爲めに、關白を籠絡するにつとめたのは、

かの島田左近で、また村山可壽江は九條家、二條家等の奥向を周旋する。水野忠央は、態々家臣を上せて、島田によりて關白を拵へ、また所緣を辿りて、一條（紀伊宗將の簾中愛姫は一條雅香の女）飛鳥井烏丸家等へ說く、これが爲め井伊家及び紀州家より散じたる黃白は、頗る夥しきものであつた。

左內は當時おのれの決心を述べて

『乍レ去、南紀よりは九條家へ取入、又夫々加擔の公卿方も有レ之候故、左樣相成候ては、天下の勢不レ可レ如何一に相成候故、無據發憤仕候儀に御座候、兼々御謙退之御美德を奉レ害候儀は、此事の成功を以て、御乘除可レ被レ下候、夫共貴君も如何と被二思召一候はゞ、今度之儀は小拙一人にて引受、君公へ申開可レ仕候』（三月十四日附中根への書）

蓋し西城問題に付て朝廷の手を借ることは、左內の豫期せざる所であつたによりて、其やむを得ざるに至りし事情を告げて、責任を一身に負はむとしたのである。

二〇　堀田正睦の上京

尾張慶恕の入說……其眞意……鷹司父子等の協議……直弼より主膳に與へし書……關白と直弼と提携せる以上は……慶永三國大學に書を贈る……一方江戶の模樣は如何……老女歌橋の運動……「一橋にては台慮に副はず」……忠熙の疑惑……大學慶永の書を太閤父子に呈す……忠熙はたゞ「年長」を以て推さむとす……關白は「年長」の二字を削らむとす……廟議の沸騰……左內「必死」と中根へ報ず……廟議決す……「年長英傑人望」の三條件……「おにぎやか」の五字に改まる

また尾州慶恕も、大に悟る所やありけむ、この頃に至りては、自ら立儲の候補を斷念し、書を近衞忠熙に呈して、慶喜立儲の事を建言するに至たが、かの忠熙より關白に差出したる言上案、及び齊彬の書狀は、關白の手許に抑留した儘にて、何の沙汰もなかつた。太閤より其事を忠熙に尋ねらるゝと、忠熙は『まだ其儘になつて居るとのことを答へた。そこで、太閤の內意にて、武家傳奏へ『早く叡賢に供し奉る樣に』にと達せらるゝと、傳奏から關白へ其事を申出でた、關白もやむなく、三月上旬漸く叡覽に入れ奉つた。但し、齊彬の內書だけは、五日に忠熙より傳奏を以て、御下げを請ふた。

當時、朝廷に於ては、青蓮院宮を始じめ、鷹司太閤父子、三條實萬、一條忠香等、先帝御依賴の方々は、いづれも慶喜立儲のことに贊成せられ、三月朔日禁中御拜廊下に於て、關白同席の際忠熙より『西の丸人體のこと及び、關東より輔佐として、大國の諸侯を、禁中へ附けられたき事』の二ケ條を申出でたが、關白が一人異存を申したる爲めに、其議も纏まらなかつた。尤も、禁裡守護の事も、井伊家の爲めには、家格に關する問題であれば、主膳と關白の間に、既に默契ありし趣は、二月二十六日附、直弼より主膳に贈りたる書翰中に

『其地に於て、守護一條に付、惡說相立候由、誠に案外之次第に候。然る處、先生（主膳）之働に而、右も相分

こないもんなど ことのべ あひなりさふらふおもむき ひととほりならざるしんぱいねがりさふらふ 候趣、不レ成二一通一心配骨折候、（略）又守護類出來候而も相成不レ申、其も心配ものに候、八幡大津御預け所之儀は、もつともの儀、尤之儀、但し平日出張、増人數之儀は、永く取續候處、慮り專要之儀、兎角都合能き樣臨機の働頼み入候。云々』

とある。斯の如く關白が直弼と握手して居る爲めに、世子問題も決せむとして、未だ決しない、關白の姑息を破るものは、太閤の外無いが、然るに太閤は、なほ左內の入説丈けでは、安神のなり難いものがある、一日、三國大學は『越前守殿から、拙者に宛て筑州（小林民部權大輔）盡力の旨を謝し、なほ太閤の所へ、宜敷周旋ありたいとの書面を御下げ被レ下ならば、筑州も大に奮發し、太閤の奮起を促すであらう』と左內へ物語つた、左內は早速承知して其文案を作り、十四日に、三日半の急使にて、江戸迄申越した。この書翰が慶永の手に入たのは、十七日の夜半であつた。慶永は燭を採つて、かの文案を淨書し、これも三日半の急使に附して、左內に送らしめた。其文に

先日來、家來伊織より申談候通、西城之儀は、寅に幕府の急務要策と存込候得共、以二德川家の家事一、奉レ汚殿下之清聽一候も恐縮之次第故、是迄猶豫居致候得共、近頃風聞にては、南紀より執柄家へ出入有レ之由、當今之御時節に右等之儀に依り、萬一英明の獨梁痴（橋）を差置、此撰外人へ歸し候ては、列藩の失望は不レ及レ申、乍レ恐 皇國の御爲にも不二相成一、吾等も奉レ對二天朝一申合無レ之仕合に可二相運一歟と存付候故、不二盡力一候、小林筑州殿へは、段々不二一方一御勞心の條、厚御申謝給り候樣奉二頼入一存上候。時下保壽盡昊、殊に殿下御舍に相成御沙汰に候條、爲二天下一致二恐悦一候、今後は何分殿下の御盡力を奉二仰望一候より外は無レ之候間、右南紀先入を解候は勿論、所要は獨梁痴西城御養君に被レ爲成候樣、吾等報國の赤心、年來懇願の趣、無二漏落一御披露の程、尚又厚頼入存候、此頃、外夷の御處置一條云々に付ても、此一策速に不二相定一候ては、衆論無レ所レ歸、難レ有叡慮も相達申間敷哉と、深重に苦心一致居候。尚、小林筑州殿へは、段々不二一方一御勞心の條、厚御申謝給り候樣奉二頼入一存上候。時下保壽盡昊、殊に殿下御舍に相成御沙汰に候條、爲二天下一致二恐悦一候、今後は何分殿下の御盡力を奉二仰望一候より外は無レ之候間、右南紀先入を解候は勿論、所要は獨梁痴西城御養君に被レ爲成候樣、吾等報國の赤心、年來懇願の趣、無二漏落一御披露の程、尚又厚頼入存候、此頃、外夷の御處置一條云々に付ても、此一策速に不二相定一候ては、衆論無レ所レ歸、難レ有叡慮も相達申間敷哉と、深重に苦心一致居候。尚、小林筑州殿へは、段々不二一方一御勞心の條、厚御申謝給り候樣奉二頼入一存上候。時下保壽是祈、要事而已。早々不備

三月十八日

三國大學殿へ

越前の守

然るに幕府の方では、紀州派の手が大奥に及び、かの歌橋は、將軍の台命を以て、御臺所を要し、御臺所より忠淵まで『一橋にては台慮に副はず』との書面を發せしめた。今現在西郷は『一橋を御指命ある樣に』と、御臺所の書面を以て、上京して居る所へ、また箇樣なる消息があつたので、大學は早速これを太閤父子同席の處へ持參した。折柄右の慶永の書面は、二十一日の午刻の到着したので、大で、忠淵も少からず疑惑を生じた。太閤父子にも『これにて、越前守の赤心もよく分つた』と申され、本書は手許に留め、寫を小林民部權大輔を以て、近衞家に遣はされたが、忠

堀田正睦の上京

猶も大に安神した樣子であつた。この際、太閤、忠熙等の意見では『慶喜を朝廷より指名せらることは、差支もあらうが、年長の養君を被レ定と申すことにすれば、紀州侯となることはあるまい』とて、其手續になつて居つたが、關白は兎角これを好まない、年長の二字を省かむとした、これを省けば骨拔となるので、正睦等も大に苦慮し、正論家の堂上、及び有志の士も大に沸騰した爲めにまたこれを加ふことになつた。左内より中根への書翰に

『扨、二十一日に至り、南紀之邪魔甚、殆と困切、旣に年長の二字相省候事に相成、餘程苦心仕候、實に其節は必死の覺悟にて激論、爲レ之所レ向推破、遂に上吉の運に相成、關東の御爲、御所の御爲、誠難レ有事奉レ存落涙仕候。堀閣も上京以來之難レ有事と奉レ存候。云々』

とある。かくて、慶永の內書は、太閤より叡覽に供し奉り、上旨を得て、翌二十二日は、傳奏議奏正睦の旅館に赴く日であれば、正睦へ『年長、英傑、人望』の三條件を以て、養君治定あるべく命せらるゝことになつて居つた。然るに、當日兩役がまさに出で向はむとする際、關白の沙汰として、三條件の文字は『おにぎやか』といふ五字に改められた。これは、神ならぬ身の太閤も、正睦も、民部權大輔も、大學も、左內も西鄕も共に知らぬことであつた。

二一　堀田正睦の上京

正睦は群議再奏上の勅答を拜したる後に於ても、慶喜立儲の內勅さへ奉せば、水尾越は勿論。外樣の諸侯の向背も憂ふるに足らない、また慶喜の意見が、最早極端なる攘夷論でないことも知つて居る、故に、慶喜を儲君とし、再評議の結果を上奏せば、京都に於ても、縉紳は素より、在野の有志にも輿望ある慶喜も同意との事なれば、條約の勅允を得ることは、敢て難くないと信じた。かくて、其內勅を得ると同時に、岩瀨忠震を至急に歸府せしめ、關東の議を纏めて、再び勅允を奏請せむものと考へた。

二十二日、正睦は議奏正房、恭光、傳奏光成を其旅館に招き『一昨日賜る所の勅答を奉じ、速に歸府したいと存ずるが、目今米使江戶に出府中の樣子であれば、某歸府せば、彼は當に條約の調印を促るであらう。故に今姑く當地に滯在してこれを避け、隨從員一人を歸府せしめ、勅答の趣關東に於て取計ひ申す樣致したい』と申出でた。なほ書面を以て『何共御決着なき內は、勅

正睦の眞意は……慶喜立儲の內勅を奉じて諸侯に臨まむとす……內勅を得ば岩瀨を東歸せしめむ……正睦「おにぎやか」とある を見て愕く……「叡旨は手長」と附邊す……關白の爲め曖昧にせらる……「中根叡貢曰く「苦忠慷慨一簣に缺ぐ」……忠熙より御臺所へ……「南紀抔の年少にては迚も」……久我憲大寺正睦を訪ふ……岩瀨東歸の御屆……正睦勅問の內示を請ふ……正睦勅問の內容を見て驚く……「墨記抄」の記事……正睦の東歸

答に對して寛猛兩樣共、取扱ひ出來ない譯であるが、形勢切迫往復の餘裕なき場合は、何れか一方に決斷して、差支は御座るまいか』との事と『川路、淺野(和泉守)(長祚)岩瀨等はいづれも、屢々夷人に引合ひて、事情も知悉して居るものであれば、關白太閤其他の公卿に拜謁して、海外の形勢と、今迄取扱の委曲を陳述せしめたい』とのことを申出でた。かくて、傳奏光成よりは、幕府立儲の書付を渡されたが、それには、年長英傑人望の三條件が削除してあつたので、正睦は一見して大に驚いた、尤も傳奏は『叡旨は年長の人に在らせらるゝ』との事を、口頭にて申傳へられたが、正睦より『然らば御口頭の趣は、何卒附箋にて、御願ひ申たい』と申出で、傳奏はこれを附箋して正睦に渡された。其書付は

付札は口上にて申述

大樹公御世子に被爲在候哉いかゞ

急務多端の時節、養君御治定、西の丸御守護、政務御扶助に相成候に付、御にぎやかに而御

年長之人を以

宜思召候、今日幸之儀、可申入關白、太閤殿被命候事。

斯て先帝深厚の叡旨も、太閤忠愬實萬等が苦心も、關白の模稜の爲めに、茫漠たるものとなつた。

中根靭負はこの時の事を記して

『右之御沙汰中、年長の事、傳奏口上にて傳へらるしが、堀閣の願にて、張紙にせられたりとぞ。嗚呼吾公冲天の正義、左內貫日の苦忠慷慨、併せて一簣に缺ぐ痛嘆痛哭』

といつて居る。全く其通り、今思ふもなほ切齒に堪へぬことである。されど、忠愬よりは、將軍の御臺所へ『南紀抔の年少にては、迚も天慮に不叶申、決めて一橋卿を申立てられ候樣に』との書翰を發せられ、西鄕吉兵衞はこれを携帶して江戶に下つた。

二十四日(三)(月)議奏久我建通、德大寺公純、傳奏光成の三人は、また正睦の旅館に至りて『一昨日の伺書(即ち臨機處置の件)に對して、御指揮なき上は、衆議は言上し難いか、否か』との事を尋問せられた。正睦は『右は萬一異變有レ之候時の心得方に相伺ひたるまでゞあつて、右の沙汰無之內は、衆議仕兼るとの儀では御座らない』との書を呈し、なほ岩瀨忠震を歸京せしむるとの屆書を呈した(岩瀨は二十五日京都出發)また條約許否に關して問答があつて、正睦より『勅問の條目を示し給はむことを請ふた。翌二十五日、關白、忠愬、實萬及び兩役等會議し、勅問條目を起草して、宸裁を仰だ。

二十六日議奏建通、俊光、傳奏光成は正睦の旅館に至つて、勅諭書及び勅問の條目を授けた。

去廿二日、書取之趣、及二言上一候處、今度之條約迚も御許容不レ被レ遊思召候、衆議中自然差縫候

時は、先件之御趣意を含み、取鎭談判之上、彼より及二異變一候節者、無二是非一儀と思召候。右叡慮之旨相立候樣輕重思召候」宜數御取計可レ有レ之候。

勅問條目

一、永世安全可レ被レ安二叡慮一之事。

一、不レ抱二國體一、後患無レ之方略之事。

一、下田條約之外、御許容不レ被レ遊候節者、自然及二異變一候も難レ計に付、防禦之處置被二聞食一度事。

右條々衆議之上、可レ有二言上一候事。

一、衆議言上之上、叡慮猶難レ被レ決候者、伊勢神宮神慮可レ被二伺定一も可レ有レ之哉之事。

右者衆議に不レ及候事。

正睦はこれを拜受して、心算益す齟齬した樣子であつた。一條忠香の『璞記抄』にこの時のことを、兩役より聞て『堀田大に驚き、若御くじ被レ上候節、戰と出候はゞ甚以恐候由に付、神慮御伺之處は、御見合は不二相成一候哉、內々申居。云々』と記せるは、其狼狽の狀想像すべきである。二十九日、終に歸府の御暇を請ふた。四月朔これを允し給ふた。三日、正睦所司代忠民を帶同參內す。先帝これを小御所に引見せられ、將軍への勅語あり、將軍へ御屛風一雙、御硯文臺一箱、御臺所へ南都八景手鑑を賜はり、准后（九條氏）よりも將軍へ御小衝立一箱、御臺所へ御

置物一箱を賜はり、正睦へも慰勞の勅語があつて、紗綾十卷、十體和歌御手鑑を賜ひ、准后より御自讃歌一箱を賜はる。五日、正睦の一行は京都を發して、歸府の途に上つた。後には、本能寺畔松風の音と京童が嘲笑の聲のみぞ殘つた。

第五　再び繼嗣問題

一　正睦不在中の江戸

正睦が、道を中仙道にとり、歸府する迄の間に、一寸其不在中に於ける江戸の模樣を略述することゝしやう。

立儲に於ては三卿が先なり……田安か一橋……田安は年齡相當せず……慶永田安をして一橋を推さしめむとす……田安慶賴に野心あり……慶永松平伊賀守を說く……唐人は禽獸と思ふ

橋本左內が、縉紳入說の目的を以て、上洛の途についた翌日（安政五年正月廿八日）松平慶永は營中にて、土岐丹波守、鵜殿民部少輔の二人に面會した。鵜殿の咄しに『御三家御三卿、いづれも備儲の御家柄ではあるが、有德廟（吉宗）の台慮によりて、御三卿を置かれたる上は、三卿こそ御三家より、まづ早く繼嗣には立たせらるべきである。今御三卿には、御兩卿座ますも、田安殿は年齡相當はしからず、されば御三卿たる田安殿より、一橋卿の事を御申立てにならば、私共監察の職に在るもの

が申上るとも違ひて、御英斷の助けともなるで御座りましやう』と申す。慶永は夫も道理と思つて、此夜、中根靭負を使とし、田安家の家老水野筑後守を呼び寄せ、この事を言らるゝと、筑後守申す樣『それは私共も思ひ付かぬでは御座りませぬが申出る折もなくて、其儘になつて居ります、併し中納言殿（田安慶頼）より、諮り給ふ所も御座りますならば、乍レ不レ及力を盡しましやう』と請合ふた。

翌廿九日は、慶永の生父なる諄宗院殿（齊匡）の忌日であるによつて、慶永は例月の通り、上野凌雲院に參詣し、それより田安家にて、其位牌を拜せらる。扨、拜禮の濟みたる後、慶頼に向ひて『西城に慶喜を』とのことを話した（中編一二八參照）慶頼も、太く同意の樣子で『なほ家老共とも評議して見やう』とのことであつたが、慶頼は慶喜よりは將軍家に血統も近く、自から將軍家の繼嗣たらむとする野心あるのみか、家來にも上野山六左衞門など、只管これを慫慂したので、これはほむの上邊の御附合せであつて、翌々二月一日、家老共始め評議はしたが『箇樣なことは、仰せ立てられぬが宜しう御座りましやう』と申すものが多かつた。水野筑後守は、百方辯論して漸く仰せ立てられるといふことにはなつたが、是迚も左右から動搖するものがあつて、甚だ覺束ない體であつた。此日、慶永は思ふ旨あれば、松平伊賀守を訪ふて、かの齊彬が近衞三條の兩家への建白書（中編三三五頁及び三三九頁參照）を示し『既にかく薩摩より京都へ手を入れたるからは、禁裡より備中守へ御內勅あらせられぬにも限らない、さあらむには、某などへ御申聞けの通り「上の御英斷次第」とも申されぬ、實際御英斷に任されて、未定なることにも御座れば、貴方と大和守殿（久世）とにて、御裁決を願はれ、此方より、備中守殿へは申遣はされてはの丶、同列共の所思もあり、表役人も申立て、親藩外樣の建議もあれば、右に反したる台慮であつては（中編一七〇頁參照）差當り要路の人も落ち合はず、此節の急務たる、海防掛りの人々が不平を懷ひては御爲めになるまい、さり迚、台慮の御方も大方は察せられて居るが、只思の外にて、心の儘にならぬのは、宦官宮妾の輩である。今は大奥とても、權はないが、日夕朝暮、浸潤膚受譖愬のことであれば、殆んど困ることのみである、この頃、墨吏の病氣との事に付て（來使ハリス下田に於て病にかゝりせしむ、一時ハリスは頗る危篤なりし）も「唐人が落ちましたさうな」などといふ、唐人といへば鳥などの如く思ふて居る樣子であれば、何事もこの類で、天下の御爲め、時勢などとのことは更に辨へぬ輩であれば、台慮を枉げ申すこともあらむかと、太く心に懸て居る』など申した。慶永より本立院と本壽院との續合のことを申すと、伊賀守『それは御家人も同じ筋であれば、何かは苦しう御座らう、某より申したとあつては宜しくないが、去る筋より申出でたるならば、特に宜敷存ずる』など申した。

二　正睦不在中の江戸

二月二日の夕、慶永は、伊賀守の申せし旨もあれば、かの本立院を召して、例のことを相談せられたが、本立院の申す樣は『當時にては、閣老衆も承知であつて、諸家諸有司も同じ心に申立て居る折柄であれば、仰せの趣は十日過には、御城へ上る積なれば、委細申上るで御座りましやう』と、いつになくいと心安げに見えて、引受けてくれた。なほ『靭負よりも、詳しく申せ』との事であつたので、中根は慶永の意のある所を反覆し、大奥への贈物なども、彼是と協議して、本立院は退出した。

慶永本立院を召す……久世大和守慶永に注意す……中根西郷を訪ふ……中根の奔走……内傳駿河守中根に欵ふ……本立院慶永に誤す……慶永定信尼を見る……永野筑後守曰ふ田安邸には奸物多し

三日、慶永は久世大和守を訪ひ、齊彬より京都へ手入のことを談じた。また水野筑後守は、此日書を慶永に送て『大奥側向の所を探聞したるに、閣老衆より伺はれたことは、事實ではあるが、上には御考慮中とのことであつて、未だ一、紀、何とも定まらない、左右に一橋卿の英明を忌む儕輩が多い樣子であるによつて、大奥の周旋に、充分手を盡されるやう』にと密告に及むだ、四日に、『慶永は伊賀守、筑後守の兩人共に、大奥のことを申すによつて、薩摩の手より探索せよ』と中根に申され、中根は夕方より、例の西郷吉兵衞が方へ行た（西郷上京以前のこと〳〵知るべし中編三五三頁參照）西郷の申すに『大

奥の消息は、この頃より待ち居るが、まだ何の汰沙もない、これより澁谷の邸へ參つて聞くで御座らう、十日頃には、小の島（薩邸の）（老女）登城いたす筈であるから、其折は何とか模樣も分るであらう』と申した、左樣咄をして居る中に『西郷どん』と呼ぶ者がある、西郷は中根へ會釋して、中へ入つたが、稍しばらくして出て來て、いふことには『扨、只今呼んだものは、御茶坊の海江田某といふものである、澁谷の邸から、奥向のことを告げに來たが、例の一件ではなくて、この頃本壽院と將軍家との咄しに、林大學頭、さては堀田備中守までも、京都へ出懸けたのは、水戸の老公から、京都へ何か御內通があつた爲めである、とのことである。また西城のことに付ては、御臺所へはまだ何の御沙汰もない』と申した。中根は立ち歸りて、かくと復命すると、慶永は『水老公の風評の、幕府に宜しからぬは、今に始めぬことではあるが、內通云々のことは、却て目付などに聞合はしたなら、分るであらう』と、五日の夕方、中根を鵜殿民部少輔が方に遣はさる、鵜殿の咄に『水戸老公內通云々のことは、世の風說であつて、少も事實では御座らぬ。また、大學頭備中守等が上京も、老公に關係あることでは御座らぬ、御安心せられよ』とのことに、慶永も大方安心はしたが、なほ『水戸の方へ打明けて咄を聞合せ見よ』とて、六日にまた中根を安島彌太郎の所へ遣はさる（また安島上京以前のこと〳〵知るべし）中根は安島に面會して『誰が見ても、一目瞭然であるといふほど

の、御内通を打ち消すべき證據があれば、承り參れよとのことで御座る』と申すと、安島は『御懇情の仰せ難有は存ずるが、差當て是ぞと申すものも思ひ當らねば、兩三日間勘考詮索の上、御答へ申さむ』とのことであつた。

七日、内藤駿河守から使にて、中根を召し寄す、駿河守は昨年の六月に參府する筈であつたが病氣にて、漸く本年に入り出府したのである。駿河守中根に面會していふ樣『芝の山内の別當の中に、拙者の懇意なるものがあつて、大奥の女中等が參詣する折を以て、何となく口氣を探て見たが、紀州侯は大奥にて、殊に忌む丙午の御誕生なれば、太くこれを恐れて、却て一橋卿の御入あらむことを願ふて居る樣子である、これは至て宜しい方であるあるが、また紀州家の方を探て見ると、紀州侯を西城にといふことは、愼徳公（家慶遺言のこと、「三十年史」に見えたり、蓋し水野等が言ひ觸せることにて、根據あるにはあらず）御在世中に、定め置かれたると申すことで、騷がぬ體に見えて居る、御館（慶永）の御參考の片端にもならせらるべきであるから、申上る』といつた。さてかうなると、何だか薩張分らない。

二月十日、中根は安島彌太郎の許を訪ふ、安島はいふ『先日の御咄の京都へ「老公御内通云々」の風説に付き、何がな證據になるべきものをと存じ、夫れ是れと老寡君にも伺つた所、是ぞと申すものもなかつたが、斯樣なものでは如何であらう』と云つて、取り出したるは、懷紙の裏表に

書き付けたるもので、これは前に掲げたる、齊昭より鷹司太閤への書翰（中編三二）と、大阪の城代土屋相模守への書翰（三頁參照）の草案であつた。文章といひ、趣意といひ、この度の寃罪を雪ぐに、金科玉條ともいふべきものであれば、中根は雀躍してこれを頸にかけて邸に歸り、慶永に呈した。慶永もこれに過ぎたる證據はない、と思ふにつけて『まづ薩摩の手より、大奥へ申入れる樣に取計らう、また本立院も、いよ〳〵登城する前には、此方へも來る筈である、都合によつては、これへ持たせてもよろしい』と申された。この夕、中根は西郷の所に參つて、かの齊昭の書を見せたが、西郷も太く喜むで、大奥の疑念を解くには、この上もない御品が手には入つた、近い中に老女小の島が登城するによつて、其の節持參して小局幾島に申談じ、大奥の狐疑惡説を氷解せしむる樣にしやう。明朝は澁谷の屋敷へ參て申談ずるでござらう』とのことであつた。

二月十一日に、本立院は常磐橋の越前邸に參つた、近い頃に御城へ參るとのことであつたから、例のことを、慶永より反覆に申含められ『水老公の御沙汰宜しからぬは、全く虚構の讒説である』とのことを申され、かの齊昭が内書の草稿を寫しに、石原甚十郎が書取を添えて、本立院に渡して『これを證據として、右の寃罪を解く樣』にと依頼せられた。

二十三日に、慶永の姉にて、尾州に嫁し居る定信尼（尾張齊莊の簾中）が田安邸へ來らるゝとのことであ

つて、慶永も出會し、饗應の席にて、慶永より慶賴へ西城のこと建白になる樣に話されたが、慶賴のいふ樣『申さるゝ所道理とは思はるが、曩祖悠然院殿(宗武)は、御制度に御口出しなされたる爲め、有德院樣の御不興を蒙られ、御登城をも止められたることもある、さればこの度はまづ申立てぬ樣にと考へて居る』と申された。翌二十四日に、慶永は田安の家老朝比奈甲斐守(慶の小姓上編二二三頁參照)を召して、右の事につき、相談をせられた、甲斐守の悴は、當時御小姓をも勤めて、昵近のことであれば、將軍家の平生の御樣子など問ふに、甲斐守は『大奥にては、若君の御誕生を待ち奉るとのことも聞ゆるが、さる事のあらせらるべき御品も在さねば』と笑ひつゝ囁いた、これはさきに、久世大和守が慶永に申したと同じことで、將軍家定の不具であつたことはいよいよ明かである。

この夕、慶永は中根を水野筑後守の處に遣はされ、昨日慶賴の申したることを告げ、且つ其內情を問はすと、筑後守は『御館(田安)には、兎角諂佞の輩のみ多く、卿(慶)を西城に入れて、おのれも御供に加はり、立身せむとするものが多くて困る、渡邊彌八郎など申すものは、其張本である、なほ卿より御相談もあらば、心得て善き樣に諫言も奉るで御座らう』と答へた。其後、果して筑後守は死諫の覺悟で、面を侵して諫めたが、この事は遂に行はれなかつた。

三　正睦不在中の江戸

老女幾島より薩摩の老女小の島への書……慶喜立儲を嫌ふ
……御臺所より忠熙に送りし書面につきて……慶永呆然
……慶永伊賀守を詰る……伊賀守慶永の鋭鋒を避く

二十七日に、西郷は越邸に來て、例の大奥の老女(瀧の局)より、小の島へ參つた消息であるといふので、頗る長文の書翰を差出した、これを見ると、御臺所の苦心、老女の忠節、本壽院や、歌橋の內憩等、宛然X光線を以て、大奥の裏を見る樣な感がせらる。これでは、如何に慶永等が焦心しても、迚も、慶喜立儲の事が行はるゝ譯はないのである。

極御內用、先達而又此程も、細々御申上の御書付慥に落手致、秘見の上、則御內覽(御臺所篤姬へ)にも奉入候、先々上々樣方御揃被遊、益〻御機嫌能被爲成候御事、恐ながら御めで度有難狩り奉存候、左樣に御座候へば、先達より度々第一大事の御內用、御申上の御事は、委細申上奉り、こなた樣(篤姬)には、御承知樣にて、先達より種々御心配樣も被遊候御事は追々申入候通りの御事にて、被爲在候處、先月末、御國元(齊彬)よりも御直にも、細々御申上被遊、私(瀧の局)も仰戴き候に付、段々御考御都合次第にて、被仰上候思召樣の所、何分舊冬より色々上(將軍家)にも御心配樣の御容體に候。日々御伺被遊候御事ながら、こなた樣(篤姬)へは別段何故の御心配樣との御咄し等は、不被爲在、色々御表方にての御用向にて、御心配被遊候と計の御咄に被爲在候へ共、何分風評に色々被爲聞候間、誠にこなた樣にも御案事樣にて、被爲在候間、其御樣子も本樣(大奥本壽院)御覽被遊候

て、何事も御伺不」被」遊候ても、かへつて色々御案事上げも被」爲」在候御事に付、本様へ御伺被」遊候御事を、極御内に御咄し被」遊候ほんとて「御同所様(本壽院)よりの御内咄しには、アメリカ一條の事と、御表方にて色々の風評には、水戸老公御事、御むほんの御志、御座候との評判(齊昭京都の警衛を兼れて、大船製造の爲め大坂を借らむことを、幕府に請ふ、閣官の徒、これを謀叛の計畫の如くいへり(上編五〇〇頁參照)等も御座候由にて、右様の御事にて、色々御心配様被」遊候御様子ながら、けして深く御案事様被」爲」在間敷、諸侯方も被」爲レ入候へば、當時左様の御事、御座候様成御事は有まじき事にて、候との御内咄し被」爲」在候。』其後も、折々本様へは、上にて御内用と被」爲」在候て、御人拂の御事被」爲」在候へども、とんとこなた様(篤姫)へは、何事も御伺不」被」遊」候に付、先達より御申上被」成候御事、(西城のこと)且又御國元より仰上られ候御事も、御控被」遊被」爲」成候ては、どうも仰上られ候折無二御座一候間、殊の外御心配被」遊、御直に御さたは御伺不」被」遊候へども、前文通り、本様より御伺被」遊候御様子も、被」爲」在候に付、先此御一條は、何分本様へも御相談被」遊候て、御ともく早々御國元より御差出相成候御書付も、御廻し被」遊(薩邸より)候間、右の御書付をも、本様へ御覽に御入被」遊候て、段々御一大事の御事故、御直に仰上られ度御思召させられ候趣、且又御書付の通り、實に尤も御同意被」遊候はゝ、御ともく仰上られ被」下度と、細々御申上被」遊候處、本様御さたには『御書付も、御尤と思召、こなた様の思召の所も、至極上を御大事に思召させられ候御事、忝なく思召様に叶はせられず、未だ御年も過させられ候と、申上候事、どうも思召には叶はせられず、何分新御殿(御臺所篤姫)にも、御上りより、未だ御間も不」被」爲」在候間、其内には御出生も被」爲」在候御事を、今しばらく御待被」遊候て、もし御さたも、彌不」被」爲」在候はゝ、其節御治定被」遊候ても、御おそくも不」被」爲」在候御事」との上意にて、甚御不快の御様子の所へ、又々堀田より、薩州より御申上の御書取(齊彬上書中編一三九頁參照)を差上、上覽に入奉り候處、以の外の御立腹にて「薩摩守までが、斯様に同意に相成、書取指上候御事、甚以相濟不申、唯今新御殿に入られ、格別の續き柄の事故、外々とも違候事と、いか様なる存寄の事哉」と、御立腹被」遊、直ちに新御殿へ御意にて、「薩州へ其事申遣され候やう」に、上意可」被」遊候と誠に御立腹の御様子故「どうも御直に、右様の御事上意被」爲」在候て、新御殿にも、御存様の御事にて、被」爲」在候へば、御よろしく候へどもの、何も御存不」被」爲」在候所へ、御左様に上意にも被」爲」在候ては、實に御心配様も被」遊候はんと、思召に付、先其上意は、しばらく御待被」遊、得と乍」恐御考の上、被」遊候様、薩州にも、只今御近き御續柄故、御一大事の御事、御爲筋申上られ候半の御事を、右様に仰遣され候ては、いかゞにて候半まゝ、老中共にも、得と仰被」爲」聞、彌くの御治定の上にては、新御殿へも仰被」爲

遊候上の御事故、上より御内々御伺被」遊候御様子を、得と仰上られ候はんとの御事にて、御咄し被」遊候、此節もつぱら御表にて、御評議中の由、則老中より先達越前守(慶永の上書中編一〇四頁參照)其外よりも、斯様の書取を以、申上られ候處、上には思召様に叶はせられず、未だ御年も過させられ候と、申上候事、どうも思召には叶はせられず、何分新御殿(御臺所篤姫)にも、御上りより、未だ御間も不」被」爲」在候間、其内には御出生も被」爲」在候御事を、今しばらく御待被」遊候て、もし御さたも、彌不」被」爲」在候はゝ、其節御治定被」遊候ても、御おそくも不」被」爲」在候御事」との上意にて、甚御不快の御様子の所へ、又々堀田より、薩州より御申上の御書取(齊彬上書中編一三九頁參照)を差上、上覽に入奉り候處、以の外の御立腹にて「薩摩守までが、斯様に同意に相成、書取指上候御事、甚以相濟不申、唯今新御殿に入られ、格別の續き柄の事故、外々とも違候事と、いか様なる存寄の事哉」と、御立腹被」遊、直ちに新御殿へ御意にて、「薩州へ其事申遣され候やう」に、上意可」被」遊候と誠に御立腹の御様子故「どうも御直に、右様の御事上意被」爲」在候て、新御殿にも、御存様の御事にて、被」爲」在候へば、御よろしく候へどもの、何も御存不」被」爲」在候所へ、御左様に上意にも被」爲」在候ては、實に御心配様も被」遊候はんと、思召に付、先其上意は、しばらく御待被」遊、得と乍」恐御考の上、被」遊候様、薩州にも、只今御近き御續柄故、御一大事の御事、御爲筋申上られ候半の御事を、右様に仰遣され候ては、いかゞにて候半まゝ、老中共にも、得と仰被」爲」聞、彌くの御治定の上にては、新御殿へも仰被」爲

られさふらふおんこと
レ聞候御事、もちろんと思召上られ候」と、段々本様より仰上られ候に付、其後、「先堀田歸府の上にて、又々
とくじやういあそはさるべく
得と上意も可レ被レ遊」と、御沙汰の由、何分右様の御立腹中の御事故、只今此御一條を御直に、又々仰上
られ候ては、けして御不都合も御思召上られ候へば、どうも御宜しくとは思召させられ悪候へども、又斯様の
御一大事と、御伺遊ばし候て、御案事上られ、御直に被二仰上一度と、思召上られ候御厚き新御殿の思召様も
御尤の御事にて候へば、夫を御留も被レ遊がた き御事ながら、
上には、前文通りの御事にて被レ爲レ在候間、もしも御存上の御通りの御かん氣も(將軍の疳氣をいふ)被レ爲レ在候間、
御立腹の餘り、御夫婦様の御間柄にも、御不都合等に被レ爲レ成候ては、何とも御案事、上の事故』との本様の御さたのよ
し故、こなた仰上られ候には、御尤様の御事ながら『天下の御大事と承り、御家も御同様の御事に付、仰上られ候御
事思召に叶はせられず候て、御しかり等御蒙り被レ遊候御事は、けして〳〵御いとひ不レ被レ遊候間、どうか一應仰上られ
候上、御直の御返答御伺不レ被レ遊候てはと、少し御つよく仰上られ候へども、何分々々、本様には、先御留の御言葉のみにて、『先しばらく、得と御考の
うへ今一應御返答遊ばし候迄』と、御待被レ遊候處、丗夜右の御書取を、一寸御拜借被レ遊度仰遣られ候に付、本様御方へ被レ進候處、しばら
くにて、御歸しに相成候、あくる日、本様又々ここなたへ被レ爲レ入候て、御さたには『昨日の御事、夜ぜんも、とく
と御考へ遊し候へども御一存にはどうも御定め兼被レ遊候に付、極御内々飯島にはかく別の人故、秘見致さ
せ、御相談致候處、何事も私の存寄通りにて、何分にも御立腹中故、彼是を御案申上兼候てどうも

此御請は申上兼候由、申上居候に付、此上、新御殿御掛りの事に付、歌橋(歌橋は御臺所附)御相談被レ遊
候て、其上歌橋の存寄被レ爲レ聞候て、御定め被レ遊頂度』と、御返答被レ遊候に付、いづれも、たれへ
御相談被レ遊候ても、とても仰上られ候様にと、申上候人は無二御座一と思召させられ候間、どうぞ御
都合を御伺被レ遊候て、被二仰上一度と、思召させられ候御事ながら、とんと左様の御都合不レ被レ爲レ在、おこ
まり被レ遊候まゝ、又歌橋へも、得と仰被レ聞候てぜひとも一應は、仰上られ度と思召され候へども、本
様の思召旁も被レ爲レ在候得は、御身は御屐も不レ被レ遊候御事ながら、先同人の存寄も御尋被レ遊度と、
細々被レ爲二仰聞一御相談被レ遊候て、尤ぜひ御請には仰上られ候やうに、申上られ候様に、段々御沙汰
も被レ遊候得共、同人申上られ候には『御尤様の思召様ながら、右様の御事は、何分御表方、夫々御役
人等も御座候て、細々吟味も御座候上にて、申上候事にて、尤此書取も差上られ候御事にて候へば、
上にも御承知様の御事にて、何分思召に叶はせられず候へばこそ、本様にも右様に御沙汰も被レ爲レ在候御事と存
上奉候。尤一印(一橋慶喜)の御事は、先年も左様の御評議も被レ爲レ在候様にも、伺候御事
に御座候得共、とかく奥向も一統歸服致不レ申、誠に御むつかしく被レ爲レ在候御事に付、とても御上られ候ても、い
かゞ可レ被レ爲レ在候哉、猶是迄も隨分右様の御事、大名衆よりも手筋を以て奥向へ願出られ候御事も御座
候へども、夫は一切御取上げに相成申さぬ御事故、思召様の處は深く組上げ候得共、先々薩州へも、此御
事は能々御斷り仰被レ進候方、御宜しく被レ爲レ在候、何分御表方の御評議第一の御事にて、斯様の御事
は、奥向にては御存様不レ被レ爲レ在方、御宜しくあらせられ候間、けして私へ斯様に、御内々御伺はせ被レ遊候

御事も、御さたは御無用様、わたくしこれぎりたごん申さず候間、もしや上より此後御尋の上意御座候とも、御存様不レ被レ爲レ在段、仰上られ候方可レ然』と、くれ〳〵も申上られ候、誠に色々御心配様も被レ遊候へども、かん心の御方様、次向とても、同様の人々、右様の心得故、萬事是にて御推察可レ被レ下候、何事も夫故に、御控目控目と計にて、實に御爲には相成不レ申哉と、實に不レ及ながらも、只々心計もみ居申候。新御殿様にも、未だ御若年には被レ爲レ在候へども、斯様の御一大事の御事などは、御上り前よりも、細々薩摩様より仰上られ、殊々御身は御いとひ不レ被レ遊、（中編一八頁參照）精々御勤の思召にて、萬端御若年には、恐入候御氣生様故、何事にても、御爲筋の事御しっかりと、御應答もあらせられ候、御事にて候へども、何分御上り後、未御年數も不レ被レ爲レ在候へば、殊に寄候ては、どうも思召様通りにも、御意被レ遊兼候御事ども被レ爲レ在、其上には、上の御側向にも、御存上の通り、あく冦（平岡藥師寺の一味をいふ）も御座候間、めったな事も御直に仰上られ候て、かへって御不爲と相成候様成、工ども取くみ候ては、實に御大事の御事故、夫も御案事申上候へば、たって申上候事も出來不レ申、誠に身體實にくるしみ居候、中々外々よりの思召の様には、實に參りかね、殘念至極の御事にて御座候へば、身命をなげ候て、御直に新御殿の御名代を奉二申上一度と、山々奉二存上一候へども、こなたの御附にては、何事も申出されず申、只々椽の下の力もちとか、たとへの通り、心に殘念々々とばかり存じ、實に晝夜おもしろからぬ勤のみ、致候様成事にて御座候、夫に付ても、只々御いとほし様にて、色々思召様の様に不レ被レ爲レ在候御事のみ故、誠に御心ばいがひも不レ被レ爲レ在、誠に〳〵御心中様を恐察奉り候へば、心痛致候計にて御座候、宜しく御

察し可レ被レ下候ととても、右の通りにては、奥向の御手入にては、參り不レ申、表方を何分御強御談じ御座なく候ては、此御成就は御むつかしくと存上奉候し、本様の御兄弟衆（本立院のこと）越前守様御方へ、御手續も存上居候。是は、隨分御宜しき御續故、どうぞ早く夫も御手入可レ然と、存上奉候、御表方（伊賀守等）にて色々心々にて、永印（水戸家）をあしさまに、上へ申上候人々御座候御様子にて被レ爲レ在候。夫故に、別て〳〵一印を御きらひ被レ遊候御事に伺はれ候、偖々、目の前の事計存候て、色々奉二申上一候御事奉二恐入一候御次第と、なげかはしく奉レ存候。先々荒ましながら、御様子のみを申入候間、どうぞ先方へ宜しく御申傳へ被レ下度、御願申入候、御國元へも、追々御様子は奉二申上一候様奉二申上一置、前文の御通りは細々奉二申上一候左様御心得可レ被レ下候。

同時に、御臺所と瘤の局とより、各齊彬に贈りたる書翰があるが、殆むど同意味のものであつて、併かも、この書翰が、最もよく委細を盡して居るによつて、これのみを、まづこゝには採揭する。或る人々は、御臺所より、齊彬に贈りたる書翰を引證して、將軍の慶喜を嫌忌せしことは、將軍の自働的意志なりとして、直弼等の妨げしものにあらざることを、論ずるものもあるが、將軍は、嘗て御臺所に向て、慶喜立儲のことを內諾せし形跡もある（照國公文書）前々よりの行掛を讀了して、この書翰に對する時は、本壽院、歌橋等が、如何にして御臺所を支へしか、また、側向（平岡藥師寺の一派）表方（伊賀守等）の內に、如何に齊昭父子を將軍に妨げしものありしかは、まことに瞭然たる

ことである。而して、彼直弼も亦た、其同臭味の一人であれば、誘惑の責を辭することは出來ぬ。思ふに御臺所より近衞忠熙に贈られし書翰（中編〇〇參照）も亦た、是と同一意味のものであつたらうと思はれる。

この書翰に對しては、流石の慶永も手を額にして、開た口が閉がらない、『兎も角も、伊賀守に問ふて見やう』と、二十八日に登城したるを幸、伊賀守に面會したが『今日は迚も御用が多くて、緩りと御目にかゝることが出來ないと』のことであつた『然らば、一つこの書面を見て貰ひたい、また晦日に伺ふから』と約束して別れた。さて、晦日に慶永は伊賀守を訪問せられて『先日の書面を見られたか』と申すと、伊賀守『かゝる密書を何處より手に入れられたか、大和守（久世）へも見せ申たが、大奥の秘事を、斯く迄に詳にしたること、たゞ驚くの外はないと申居つた』と申す、慶永は『薩摩より手に入れた』といふと、伊賀守『これは籠中を拵へむために、奥向にての小策である、台慮はもう極つて居るから、決して御掛念には及ばぬ』と申す、慶永の聞きたいのは『其どう極て居るか』といふのにあるが、人間には慾目といふものがある『極つ居る』といへば、屹度おのれの望むで居る通りに解釋する。然るに、伊賀守はまた『閣寺官宦の徒は、恐るべきである台聽を傾けることがないとも云へぬ』との事やら『上樣の御目出度くて、鐵砲を以て、近習を

追掛け給ふ事やら』種々の事を話して、到頭慶永を烟に卷て仕舞つた。

四　正睦不在中の江戸

再び田安慶賴の態度について……繼嗣たるを得ずむば後見せたらむ……以て水戸派の一角を殺がむとす……皆是紀州派の策……水野筑後守より慶永への書……齊昭より久世への書……此書によりて齊昭の眞意を知るべし

この頃、田安慶賴の態度が、段々曖昧になつて來た、營中に於て、屢〻夏目左近將監、平岡丹波守等と會見し、密々話をする、これは紀州派が慶賴の西城に野心あるを知て、上野山六左衞門、渡邊彌八郎などいへる、田安家の臣下を唆かし『紀州侯西城に御立ちになれば、貴所樣は差向御後見に』といふので、慶賴を說く、慶賴も段々考へて見るに、自分が儲君に立たうとするには、夫々大諸侯を始め、內外に有力な援助者がなくてはならないが、夫がない。迚も西城には六ヶ敷いとしても、こゝは一番、紀州侯の爲めに骨を折て、おのれ、政權に近くの素地をなさむと決心した。これは、慶賴が慶永と一致の運動をするを碍げて、水戸派の一角を殺がむとする、紀州派の策であつたことは、申す迄もない。三月五日附、水野筑後守より慶永への書翰に

上略　同日は、於二營中一御目通り被二仰付一、難レ有　仕合奉レ存候。例之一條、其頃も厚く御沙汰も被レ下候故、旁以二沈默一可レ仕候乍レ併一體は御爲筋第一之儀にて、田尊館に被レ爲レ取候て、本然之御筋合に付、尙此上にも心懸、可二相成一はと奉レ存居候得共、上六（上野山六左衞門）渡彌（渡邊彌右衞門）を

始、内外一同悉く◎を防ぎ、◎を助け候のみにて、是皆爲にする所より起候人情、迚も此上行屆候不レ申、平（平岡丹波守）夏（夏目左近將監）兩輩との穩密談は、御明察之通りにも可レ有レ之歟、其上にも、助紀之御意味雖レ計奉二恐察一候、云々』とある。

序でに、齊昭父子が、慶喜立儲に對する態度を一言する。三月朔、慶永が久世大和守から入手した齊昭より、大和守への内書の一節に。

上略平和の時にも候はゞ格別、斯樣危く相成たる天下を刑部卿（慶喜）手際に治まり候事可二相成一哉、尾張殿田安殿、立場と云ひ、年比とは云ひ、右にて天下を指揮せられて可レ然、又御家門にても、越前守抔賢君なり、是等可レ然御事也、若年の刑部卿抔、如何にしてこの危き天下を治候事出來可レ申哉、萬々一にも亂し候てはゝ、天朝及び日光山へ之御申譯も相成間敷、當人は勿論於二我等一も不二相濟一事なれ共、道路の取留もなき說を以て公儀へ申儀も相成兼（中暑）心配せる也（中略）我等工夫の大船を於二何れの港一なりとも製し度故、何れよりなりとも、萬兩の金子被レ下、製造致し、若大坂にて宜しく候はゝ、右船製し居候内、非常の事も有レ之候はゝ、京師御警衛も心得候樣、云々認出候處、於二公儀一叛逆の企との事にて、又々丙辰の節の如く可二仰付一との評議に相なるよし、或人來りて告たりき、予を叛逆人といふ上は、如二本文一沙汰は有レ之共、西丸に一橋は不二相成一事と安心せり、云々』（上編五〇〇頁參照）

とある。或はいふ、齊昭、慶喜を將軍の儲に備へむが爲めに、慶永等をして運動せしめたりと、

またいふ、齊昭は故らに攘夷論を唱へて、慶喜の仲裁に委し、慶喜の聲息を重くしやうとしたと。されど、今この書に對する時は、蓋し思半ばに過ぐるであらう。もし、この書を以て、齊昭が心にもなき辭退をなし、世間體を繕ふたものであるといふならば、そは、公私を混同し、情義を沒却せる小人の心を以て、人の心を忖度せむとするものである。齊昭が衆望慶喜に集まり其の儲君に擬せらるゝを見て、喜びしものは、父子の情であつて、當今の形勢慶喜がよく料理する所でないとして、辭退せむとするものは、宗家に對するの義である、義を捨て、情に走る人こそ、世間體を繕ふて、虛辭退をもせめ、齊昭は決して、左樣の人ではなかつたと思ふ。慶永が晩年『逸事史補』に記す所の如きは、自ら毀ち、併せて齊昭を誣うるの甚しきものと云はねばならぬ。『逸事史補』に付ては、大に正したいこともあるが、多岐に涉るによりて他日を期することゝする。

五　慶喜の態度

平岡圓四郎の談話……誠順院……慶喜立儲を辭す……慶永後見說の出所

次には慶喜の態度であるが、三月七日に一橋家の平岡圓四郎は、越邸の中根を訪ふて『去朔日、刑部卿殿、某を召されて「此頃館に祝事があつて、誠順院（慶喜の養祖母）德信院樣（慶喜の養母）御同席にな

つた際に、二方より刑部卿殿は、世間の御評判宜敷、至極恐悦に存じます、乍レ去年來御馴染のことであれば、この館を外に、他へ御出のことは、如何にも心細く存じます、との御咄しがあつた。予（慶喜）は、それは取留もなき、世間の取沙汰で御座りましやう、私など却々左樣なことは御座りませぬ、とは申したものゝ、なほ心に懸るので、本丸の大奥を探て見たが、或は紀州といひ、或は一橋ともいひ、何とも分らなかつた、唯近い内に、西の丸へ養君が立たさらるゝとのことで、婦人も召抱へになるとか、部屋子などを詮義して居る向もあるとのことであつた、予は昨冬も老中へひたと斷つて置いた（中編一一五頁參照）がまた候斯樣な咄を耳にするとは、存外千萬のことであるによつて、今朝（三月朔）伊賀と大和とへ面會し、斯樣な取沙汰もあるが、虚實如何であるかと、申すと、兩人の申すことには、そは、何處より御聞になされたか、と申す故、大奥で聞たといふと、兩人は左樣なことは、決して御座りませぬと申す、予はそれは幸のことである、事あつての後に、御辭退は難儀であるによつて、豫め斷り置くと申置いた」と申さる。某（岡平）御辭退も事と時にこそよれ、御前を外にして、この大任を負はせ給ふべき、御方も御座るやと申すと「田安は、先輩のみならず、御續柄も近くて、この人こそ相當であらう」と申さる、某「田安公にはこれ迄是といふ御令聞も伺ひ奉らず、乍恐賢に讓る御趣意とも覺え申しませぬ」と申すと、卿「如何にも田安は格

別のこともないが、田安には越前（慶永）といふ後見があれば、大丈夫である」と申さる、某「越前殿は必ずしも、田安公の御後見と申す譯も御座りますまい、即ち御前の御後見を、御頼になつて、天下の大政を取り行はせ給ひなば、十分で御座りませぬか」と申すと「天下の爲とはいへ越前が、此程の心盡し、本懐餘りあることではあるが、如何せむ身の材徳其器でないことよ」と申され、達て御辭退せらるゝ、此上は所詮大守公御補佐の職を、御帶び下さらねば、卿はたとひ西城の御内命あらせらるゝとても、御承諾の事思ひも寄らない樣子で御座る』と申した。是よりして、慶永後見の議は、右の平岡や、水藩の安島茅根等の間に唱へられ、中根より當時滯京中の橋本左内に移され、左内より密かに、三國大學と小林民部權大輔等に通じ、慶永も初は頻りに辭退したが、後には暗諾した樣子であつた。かの左内の上京は、慶喜立儲及び、慶永後見のことを、京紳へ入説する爲であつたかの如くいふのは、未だ前後の事情を明さぬ人の言である。

其間、幕府に於ては、曩に一時病氣危篤を唱へられたる、ハリスが病氣平癒して約の如く三月三日出府九段の蕃書取調所に入つた、七日には、其軍艦を品川灣に繫泊して、大に勢威を示し、條約の調印を迫る、老中以下堀田正睦の歸府遷延を憂ひて、議論紛々、永井玄蕃（外國奉行）の如きは『朝廷東使を稽留して、遷延期を失はしむ、沮格此の如くであれば、何を以てか天下の治平を圖らう、

宜しく將軍の職を辭ずるに如かぬ、もし、さもなくば、備中殿には斷然歸府して、勅使の下向を待つべきである』とまでに論じた。また、御小姓番頭松平對馬守、この人はもと田安家の家老を勤めた人であるが、この頃何に感ずる所あつてか、表面紀州侯を以て世子に定むべきの議を上つた、これが表面紀州侯立儲の論をなした始めであつた。また松平伊賀守は、あまりに嚴しく海防係の面々が、慶喜立儲の事を論ずるので、陰忍の皮袋も切れたものと見えて、三月十八日附、中根より左内への書中にも『此節上閣朞氣募り有レ之由』とも、また『玄(永井玄蕃)の御逢(慶永)忌候は、近來海防掛りの連中、餘りに頻りと西城件を申立候に付、上閣抔大に厭聞候鹽梅にて其邊よりして、土丹(土岐丹波守)は越前諸侯を後援として、申立強き樣の說有レ之、不當りの由、右玄蕃抔も殊に嫌疑を避候事の由、御手前(慶永)へ罷出候へば、老中へ耳打不レ致候ては、不二相成一營中にても、耳目を恐れ候故の由、云々』とある。また尾張慶恕は、詭激なる攘夷論の建白を幕府へ呈する(昨夢紀事下卷一二七頁)かくては、幕府廟議の妨げになると、慶永が心配して、尾張の附家老竹腰兵部少輔に面會して、尋問せらるゝと『これは側用人田宮彌太郎(如雲)御小納戸長谷川惣藏などの指尺である』といふ。慶永『其田宮は、どむな男であるか』と問へば『田宮は鐵で作つた大和魂で御座ります』といふ『鐵の大和魂』とは、賴母敷面白いではないか』といふと『癖說固執如何とすべからざる男』といふ、蓋し竹腰は、轢して居つたが、其時分慶恕の論は、京都に傾き、動もすれば縉紳の氣燄を煽動するの傾があつたので、慶永等は最もこれを憂慮し、緩和に力を盡したのである。また、三月十六日に、阿州侯齊裕は、退府の期至り、歸國の途に就たが、御暇の禮として、登城の際、松平伊賀守に面會して『さきに越前守と共に、刑部卿を推選したることは、越前守に語はれたるまでゝあつて、固より其本心でなければ、世上に取沙汰せらるゝが如く、愈〳〵紀侯西城に御立ちあらば、己は不才ながら、御續柄を以て、御後見など仰せ出され候はゞ、世の聞えと申、家にとり身にとりて、面目此上ないことである』といつたとやら、それを伊賀守から、慶永へ洩す、慶永もあまりに奇怪に思つたものと見えて、これを薩侯齊彬に通ずると、齊彬より『阿州も副將軍望み候哉のよし、誠に不思議千萬の事に御座候』との返書(六月二十)が參つて居る、これは、伊賀守の離間策であつたかも分らぬが、齊裕のこの後餘りに振はなかつた事より見ると、或は事實であつたかも知れない、イヤはや、蛛蜘の絲の如く、縱橫十文字に絡つて居つた。

六　幕府の混雜

幕府の混雜

早川庄次郎の上京……正睦を迎へむが爲めに……岩瀨の歸京……有司悲泣……伊賀守の暴論……林大學頭浪士捕縛の議を唱ふ……永野筑後守と永井玄蕃の正議……岩瀨と左內……大奧の狼狽……伊賀守叱む……京都の御沙汰

四月二日、幕府は奥右筆早川庄次郎を、急に上京せしめた、これは正睦の歸府を促す爲めであつたが、それと引き違へて、岩瀬忠震が四日に歸府した、五日に岩瀬は登城して、京都の模樣と再度勅問の次第とを語ると、面倒とは思つて居つたが、誰も斯程までとは、思はなかつたので、皆愕然として色を失ひ、或は悲泣するものもあつた、松平伊賀守は『それ見た事か、京都へ伺のことは、予は固より不承知であつたが、（上編五〇（四頁參照）備中がいらざる事に、京都へ伺つて、かゝる大味噌を付けた、此上は京都に構なく、關東の決斷にてびし〳〵やる事である』といつた。六日に京都より四日切急使で、『京都いよ〳〵御手切』との報知が參つた。林大學頭は、自分が京都で散々の目に逢ひたる腹癒せに『京都は今や遁逃の淵叢となつて居る、横議の輩を誅戮して、一掃しない時には、東西の間瞹離してまた制することが出來まい』と論じた。是ぞ、直弼によりて黨獄の慘毒を釀すに至つた近因とは知られた。併も流石に、有司の間には正論を唱ふるものもあつた、水野筑後守は、書を某侯（慶永）に贈て

『私より、發言を憚候へ共、應接の面々（来使に）兎角彼に泥み候意味無之とも難申、畢竟覺悟の薄きより、彼も付込て、隨意を唱候やに愚考仕候へば、當今の事勢に於て、必死を盡し論辯候ては、只、此約書決定の期日を延候迄之儀、行屆ざることは有之間敷、時日さへ延候はゝ、櫻閣（正睦）歸東後

請候の存意御尋有之、異論立候者は、夷情に暗きより起り候事故、再三說得を加候はゝ、終に了解すべく、其上にても、私見を押張候はゝ、其儘にて奏達然るべく、さ候はゝ假條約は元より掛之輩力を盡し候上にて、談判屈張候と見極め候へば、其條々は動きなき樣に、勅旨も下り可申哉、諸侯の存意を京都にて、深く御念有之とは、全く其疑惑強き故に候へば、徑論も横論も俱々奏達、事情さへ分明に候へば、京地に別段御主意不被在は、勅答の上にも顯然に御座候、誠に内外御大切の機會、名分をば最正敷皇朝をいつく迄も、御尊崇之儀、眞實に相分り、むりおしつけの如き意味にも、さし響き不申樣、御取計專要なるべく云々』

といひ、また、永井玄蕃は、書を水野筑後守に與へて

『勅答を侯伯に披露し、赤心御尋可有者、於道義當然拙拵も、過日より此事は喋々犯顏申居候、肥後の意中、承候處、同斷此事是非不得不如此、只閣老尙因循（爲他人不可言）併、乍不及、同心戮力爲國家、晴天白日之御處置建言更に不厭候。實に此節の景況、毎々天下も是切と存、御承知之酒量も實に減候。云々』

また、四月十一日には、橋本左内が京都を引き拂て歸府した、これは、京都の方は、再度の勅答下ると共に、一まづ段落が付たので、江戸の方を周旋せむが爲めであつた。彼はこれより、岩瀬忠震と相通じて、專ら慶喜立儲、慶永後見といふことに運動した。

附記。從來の史書に、左內は、京都に在て、川路聖謨・岩瀨忠震、安島彌太郎等と協同して、慶喜立儲の事に運動せし如く記せるものあるが、今『橋本左內全集』に據るに、左內、川路に面會を求むるの書二通、未だ面會の事は見えない、また岩瀨歸京の後、左內に寄するの、書に『過日は於京地臨發、一夕之談多少之心得にも相成、萬萬篤謝。云々』とあるを見れば、京都に於ての面會は、たゞ一回なりしもの〳〵如く、また安島の着京は、四月三日であつて、左內はこの日を以て、京都を去つた、もとより往來交涉の餘裕ある筈はない、されば、是等の人々は、同志とは云へ、互に嫌疑を避けて、おの〳〵其立場々々により運動したる迄であつて、表裡相應じての運動ではなかつたと思はれる。但し賴、梅田、梁川等が鵜飼や安島、茅根等を通じて慶喜に心を寄せたるは事實で岩瀨も、橋本の歸府後は、互に胸襟を披て相議り、提携して居たことは、文書の上にもよく認めらるゝ所である。

一方西城問題の方は、如何なる徑路を取て來たかといふに、かの西鄉吉兵衞が、近衞忠熙の書を齎して、再び江戶へ下て來た日時は、明瞭ならぬが、岩瀨よりも、左內よりも早く、多分四月の一日か二日頃であつたらうと思はれる。その書には、明かに『南紀抔の年少にては、叡慮に叶はず』と記されてあつた。其他、京都からの情報は、時々に、一橋卿立儲の叡慮の事を傳へ來る。この報に接せし時の、大奧の狼狽は、其極に達した『昨夢紀事』四月三日の條に、平岡圓四郎が中根靭負へ語る所を記して。

『昨日、德信院の御方の老女の、萬里小路と極めて懇意なるが、御城へ參りたるに、萬里小路の

老女により立儲を辭せしによる）此頃になりて、又御館（慶喜）へ御隱居あるよしにて、此頃上樣にも西城の御奧を御見分にならせられき、上樣には、何等の御異狀も在らせられぬに、御いとおしき事に皆人いひあへり。云々』

とある、かくて、岩瀨の歸府して、勅答の次第を陳述し、慶喜立儲の急務なるを說くに及びて、閣老等も亦たこれに服し、伊賀守も孤立してこれを爭ふに力なきに至れる趣は、同書四月十四日左內岩瀨を訪ふの條に、岩瀨左內に語りて。

『伊賀殿の、疳の虫も稍納りて、人の言ふことも能聞入らるれば、此節同志一統の建議には、第一西城へ賢明の君を建てられ、次に宰輔（見）を置かれ、閣老の上に立て、事を執り議を決する人なくては靜謐すまじき由を申立てしに、閣老衆も至當の議なりと聞請よくて、備中殿の歸府を待居らるゝ次第なり』とある。四月十六日、慶永が、伊賀守を訪ひたるに、伊賀守は『今日は、初て台慮既に刑部卿殿に御決定にて、備中守殿歸府次第、御評議に相成るべく』と語つた。

こゝに於てか、慶永等の目的は、殆むど十中九分を成功して居つたのである。

七　正睦の歸京

慶永正睦に書を厩驛に致す……即日決行を勸む……大奥の動搖……殆むど慶喜に決す……本壽院自殺せむといふ……老女小の島の內書……歌橋の狐……伊賀守と京使

四月十九日、堀田正睦は歸府の途中、板橋驛に止宿すと聞えたので、慶永は、特使を發し書を正睦に與へて『其歸るの日、直に立儲のことを決行せむことを』を促した、其書に

『上略　就夫ても、第一には橋公建儲の御一大事たる儀は、肝要勿論にて、神明に誓ひ疑無之候、此等の儀は、貴兄御發途前、御噺も有之、最早御尊考も御決定可有御座と相察居候得共、其上にも、毎度申上候儀、御氣障にも相成可申と存候、共（中略）且又御出立前とは、又今日の樣子は、事危急に相成候も、畢竟被恐萬事因循の弊よりして、遂に今日の時勢に推移り候儀と、旦夕痛心の外無之候。今日の體に相成候を被誤候はゞ、德川の御家如何可相運哉難量候處、不相變是迄の樣なる御仕向に相成候はゞ、德川の天下は、貴兄始御潰し被成候と申ものにて、其罪は御遁れ難被成と奉存候（中略）當今は、其機會にも可有之、一統に只管貴兄の御歸府を仰望罷在候事に候。萬々一、此一大事を始、總て不相變御大變革の姿も不相顯一宿弊の儘に有之候ては、衆議爾蜂起し、東西の御不熟を始として、萬事差迫り、大變御六ケ敷事も可出來と見拔候間、今度の御歸府は、安危の境とも可申場合に御座候故、明日にも建儲の御定議、懇願に候事故、御旅中迄大略申述候。云々』と追て、本文の趣萬々御賢考可被下候、彼一擧は御着日、直に御決議に相成、其翌日等御發に不相成候ては、後宮の奸邪

可恐儀不少、其外非望を抱居候者も、漸々窺障候て、動候樣に可相成候。云々』

かくて翌二十日に、正睦が歸府すると、二十一日に、慶永は、正睦を訪問して、親しく斷然決行を促したが、慶永の掛念したのも道理や、一端京都の御內沙汰といふので、屏息したて居つた大奥の女房等は、如何にもして、慶喜立儲のことを遮らむとする。十九日の夜、左內が岩瀨を訪ひたる時岩瀨の話に『御人體の處も上（將軍）には御決着なされたが、こゝに一難事といふは、本壽院の尼公であつて、上（將軍）より御物語あるとに「刑部卿殿抔御養君にといふことであれば、生き甲斐もなき世となるによつて、只今にも自害して果つべし」と、御決心の旨を御仰ある故に、餘所事とも違ひ、これには上にも餘程御當惑あらせらるゝ』とあつた。また、同二十二日の夜（慶永退府の期に迫ると雖も、この同じく、岩瀨が左內への話に『西城の件台慮は、方今人望有之方ならでは、適ひ難くと、十分に御決定被爲在ながら、彼例の本壽院の尼公、餘りに嚴敷御拒絕にて、三月以來御潔齋にて、御願を立てらるゝ計の御事故、上よりも態と度々は、仰せ上られ兼ぬるが、此頃また仰せ上げられたるに、さらば御自殺もあるべき、御決心の由を仰せ立てらるゝによつて、此の處只管御當惑との旨、上意の由である』とあつた。なほまた、此頃例の薩摩の老女小の島の內書に。

『一樣の事、此月（四月）の初めに、臺樣より御直に仰上げられしに（忠淵の內書により）上の御聞入り

もよかりしに、又もと思召せど本壽院抔きびしく支へ玉ひ、一樣云々なれば、自殺し玉はむとの玉へるも、事實の由なれどもそれは狐のつきて申上ることにて、其狐は歌橋なるべく、歌橋は上を御育立申上たるほどの人故ひたすらに、上の御威勢の衰へ給はむことをなげきて、刑部卿樣の定まりなば、上の御光の消なむことを、一と筋に憂る由、本樣をすゝめてこれをさゝへ、薩州幷ニ近衞殿下の仰せらるゝをも、用ひられざる由。云々』

とある、知るべし、將軍は元來放心の人、此際は、御臺所の仰立といひ、老中の上申といひ、慶喜立儲のことを、承諾し居たのを、かくては積年の野心、畫餅に歸する譯なれば、水野忠央は、平岡丹波守、藥師寺筑前守、久貝因幡守、石谷因幡守等と相通じて、こゝを先途と大奥に手を入れる、本壽院、歌橋等は固より、齊昭及び慶喜を嫌ふもの『刑部卿樣、御養君となれば、上樣は御隱居か、やれ御いとほしや、御可哀や』と、女の愚痴な心から、身も世もあらぬばかりに悶へ悲しむ。這般の光景は、全く小說にも描き盡されぬ。また松平伊賀守は、初めよりして、忠央の請托を受くるもの、今もし正睦がいよ〳〵慶喜立儲の事を取計ふに及ばゝ、おのれ一人にては、到底これに拮抗することが出來ない、さし向き、條約調印のことは、關東一存にて行ふとするも、これを奉告の爲め、老中が上京せねばならない、備中は迚も今度の失敗に懲りて、上京はすまい、さらば次席の乃公の番か、かの五月繩き長袖に苛められて、堪るものでない、ア、誰か備中の頭を抑へるものはないか、おれに代て、上京するものはないか、と、老猾の眼は四邊見廻ははしギヨロリと光つた。

第六　大老井伊直弼

一　直弼大老となる

安政五年四月二十二日、櫻田門外なる井伊掃部頭直弼の邸にては、昨日直弼の女千代姬が、讃岐高松の城主松平讃岐守賴胤の嫡男宮内大輔賴聰へ婚姻の儀式滯りなく濟みて、明日（二十三日）は新聟賴胤此方へ聟入の勤めあるべしと先觸があつたので、奥も表も、歡笑の聲さゞめきて、延喜を祝ふ松竹の生花、鶴龜の置物なんど座敷の飾付に餘念なき其日の九ツ過（今の正午過）井伊家の表玄關を訪づれしは、御徒頭藥師寺筑前寺元眞。

案内につれて、井伊家の客番小野田小一郎それへ出迎へると、藥師寺『今日推參仕候儀は御上の御一大事を申上ぐべき爲め、御家を見込み、罷出でたるに付き、御取次にては、申上兼ぬ

智入の前日に上使……藥師寺筑前守……泣て水戸派の隱謀を語る……筑前守は上使か疑問……直弼と有司の批評……伊賀守と直弼……西城の鹿を追ふ獵犬……正睦ハリスと應接……ハリス川路を見て笑ふ

る、何卒御直々に御對面を願ひ上げたい』とある。かくと小野田より、直弼に通ずると、直弼は對面に及むだが、やがて人拂の上、藥師寺密話の趣は『水府老公隱謀これあり、當將軍樣を押込め、一橋樣を立て、御自身御權威を御振ひ成さるべき御隱謀にて、同志の者共より、御老中方へ申立候ものもこれあり候得共、何分微力にて、防ぎ及び不レ申、此上は御家に縋り申上候より、致方これなく、參上仕つて御座る』いふ。かくて、主客膝を接して、細話數刻、其間も藥師寺は思に迫つた樣子で始終落涙して居つた、話が七ツ過（今の四時過ぎ）に濟むと、湯漬を出されたが、藥師寺は『本意を達し候段、箇樣に嬉しき事は御座らぬ』とて、殊の外歡むで、厚く禮を申し退出した。藥師寺が退出すると、間もなく直弼は一封の密書を認めて、松平伊賀守へ差出す、七ツ半過（今の五時頃）に老中連名の奉書が、老中內藤紀伊守から到來する、井伊家の城使富田權兵衞は、城からあはたゞしく馳せ歸つて『奧右筆加藤惣兵衞殿から承はれば、殿樣御大老に仰せ蒙らるゝとの事で御座る、恐悅至極』と報告する『それはツ』といふので、俄に松平家へは明日登城入の斷をする、席敷向の飾付は取崩す等にて、夜中邸は大混雜、二十三日六ツ半過（今の七時過）直弼は登城すると、將軍御座の間に召され、御懇の御意の上、大老職を命せられた。

直弼の任命については『開國始末』に天璋院夫人（篤姫）の談話なりといふを載せて『平岡丹波

守道弘、一夕宿直の時、將軍の嘆息するを見て、其意繼嗣の事に關し焦慮せらるを知り、平岡より「大計を定むるものは、井伊掃部頭に如くはなし、願くは家格によりて、大老に擧げられむことを」と、將軍これを嘉納するに當りて、藥師寺を薦めて、密使に充てられたるなり』との意を記してあるが、今舊幕の典故に通じたる人の說に、平岡の職たる、側用取次は權力ある職には相違ないが、普通の側衆と異なつて、老中の退出と共に每日城を出て、宿直などすることはなき規定であつた、また藥師寺の職位たる、徒頭は素より重要の職位ではなくて、布衣席の表役であれば、中々密使などを勤むる役柄のものではない』とのことである。また『井伊家公用方秘錄』にも、藥師寺が將軍の密使たることは記してないのを見ても、こは頗る疑はしいことである。依てこれを前後の事情より考察するに、水野忠央、大勢既に紀州派に非なるを見て、まづ平岡藥師寺等を以て大奧を煽り、大奧より將軍を動かし、說くに直弼大老任命のことを以てし、將軍の同意を得て、突嗟の間に、これを決行したものと思はれる。そは『公用方秘錄』に幕府の奧右筆が、井伊家の城使に語りし所を記して『尤今日迄、少しも御樣子無レ之、俄之事之由、御申聞被レ成候』とあり。また、『昨夢紀事』四月二十二日の條には、岩瀨の左內に語れる所を記して『今日は閣中の樣子、何とやらむ心得ぬ事共にて、明日は御三家へ御相談の上使あり、總觸なんども有由にて、凡

そ大老職の出來るかと、思はるゝ形勢なれども、予等が聞知りたる事もなし』とあるにても知らるゝ。されば、藥師寺の直弼を訪へるは、將軍の密旨を齎せしではなくて、おのれ等の密謀の成就せるを告げむ爲めであつたかと思はれる。

直弼既に大老に任ぜらる、閣中の批判の如何なりしぞ『昨夢紀事』に

「此夕(四月廿三日)岩監察の僚屬平山謙次郎、肥州の內命を竊て、左內が許に來りて、營中の景況を密告せるは、今日掃部頭殿へ、大老を被仰命し事は、滿朝盡く不服にて、既に永井鴻臚(玄蕃)鵜殿戶部(民部少輔)岩瀨肥州には、憤激に堪へかれ、一統に閣老衆へ列陳せられしは、方今の事に候へば、閣老衆の上に大權の人を御擧用有ん事は允當なるべく候へども、掃部は其器にあらず、斯る人を薦擧有て、斯る天下の治るべきや、何等の御定見、何等の御趣意哉と、抗言詰問ありければ、閣老衆も、夫ばと被申たる計にて、果敢しく返答もなく、彼人は員に備ふる而已と、遁辭せられて、今後此の如く、大決斷を以て計るなりと、被申たる故、海防懸りも口を揃みたる由』

とある。なほ岩瀨は左內に語りて『縱し、彥根なんどが任ずればとて、兒輩に等しき男なれば、何の妨もなすべくもあらず』と云つて居る。素より伊賀守の積りにては、直弼を以て、西城の鹿を爭ふ爲の獵犬の如く思つたが此の傲强漢、兒輩に等しき男でもなければ、一臠の肉に鼓舌する獵犬でもなかつた。彼は大老に任命せらるゝと共に、例格を破りて、御用部屋に入り(舊例、大老は連署の老中より將軍へ具申する所を聽く)て政務を直裁した。

この時、伊賀守は、『條約調印の事は、幕府限にて了し、再度の勅答は、これを發表しないやうにと』を主張したが、正睦は極めて其不敬なるを論じ、漸くこれを發表することに決し、二十四日に、正睦はハリスをおのれの邸に接見し、正睦より『調印遷延の故は、既に岩瀨肥後守をして、朝廷にては、堅く前議を執りて、下田條約の外は、一切これを聽許せられない、今强てこれを破る時は、忽ち國內の爭亂を致すの虞がある。されど、貴使と相約する所は、信誼を失ふことが出來ない、再び京都に奏上し、必ず調印するによつて、今姑く猶豫して貰いたい』といふと、ハリスは、政府の既に定むる所であつて、猶上下の議を恐れてこれを決行するの權力がないとならば、予は其權力のある地に赴いて、これを請ふ迄である。嘗て貴官より、日本の政府は江戶に在るを聞たる故に國書をも幕府に呈したる譯である(上編五〇〇頁參照)然るに、其權がないとなれば、予は欺かれたるのである、もし此事諸國に聞えたならば、皆江戶をさし措て京都に向ふであらう。たゞに、幕府の權を失ふのみならず、外患も亦た彼地より生ずるに至らむ』といふ。正睦よりは『我政府の意は、もと國論の歸一を待て、條約の調印をなさむとするに在る。これ其期の遲延する所以であるが、決して信を失ふ樣なことはしないから、暫く待て貰ひたい』と答へて、其日の會合はこれで濟むだ(政

紀事に「此日ハリスに應接するを以て、備中守早く退く、加州（伊賀守）和州（大和守）二人）二十五日に、幕府は諸侯を城將軍の前に於て議する所あり、密に紀州を立つるに決す」とあり未だ據る所を詳にせず）中に會し、正睦より勅答の次第、勅問の條目を示して、各其意見を上らしむることゝした。この日慶永は、城中に於て、川路聖謨に會した。慶永より、歸府の歡びを申すと、川路は頭を搔て『此度ほど困つたことは御座りませぬ、墨吏に面會すると、墨吏は私の顏を見て「京都はよくつゝ、よくつらい所と見えます、大分御面も痩せて頬骨も高くなりましたな」と申居りました』といつた。

二　直弼と立儲

直弼伊賀ずと共に正睦を壓す……土岐鵜殿等伊賀守の怒に觸る…
……岩瀨の述懷……土岐と慶永……土岐泣て閣中の事情を語る…
……廢立黨……直弼正睦を罵る……直弼主膳をして關白を說かしむ……其書翰……米使應接……調印期を七月廿七日迄延期

二十六日、直弼は就任後、始めて將軍に謁し、紀州侯迎立の意を內陳した。此頃よりして、直弼の威權頗る熾に正睦を壓倒する、伊賀守も兼て組んだ演劇なれば、直弼に附和して、正睦につらく當る、將軍は正睦に向て『天下の爲めとなれば、刑部卿にて異存はない』と漏されしに關はらず、正睦は折角齎し來りたる慶喜立儲の御沙汰をば、持出し兼ねて困憊する有樣となつた。また、土岐丹波守、鵜殿民部少輔の二人は、西城の事を建白し『當將軍家にては、天下の維持覺束ない』と迄抗言したる爲め、伊賀守より廢立を謀ると誣いられ、今は役目も覺束ない、危殆の地

位に陷いつた。岩瀨忠震の如きも、亦たすに至つた。慶永は土岐が閣中の模樣を報ずるに接して、大に驚き、二十七日に中根を遣つてこれを慰問さすと、土岐は悄然として『暫の程にも、時勢の斯く迄に遷り換り行くものにや、備中殿抔も、此頃にては面の色もなき迄になる不忠者の如くに、罵り辱めらるゝこそ口惜しけれ、一橋公を西城へと申すことは、恭廟（家齊）薨去の砌より、愼廟の蚤くに（慶）思召されたる所なるのみか、橋公人傑に座せば、旁〻天下の爲を思ひて、言を盡して申上ることをば、裏表に不忠の樣に取なさるゝは、如何にぞや、余は學問も才智も肥後なむどに立並ぶべくもないが、私を舍て忠貞を存する、報國の赤心に於ては、誰にも劣るまいと思つて居るに、御大老、伊賀殿なんどに、忠の道も知らぬ者の樣に陷しめられて、何の樂みありて御奉公を仕るべき、丹波守が生涯も、今日を限りや』アナ無念やとばかり、聲をあげて男泣に泣き、今に自殺もし兼ねまじき風情に、中根も其心根を察し、共に貰泣をしたが、慶永の意を述べ『呉れ〳〵も短慮をせぬ樣に』と慰さめて歸つた。土岐がこの時の心事は、かの關東に內通すると誣いられて、居城 茨木に引退きし、大坂城の片桐市正且元が身にも思ひ合はされて、中々に哀れであつた。

此日、正睦はまた慶永に語りて『大老の權威、特の外強くて某が京師の所置あしく、關東の御威光も二の次になりたりとて、辱しめらるゝには、殆ど困じ入る、伊賀抔も、是迄は某が方人であつたが、大老が出來て後は、後と鞍に乘つて某を壓し倒さうとする氣色も見えて、いと心外なる事共にこそ』と語つた、また直弼はこの日、伊達遠江守宗城に語つて『元來備中抔は、京都の事情を委敷も知らで、おのが曲尺を以て度らむとした故に、斯る不覺をも取つたのである』といひ『海防懸りの面々、當時の樞務要職なるに誇りて、おのが儘なる事計を申て、人もなげなる有樣こそ奇怪なれ。犯上不遜の罪追るべき樣もない、彼等が傲慢も押さへなければ、老中の見識も墜ることとなる、取分け口強なる肥後抔は、條約日延の事に付ても、樣々不敬の申立もあれば、取除けねば適ふまい』と、暗に免黜の意あるを示した。

此頃伊達宗城、山内豐信等は、直弼の強頑なるは、伊賀守といへる奸物が附き添ふて居るに依れば、伊賀守を、勅問御答の使として、上京せしめ、其間に直弼を說き伏するを上策としたが、伊賀守の或はこれを引請けのないことを思つて、如かじ慶永を上京せしめ、斷然慶喜立儲の內勅を申請ひ來らしめむと、密に計畫した、宗城の養父伊豫入道宗紀は、直弼とは緣家で、親みも深けれども、此人をして、直弼を說かしめたが、直弼は『もし仕果せたらば天下の大權悉く彼人

（慶永）に歸し、拙者老中などあれどもなきが如くに至るであらう』とて、これを承諾しなかつた、當時直弼は會津侯松平容保を以て京使に宛てむとし、且つ世子も、既に紀州慶福に內定するに至つた趣は、五月三日附を以て、直弼より在京都長野主膳に與へた書翰に

上略御養君之一條も、先日閣老一同、御前へ罷出、御筋合之所、此方なれば斯樣々々、彼方なれば斯樣々々と申事、人氣合之所も斯樣々々と有體に言上致し、此上は上慮次第に、御極め被遊候樣、申上置候處、當月朔、某初閣老一同（こゝに一同とあれども甚疑はし、下に正睦の慶永に語る所にても、少くも正睦は其席に列せざりしが如し）被召出御養君之一條、彌紀伊殿と御決心被遊候間、取調候樣、上意被爲在候。誠に以難有次第奉畏候段、御請申上候。右に付ては、何れ色々心配之儀も可有、宜敷賴み思召之趣、御縲に被仰含、恐入候儀、決而御上之御心配には不被及候段申上、此節內々御先例等取調べに掛り申候。中々御大禮、一寸の事には參り不申候へ共、御上にも御急ぎに付、精々手廻しいたし候樣申合居候事に候。右に付ては、越前守初、表方に是非々々一印を願候者共、人氣立可申哉、と閣老も大に心配、何分老中の手に合不申者共に付、我等に申諭し候樣にて、達而賴に付、不好儀には候へ共、越前守遠江守等呼寄、段々咄合候處、大に折合候。然今一兩度も咄し不申候ては、十分に參り申間敷事と存候。然し詰り、仔細は有間敷と存候。

一、京都御使之儀、今以發し不申候へ共、大抵は會津と內決に相成候。明後節句登城に成候はゝ、御內意

おほせいだされくさや　ぞんじさふらふあひだ　可レ被二仰出一哉と存候間、何れも大名御答書、表方未だ出レ不申、何か手間取候趣にも相聞へ候。夫
それ
夫出揃ひ候上、甚敷は說得等も有レ之、大抵七八分は落合不レ申而は、御使發足之評にも參間數候而、當
ちはつそく　地發足は、來月さし入にも相成可レ申歟にも被レ存候下略

一、前書之通り、御養君一條も、既に某閣老までに御治定之趣被二仰出一候上は、是非とも御主意通り、取計
まをさずし　不レ申而は相成不レ申、追々其御手續き相成申候事に候。然る處、表方にては、緩ての宿意をも遂げざる事
に付、又々上方へ如何樣の惡計を廻し候も難レ計、是又心配致候。此御一條は、關東より被二仰出一次第、
京都よりは此上、何とも御沙汰無レ之樣、內々取計ひ可レ申、萬一京都よりも、御名ざしに相成候樣に成行て
は、すでに御內治定之儀、大に六ケ敷相成候間、此段心得可レ申候下略

養君御名指の內勅こそ、慶永等が、今現に焦心希望しつゝありし所なれ、直弼は逸早く、先手
を越して、主膳をして、九條關白を動かし、これを遮止せしむ。其運動何ぞ夫れ機敏なるや。而
して、なほこれを秘密に附するものは、深く京都より內勅あらむことを恐るゝによるのである。
かくて、主膳は、衆議奏上のこと其他に付ても關白と協議し、此月の末に關白の書を齎して京都
を發足して江戸に歸つた。

扨も其後、海防掛の面々に於ては、屢々米使ハリスと會見し、漸く彼をして、調印の期を七月
二十七日迄延期することを承諾せしめた。五月二日、老中連署にて彼に渡せし書取

自分共、今般大君の命を以て、日本國にては、井上信濃守に任じ、亞米利加合衆國にては、大統領の命に依て、
其許を指許、當午正月五日、雙方談判之上、條約決定せりと雖、日本國に於て、安寧を存ずる重大の事柄
なるに依て、調印之儀、同七月二十七日迄延引せむことを、我望に應じて、其許承允せり。併、此事を改變、又
は其期限を延引せざる事不レ可レ疑、且此後、貴國の外外國人と條約等、談判に及ぶ事ありと雖も、アリメカ合
衆國の條約に調印するの後、三十日を經されば、調印することあるべからず　謹言

安政五午年五月二日

なほ將軍は、別に手書を裁して、米國大統領に與へ、米國調印の延期に及ぶことを告げた。七
日ハリスは、既に將軍の手書を得たのによつて、下田に歸つた。

三　直弼と立儲

また川路聖謨は、五月二日に、慶喜立儲の方今の急務なることを認めて、閣老に建言したが、
忽ち直弼の旨に觸れて、六日西丸留守居に貶され、土岐賴旨(丹波)も、亦た同日大番頭に左遷せら
れた。これ實に、所謂廢立黨鬬陟の最初ぞと知られた。土岐の左遷は、曩に伊賀守に抗言せるに
よるもの、また川路の貶されしは直弼就任以前より、其最も忌む所であつて、今春二月直弼より

川路……諸侯の意見書を建白す……條約破棄論……慶永正睦に決死決行を勸む……廢立黨の顏觸れ……鵜殿
の外轉……鈴木鷲吉郎の奸曲……鈴木と閣老となる……大久保忠寬禁裡附となる……石谷因幡守町奉行となる……石谷と直弼

長野主膳に與へたる書中にも『川路左衞門尉儀は、姦惡之者に候處、追々不レ宜儀も相分り、云々』とあるほどなるに、京都に於ての取計ひ、宜しからざりしといふのと、且つ右の建白が近因をなしたのである。

五月の朔頃から、諸侯の勅問に答ふる意見書が出た、大廣間大名の建白の外は、尾侯、水侯父子を始め、昨年の條約破棄論が多かつた。九日正睦は、慶永を招きて、齊昭の建白を改めしむことを托した。慶永は『兼て誓ひ申せしことなれば、辭し申すにはあらねど、今後の御處置振等、御安心の行く樣、申上げずしては、御承引のこと六ケ敷からう』と申すと、正睦『其邊も、凡の見込は立ち居れども、評議の上ならでは、申上げ難い』とのことであつた。正睦はなほ『西城のことは、井伊專ら南紀を引き、伊賀も亦たこれに同じ、某が說行はれず、且井伊、伊賀共に、舊套を執りて、變通を知らず、井伊尤固陋迂濶、時勢を辨せず、外事に通せず、我意を肆にして、直言を忌む、しかも、馭夷の策略に至ては、空茫として、一物もない』と迄に痛罵した。九日に例の藥師寺筑前守は、直弼の邸を訪ひて、また『水府老公、松平越前守樣、海防掛の面々心を合せ、外夷渡來に事寄せ、慶立を謀るの陰謀頗る熟せる由で御座る、御心得になる樣に』と告げた。夫からあらぬか、十二日に將軍は直弼を召して『養君取極の事』を再び促された。

十五日の夕、慶永は再び正睦を訪ふて『廟堂の形勢一轉、土岐、川路等、既に外轉となつたれば、足下の落職も乍ニ失禮一遠かるまじく覺ゆる、速に抗論說破して、建儲の大事を定め給へ、これも殿中にて大老伊賀と刺違ふるか、或は台前にて割腹せらるゝほどの、御覺悟なくては、行は れ申すまい』といふと、正睦は『指違へも切腹も、見据のある事ならば、天下の爲め、更に厭ひ申さぬが、甚だ恐多い事乍ら、將軍家には取詰めたることを、嚴敷申上ぐれば、直に涕泣に及ばれ、一時も二時も有無の御答はない、斯樣の時に、指違へても切腹しても、犬死同樣で所詮は死ぬか退くかの二つなれど、海防掛の諸有司等、皆決を某に取るに、某もし退かば、衆心解體して、また爲すなきに至るであらう。伊賀は大老と結びて、某を擯斥せむとし、久世は勢を看て中立、紀伊（老中内藤紀伊守）中務（同中務大輔）は事情を知らず、大奥及び君側は皆刑部卿殿の賢明を忌み、構陷に專に、土岐丹波、同攝津、民部（鵜殿）肥後（岩瀨）玄蕃（永井）山三郎（田津）等は、廢立を圖ると誣いられ、第一尊公、薩州、土州、宇和嶋等、徒黨と唱へられ、奥向にては、御小姓頭取諏訪安房、御小姓ては權太遠江等、何れも無二の忠臣故、密に使ひて、君側を周旋させ居つたが、これも近頃探り出され、遠からず、外轉にもなる樣子である、抑も外交の事、既に勅を奉ずる能はず、西城の事も亦た聖諭に戻らば、何を以てか叡慮を安むずることが出來やう、死ぬるに死なれず、退くに退

かれぬとは、眞に這般のことである』と嘆息して物語るに、慶永も亦た正睦の心中を察し、只管憐れに思つた。

二十日、鵜殿民部少輔は、駿河町奉行に轉せられ、駿河町奉行大久保右延將監（忠寬後）は禁裡付となつた。鵜殿は所謂廢立黨の錚々たるものであつたが、其こゝに至りし近因は、其頃鈴木藤吉郎といふものがあつた、もとは房州の百姓であつて、浪人の體をなし、一橋家小普請組鈴木某の養子となつたが、性奸佞にて辯才あり、金銀の口入、公事出入の扱等をなし、次第に身代を仕上げて、驕奢に長せし故、一橋家を御暇となると、また五百兩で、水戸家御家人の名目を買ひ、葵章の服を着し、往來馬に跨つて、旗下の士人に摸擬し、婬酒無度、巧みに權門勢家に執入り、御家人に抱へられ、與力の上席、町方御用聞となつた、これよりおのが愛憎に任せて、毀譽をなし、人の進退を取持つ、されば、有司の是を恐るゝこと鬼蜮に等しく、賄賂を納れて、其中傷を免れむとするほどに、彼が資產は幾萬といふに至り、彼はまた其金を要路の有司に融通し、ますゝおのが勢力を張らむとした、閣老では松平伊賀守、久世大和守を始め、排一橋派の有司等、多く彼を金主となす由、聞えたので、當時岩瀨等は、この藤吉郎等を捕へて鞫問せば、奸黨の惡事は露顯すべしとの說を、密かに唱へて居つたが、鵜殿は利かぬ氣の男であれば、一日伊賀守に面會して、

伊賀守が藤吉郎より借金せることを痛責すると、伊賀守も其理に詰められて、終に其金をば返へしたが、これより、伊賀守は一層鵜殿を惡むに至り、終にこゝに至つたといふのである。また、大久保の禁裡附となつたは、慶喜推戴の餘り、其立儲後に於ける京幕の間を調和せむが爲に、自からこれ請ふて、これに任せられしともいひ、また、直弼の撰拔によるといひ、詳かならぬが、後年自ら語る所によれば、蓋し後者が事實らしくある。

二十四日、町奉行跡部甲斐守、淸水家附支配となり、勘定奉行石谷因幡守これに代つた。石谷が直弼と親みありしことは、前に記載せる如くであるが、其贈答の歌にも、石谷より『近江路の花たちばなの高き香を、我大君に告げむ人かも』直弼よりの返へしに『橘はむかしの香のみとぐまりて、今のこのみぞあはれかひなき』（安政四年）とある石谷が「大君」といへるは、蓋し將軍を指せるもの、其不倫は論なく、直弼推擧の意を寓し、直弼はおのれの才器祖先に愧づると謙退せるなど、其交情の凡ならざりしとはは、二首の間に看取せらるゝ、石谷の轉職は、勘定奉行、町奉行共に、役高三千石であつて、同等の者であれば、敢て榮轉といふではないが、町奉行の職は、司法警察の任を兼ぬるので、直弼は反對黨と相爭ふに際し、豫め其腹心の者に、此職を授け置たのである。彼は果して、直弼の旨を受けて、戊午の獄を斷じ、直弼橫死の後、櫻田烈士の處分まで行つた。

かくて、石谷の後は、小普請奉行佐佐木信濃守これに任せられた。

四　直弼と立儲

伊賀守と直弼との衝突……上京の任にあたるものは誰ぞ
執る……伊賀守の術策……岩瀬平岡の反抗……直弼固く
幕府吏員の小交迭……三家三卿への申渡し……御養君可レ被レ遊……
……小笠原長門守拔擢せらる

此間、直弼と伊賀守との間が、甚だ軋轢するに至つた。伊賀守の積りでは、直弼を以て、西城問題の鹿を爭ふ獵犬、京使の難場を勤めさす看板、用が濟めば、取り除くに、何の事かあらむ位に思つて居つたが、直弼職に就くや、一歩も伊賀守に假借せず、これを視ること恰も次官の如くなるに至つたので、伊賀守はこれを嘲み、人に向て『西城の事も、段々六ケ敷、越前は一橋を申立て、大老は嚴敷紀を主張、實に難儀となつたが、我等が考では、越は橋をと申せど、田安なれば、骨肉の事で、猶以宜からう。左すれば、田安を西城に立て、大老を倒し、其跡へ越を任せば、大凡見込は立つであらう』との言を洩し、直弼はまた伊達宗城に向て『近頃は伊賀の逆威、思の外であつて、初めの程は、某をも殊の外敬重致し居つたが、此頃にては、某を倒さうとする勢、また宜しからぬ聞（鈴木藤吉郎に關すること）もあれば、此節御庭番へ内調申付け置いた』と語るに至つた。かくて、伊賀守は百方直弼を排する策を講ずる内、思ひ寄りたるは、かの京使のことであ

る。其頃、久世は鈴木藤吉郎の事に關して、病と稱して出でない、脇坂を遣らむとすると、これも窮乏を以て辭する、やむなく、直弼自から上京せむとしたが、家臣等固く諫むるによつて、會津容保を遣はさむとしたが、伊賀守は別に一策を描て、己が兄の子酒井雅樂頭忠實を、家格により大老の名を與へて、上京せしめ、歸來せば直弼を壓倒し、正睦と大和守を罷め、雅樂頭を首領に戴き、實權を一手に掌握せむと謀つた。また、岩瀬肥後守や、平岡圓四郎等は、更に其裡をかいて、町奉行伊澤美作守は、兼て同志のものであれば、彼をして鈴木藤吉郎を鞫問さすれば、久世大和守を始め、贓罪あるものは、封書尋となりて籠居するであらう、伊賀守は態と省いて置きて、偖、京使の一條となりたる時、伊賀守が姫路（樂）を引き出して、大老を壓せむとする計謀を密告し、併せて伊賀守の贓罪を摘露せば、伊賀守も封書尋となりて、これ亦た籠居となる、かくて、直弼を孤立せしむれば、また爲すべきにあらずとした。かくて、この兩老、一派は卍巴と入り亂れて、互に秘策を鬪はして居つた。

また、尾侯慶恕もこの頃にては、慶喜立儲の事を正睦に促すに至り、土、豫の二侯も、慶永に力を併して、或は直弼を說き、或は伊賀守を動し、必至の斡旋を試みたるに關はらず、直弼の執る所は、益々堅くて、五月二十九日、慶永が正睦に面會した時、正睦より『最早是非なき事にて、

紀州殿と決し、來る朔日には、三家三卿溜詰衆へ、御内意被二仰出一、表向の御弘めは、朔日との御内意、京都へ御伺濟の上、六月末七月朔にもなるべきか』と洩さるゝに至つた。慶永は、なほ其名指の伺にあらざるを、聞き取りたるを奇貨として、豐信と相計て、書を三條實萬に通じ、幕府より伺ひたる時は『斷然一橋刑部殿に定むる樣に』、との御内勅あらむことを請ふた。（六月二日のこと）

六月朔に至りて、幕府は三家（尾張は不參）兩卿溜間詰を召し、大老老中より『御筋目の内より、御養召可レ被レ遊と思召候。追而、表可レ被二仰立一候得共、先づ御内意可二達置旨一被二仰出一候』と達せられ、四日にこれを朝廷に伺つた。されど、未だ京使西上以前の事であるを以て、諸侯の動搖せむことを恐れて、陽には慶喜立儲の如く仄かして、一時を鎭撫した。五日、京町奉行淺野和泉守長祚をば江戸に召された。これは大目付に榮轉さるゝ爲めであつたが、其尊皇の心篤く、水藩の有志等と親交あるにより、伊賀守これを沮み、小普請奉行に貶した。また直言の士御小姓竹中長門守は、先手頭に轉せられ、淺野の代りには、浦賀奉行小笠原長門守をこれに任じた。他日直弼の意を受けて、京囚を捕へしもの、實に此人であつた。

五　直弼と開國

九日に至て、水戸齊昭は、幕府へ『廟算伺書』……ハリスの要求……岩瀨等の應接……岩瀨等調印を主張す……直弼延期を唱ふ……岩瀨且つ說き且脅す……伊賀守曰ふ「長袖の望に叶ふを求むるも際限なし……」直弼と慶永及宗城……直弼曰ふ「どうかして延ばす工夫はなきか」……直弼の不參は禍を他に嫁する策……伊賀守遂に倒る了……齊昭の『廟算伺書』……岩瀨等調印を主張す……ハリスの要求……岩瀨等の應接……

り直すべきことを、慶永を以て諫されしに答ふるものであつて『公邊御都合惡しゝとならば、彼の書取は御都合宜敷樣、認め直し申すべきであるが、其前に伺ひたいのは、條約御取極めに付て、公邊御廟算のある所である』と、一々質問の要件を箇條書に記したるものであつた。然るに、ハリスが一旦下田へ引き返へしたる後、米艦二隻は上海より入り來つて『英佛の連合軍は、天津を陷れ、淸國屈して、終に和を請ひ、英國よりはエルジン卿、佛國よりはグルー男、各々全權を帶びて軍艦を率ゐ來り、條約の締結を、我に迫るべし』と告げ、また『露國の提督プーチャチンも、近く下田に來であらう』との報があつた。ハリスは六月十七日神奈川附近に來りて、書を正睦に送り、この事を告げ、談判を開かむことを求めた。幕府は十八日、井上信濃守、岩瀨肥後守（井上岩瀨の兩人が廢立黜を以て目せられしに關らず、なほよく落職を免れしは、當時外交應接の上に、この人々を缺く能はざるを以て、直弼は暫く寬假して其任に當らしめたのである）の兩人を、神奈川に遣はして ハリスと應接せしめた。岩瀨は此夕書を左内に寄せて『天地間の四大强國を引請け候儀、亦愉快の

一つに御座候、御一笑』といつた。彼が意氣胡羯を呑むの雄姿想見すべきである。

此日、閣中の議論は、岩瀨等は『英佛の軍艦が闖入し來れば、其請ふ所は、米國より一層甚いのであらう、かつ彼が戰勝の餘威に屈して、條約を結んだとあつては、夫こそ國辱と申すものであれば、此の際速に米國と條約を締結して、米國を以て諸外國に對するの保障となすに如かぬ』と論じ。閣老中正睦及び伊賀守等は、これを贊したが、直弼は一日にてもこれを延期せむことを唱へ、議論紛々として決せず、兎も角もといふので、岩瀨等は神奈川へ向て出掛けたのである。

十九日巳の刻(今の午前、前十時)、慶永は伊達宗城を其邸に招ねきて、閣中の模樣を告げ『衆論は調印に決せむとする、故に余は、明二十日諸大名に惣登城を命せられ、御相談あるべき樣、取計ふ積りである。其時は、貴所は同席の衆と共に、予が說に左袒せられたい』と請ふた。此日も老中三奉行、掛りの役人等相集まつて、會議が開かれた、岩瀨はハリスの語る所を告げ『今日貴國の爲めに謀るに、早く我國と條約を濟まし、諸外國に向ひ、條約の制限を示すに若ない、事後れては一大事であらうと申せし』といふ。抑も、此事たるハリスが英米兩國の渡來を以て、我に調印を速かならしむるの奇貨としたのであつて、機慧なる岩瀨は、これを知らぬではなかつたが、亦た事功に急

なるの餘彼は、これを以て閣老を脅かしたのである。正睦は素より西洋に心醉せるもの、爾餘の閣老に至ては『五日間の內に、兩國の軍艦四十艘、海を蔽ふて至るべし』との、岩瀨の聲言に氣を呑まれ『最早調印の外、詮方あるまい』といふ、元來の夷人嫌なりし直弼は『何とかして、延期する譯には行かずや、せめて京都へ奏上の濟むまでも』といふ、是蓋し直弼は曩に主膳(主膳は正睦の東歸の後もなほ京都と彦根との間を往來し京緒の間を運動しつゝありき中編四八〇頁參照)をして、九條關白を周旋せしめ、關白より再度衆議奏上の際は、屹度敕允あらせらるべし、との內意を受け居たるを恃みとしたのである。此時伊賀守は、傲然としてせざる時は、如何仕るべきや』と問ふ、直弼暫く苦考の體であつたが『是非に及ばぬ其時は、調印『何時まで、長袖の望みに叶ふを求むるとも、際限ないことである。斷然調印しなければ、幕府の威權も是れ限りとなる』といつた。直弼の議には、若年寄本多越中守が贊成したのみで、みな伊賀守の橫鎗に突き伏せられて仕舞つた。直弼は諸侯諮詢の事を云ひ出したが、これも伊賀守の爲めに遮られた。

直弼はなほも懸念する所やありけむ、御用部屋に退きたる後、井上、岩瀨の兩人を呼びて『何とか延期の工夫はないか』といふ、井上は『精一杯の所、盡し可レ申候得共、夫にても彼が承伏せられよ、乍レ去成丈け働く樣に』と命じた。岩瀨は『是非共引延はし候覺悟にて憲按可レ致』とて、兩

人は城を出で、再び神奈川に向つた。この夜、慶永は直弼を其邸に訪ふて『調印の事は既に禁裡へ御伺となつたることであれ、此際は夷情に從はず、天意を奉ずるを以て至當と存する』と申すと、直弼は『素より左樣に存ずれば、今日も極力論爭したが、備中は敗軍の將で些も氣を吐くこと能はず、伊賀は激論を主張し、他は畏怖の體で、眼前の危難を逃れむとする、予は孤立の姿であれば、何卒貴所等の援助を希望する』と云つた。

然るに、井上岩瀨等は、既に直弼の承諾を得たるを以て、此日再びハリスと會見し、彼より『もし英佛來りて貴國に如何樣の難題を申込むとも、必ず調停周旋すべしとの保證を得て、昨冬議定したりし條約書に調印を終つた。翌二十日は將軍が上野へ參詣せらるゝ日であつて、直弼も登城する筈であつたが、昨日退城掛より、中暑の氣味で登城しなかつた。直弼は自邸から書を宗城に贈て、諸侯諮詢の事の行はれざりしを陳謝し『何事も、小子の不行屆故、御都合不レ整相成候段、恐縮の至りに候、何分末全き御奉公も無二覺束一候』といつた。翌二十一日に至り、彼は登城して『初めて井伊大老と開港』とに記す所である が、左り迚は曠職迂濶千萬な咄しで、彼はなほ岩瀨が『是非共引延ばし候覺悟』といつたを賴みにして居つたのであるか、翌二十二日に、宗城に贈れる書翰には『案外早々の調印、小子もあ

きれ申候、何分致方も無き次第に相成り（中略）貴君の御忠節を力に致し、相勤候事に候』とある。愈〻以て奇怪千萬、是が苟も、幕府の總理大臣なるもの〻、職責ある言とし聞かれやうか、直弼を以て、開國の本尊とする人、玆に至て何處に其難レ有味があるぞ、いや〳〵ドツコイ其處には、實もある蓋もある、彼は翌日に至りて、初めてこの事を知りし筈はない、海防掛から御用文箱は十九日の深更か、遲くも二十日の朝には、屹度直弼の邸に入つて居る、何となれば、局外に在る慶喜慶永等も、廿日に既に其事を知て居るではないか。彼が中暑と唱へて籠居せし廿日の一日こそは、彼が謀臣宇津木六之丞等を集めて、反間苦肉の計に頽を惱ました日であつた。彼は、慶喜を推せる正睦を邪魔者となし、伊賀守の强悍を疾むもの、加ふるに昨日の伊賀が橫鎗には、したたか脇腹を抉られた、如何にもして彼等を落さむこと思ふ矢先に『調印濟むだ』との報を得たその刹那、彼の胸は躍つた、どう躍た『御伺も不二相濟一調印、禁裡へ奉レ對恐入る』といふものであつたか、いな〳〵、外交專任の老中正睦と、調印を主唱せし伊賀守とを倒すべき絶好の機會を捉へたのである、見よ、廿一日に彼は登城するや、疾風迅雷耳を蔽ふに遑あらざる間に『思召有レ之間、登城差留候樣、上意に御座候』との命は、二人に下たのではないか、かくて二十三日に、二人は老中を罷められた。驚、人を喰はむとして、人に喰はるとは、伊賀守の謂であるが、たゞ氣の

毒なは『善良無我』の好々大人正睦であつた。

六　直弼と開國

願ればこそ我が開國は……朝廷さへ絕對の鎖國主義にあらず……たゞ勅許をまたずして……戊午禍機はこゝに動く……直弼は實に非開國者……其心事と動作を點檢せよ

吾人は上章に於て說明せる如く、我開國を以て、しかく名譽あるものとは思はない、素より先憂達識の侯伯有司に在ては、所謂積極的攘夷――即ち開國進取――を希望として其經綸に努めたもの、洵に其人に乏しくなかつたが（上編自三八三頁至四一六頁參照）其實際は海外の壓迫益々急に、浸潤の勢よく支ふる所でなく、幕府は開國を餘儀なくせられしものであつて、舊幕の耆宿田邊蓮舟翁のいへるが如く、幕府は『鎖國攘夷をやりつゝ、滅びたものである』と信ずるものである、なほ吾人はこの際の調印を以て、我國の滅亡を濟ひしほどの機宜に適したる英斷であるとは信じない。何となれば、當時朝廷の論も絕對の攘夷でなかつた。畏くも先帝は『皇國人心の歸する所にて處置せむ』と宣ひ、齊昭、慶永、齊彬等をばしめ、諸侯の意見も、亦た開國の止むを得ざるを覺悟して居つて、たゞ國威を傷けざる間に、適當の方法を以て、開國せむといふのであつた。故に再び諸侯の意見のある所を徵し、三家若しくは重臣が闕に伏して『人心居合方の御安堵になるべき樣』奏上したならば、敢允を得ると決して難きにあらず、先帝の宸憂も少しは御平に、從て戊午の黨禍はなかつた

譯である。また再度上奏の餘地がなかつたかといふに、ハリスは一旦七月二十七日迄の延期を承諾して居る、其間のことなれば、何とでも斷て置けるのではないか、また英佛の二國にしても、我より暴を彼に加へざる限りは、條約を締結しないからとて、無闇に戰爭を仕掛ることは出來まい、よしむば戰爭をしたと假定した所で、沿岸の地を、彼の砲彈で焚かるゝ位のことはあつたらうが、陸地の接戰になつては、どむなものであつたらう。我七十萬の武士は、我神州の地を、彼が脚下に蹂躙せしめ盡したであらうか、彼は客戰にして、糧食兵彈續かず、我は主にして逸を以て彼の勞を討つ、其勝敗の數また睹易きものがある、よしまた、更に數歩を讓りて、我の敗衂に歸したと假定せむか、我國はこゝに滅亡したであらうか、英、佛、魯、獨、いづれか戰敗の歷史のないものはない、戰さに敗けて國が滅びるものならば、是等の諸國はとくに滅びて居らなければならない。否、戰敗によりて、却て國民の奮發を促し、富强の基を開きし例は、いくらもある、一國の興亡は、戰の勝敗よりも、寧ろ國民の意氣の盛衰如何にある、我大和民族は由來決して斯の如く、意氣地なき民族ではなかつた、素よりこれは極度の論ではあるが、詮じ詰むれは、こういふことになる。いづれにしても、此時の開國は屈辱的のものであつて、甚だ機を失したものといはなければならない。

たとひ、もし我開國が、極めて名譽あり、有益なりしものなりとするも、直弼にこれを行ひし事實ありとせば、其功勳を彼に歸するを吝しむものでない、こゝに於てか問題は彼に開國の事實ありや否や、といふことである、左に少しく項を分て、種々の方面より觀察せむ。

(一)彼に開國の準備なし　眞正の開國は我國威を擧しめざるの準備がなければならない、彼暴を我に加ふれば、我も亦た是に當るの覺悟がなければならない、これに要するものは武備である、かく對等の關係に於て、彼の文明を咀嚼し、大に有無相通を計てこそ、眞正の開國といふものである、こゝを以て、當時の雄藩はいづれも武備を講じ、彼の文明の利用に怠らなかつた、水戸齊昭が天保の末より兵を練り、砲を鑄、洋式によりて、軍艦の模型を作り、或は、牛乳牛肉を飮食し、種痘を試みしが如き、薩摩の齊彬、肥前の齊正等の反射艦、造船の業等は、安政二三年の交、既に見るべきものありしのみか、齊彬の如きは、寫眞、電信の如き、當時に於て研究したるの事實がある、佐倉の正睦が蘭學の奬勵の如き、其功亦た稱すべきものがある、借問す當時彦根藩に於て、何等の經營があつたか、吾人は寡聞にして、未だ彦根藩に一人の蘭學者ありしことすら知らない、準備なくして開國せむとするものは拳固て樹上の果を落さむとするよりも迂である。

(二)彼に開國の意志なし　直弼の對外意見は、藩士中川祿郎の意見に基くと稱せらる、この中川迚も、一介の儒生であつて、西洋の事情に至ては、全く沒曉漢であつた、彼はたゞ西洋の侵略恐るべきを知て、其求むる所を我より出て交易せむとした。嘉永六年彼が享する所の『鎖港或問』には『交易を許すは、從來の大禁を、水の泡となし、城下の盟にひとしく、公儀の恥辱なり、是又叶ふべからず』と記してある、彼は決して、西洋諸國を以て、我商利を奪すべき華客とは見て居ない、其出貿易說は、西洋諸國の侵略を免れむとするの手段に過ぎない、直弼の出貿易說最も然り、彼が嘉永元年、府の諮詢に答へんとて、中川祿郎をして『別段存寄書』を起草せしむるや、文中に『有無相通ずるは、天地之大道也、云々』といふ語があつた、彼は此の項に附箋して『天地の間、云々より、あらず迄、交易をする方に、力を入るゝ樣に聞えてあしい、除文にてば如何や』といつたとある。また、其存寄書には『寬永度の如く、兎角彼を寄せ付けざる處、眞策と被レ存候』といつて居る、世間豈にまたかゝる開國意見なるものがあらうか、安政四年八月幕府ハリスをして登營せしめむとするや、彼は同列と共に連署して書を上り其不可を論じた、『御國體に對し、當御代に至りて、初て蠻夷之者共へ、御面會も有レ之候では、諸蠻追々時々刻々同樣之願意申出候は、、御用濟は勿論、一々御逢も甚御本意に被レ爲レ背候御事にて、何共不二容易一候』とある。是等の點より見て、彼に開國の意志があつたことを認められない。

(三)彼に開國の事實なし　試に見よ、橫濱條約は、嘉永七年、彼がなほ彦根藩に世子たりし時のこと、神奈川條約は、安政四年の冬、閣老正睦の下に、川路、岩瀨、井上等の諸人が、ハリスと草案を作り逐條審議し、談判を畢へて、調印をなす迄の段となつて、京都へ勅許を伺ふた、それは彼が大老となる四ケ月も前のことである、彼に何の關係もないことは瞭然である。さて、いよ〳〵調印の日は、彼が大老たりし時なりしとはいへ、其態度前述の如くなる時は、何處に彼に開國の事實があるか。

(四)彼は排外家也　といはゝ、少しく講窮あらむが、一見に角彼は異人嫌であつた、彼は西洋の文明を採用することを嫌

つた。安政七年二月三日、彼が講武所の開校に臨みて、詠める歌に『今更にこと國ぶりをたのまめや、こゝに備る武士の道』とある、彼はこの時代に於て、なほ『こゝに備る武士の道』を以て、西洋の堅艦巨砲に對せむとした、これを以て、精神的國粋を發揮せむとするに在つた、といふものもあるが、事實は其然らざるを證明するものがある。見附々々の洋式鐵砲は、直弼の大老時代に引込まされて、舊式の火繩銃や弓槍と代へられた。また阿部閣老時代に、折角苦心して開創せられし蠻書取調所の校舍の如きも、此時一吏員の邸宅に引上げられ、まさに廢校せむとするに至つた、箇樣な頑固の頭腦を以てる人を開國家とはこれ如何に。

(五)故老の月旦を聞け　田邊蓮舟翁は曰く『今日は井伊元老が開國家とやらになつて居ますが、實は正々堂々と開國を主張せしに非ずして、日本が弱き故にて、強ければ何とかするといふ見識に非ずやと思ふことなきにあらず(中略)見附々々に建て並べし西洋銃は廢して、古風の三匁五分の和流の鐵砲を、紺羅紗の袋にて並べさせ(中略)蕃書取調所の如きは、殆んど廢せられむとしたので御座りました。井伊は西洋の新事物を輸入する人とは思はれざるなり云々』また福澤雪池翁は福翁百話中に『井伊掃部頭は、純粹無雜申分ない三河武士、開鎖の論に至ては、眞闇な攘夷家と云ふより外に、評論はない』といつて居る。また嘗て、彼が銅像を上野東照宮の境内に建てむとするの計畫あるや、當時の祠官松平容保、板倉松叟の二人は『掃部は開港の功臣にては無』之故、開國の功と稱して、銅像建設致候事は、後世を誤り候事に付き、我々在職中は、承諾不二相成一』とて、拒絶したとのことである。田邊、福澤の二翁は、共に幕末の外交に關係ある人、松平板倉の二氏は、一は彼の同列、一は當時の有司である、其見る所斯の如しとしたならば、彼が開國に於ける價値も亦知るべきではないか。

七　直弼と開國＝立儲

是等の諸點を以て、予は直弼を開國家にもあらず、また彼に開國の事實なしとするものである。然らば、この開國を妄斷したる責任は、何處に歸すべきや、正睦や伊賀守は勿論、岩瀨井上等が如何に當時の俊髦にして、我初期の外交に功勞ありしとするも、數回の敕問ありしにも關はらず、擅に調印せしの責は必然逭る能はずとなすものである。然らば彼直弼は如何、直弼既に開國家にあらずとなせば、違勅斷行の責はなき筈なり、彼を開國家にあらずとなし、なほ一方に違勅の罪を嫁せむとするは、論理の矛盾を免れずとなすものがある、この論一應は聞えたり、再應は聞えず、如何となれば、彼は部下を監督し、指揮すべき責任ある首相の位置に居るものである、たとへ其事を戒飾し禁止したりとはいへ、下僚の失體に關しては、當然其責に任ぜなければならない。こゝに一巡査が警衞の任にあつて、外國貴賓を傷けたりとせよ、警視總監たり、內務大臣たるものは、未だ彼にかゝる命令を下したることなしとするも、其責を逭るゝ能はざるではないか、況むや直弼は、たとひ曖昧の間なりとはいへ、一旦調印を許せし形跡あるではないか。ま

闇黮の主班者は其罪を負ふべし……流石に岩瀨は……
直弼と宿次奉書……近畿沿岸の警備……條約調印濟の發表……太田間部老中となる……直弼は條約の難場を瞞過して再び立儲問題に入れり……直弼も慶永等も……立儲の御沙汰の翹望……奥右筆志賀金八郎の自殺

た違勅といふことは、たゞに調印の上のみならず、奏請の手續に於て、甚だ失當なるものがあつた、よしやむを得ずして、關東限りにて調印したりとするも、これを奏上するに當りては、鄭重に尊上の途を盡さなければならない、流石に岩瀨は調印の翌二十日を以て、書を慶永に呈し『京都へ報告之事如何可二相成一哉と奉レ存候處、條約濟の事を奉書にて、淡泊に可レ被二仰遣一哉之議論に有レ之候、是は木同（伊賀守の紋桐なれば）の主張する處と存じ奉り候最初より暴斷に出候はば、却て辭も有レ之候得共、一旦上使にて御伺之儀を敕旨通りの御取扱にも無レ之して、今更一紙の報にては、先般の事に懲候て、紙片に托し、事を濟ませ候などと申事に相成可レ申、是は如何にも京を御輕蔑の姿にも相見へ候樣に被レ存、不レ可レ然事と愚存仕候云々』といつて居る。

一筆致二啓達一候、外國御取扱方之儀に付、御使備中守被二指登一、委細の事情及二言上一候處、勅答之趣も有レ之に付、猶又三家以下諸大名へ御尋有レ之、追々指出候御答書等入二叡覽一、其上御處置可レ有レ之思召之處、最早亞墨利加條約御取結無レ之候ては、難二相成一場合に至り、實に不レ得レ止事次第に付、再應被二仰出一候、日合も無レ之無二御餘儀一御決着に相成候は、深く御憐察思召候へども、先般來被二仰進一候趣を以て、今度條約爲二御取替一有レ之候、右無二御餘義一次第、別紙之通りに候、此段先不二取敢一宜レ有二奏聞一旨、被二仰出一候。恐惶謹言

六月二十一日

廣橋大納言殿
萬里小路大納言殿

これぞ、更に後段の大波瀾を起す近因と知られた。この文中に、正睦、伊賀守の署名あるは、登城は差止められたるも、未だ在職中なるを以てゝある。また直弼の署名なきは、幕府の舊制大老は加判の列に加はらざるによるものである、また、萬里小路正房は、東坊城聰長に代りて、この年五月一日、傳奏に任ぜられて居つた。

幕府はまた京坂兵庫堺等附近の警衞を西國中國の諸侯に命じ、二十一日併せてこれを奏上した。この日、齊昭は書を直弼に與へて假條約の不可を論じ『速に大老老中の內上京して、宸慮を奉レ伺

脇坂中務大輔　安宅判
內藤紀伊守　信親判
久世大和守　廣周判
松平伊賀守　忠固判
堀田備中守　正睦判

べき』を諭した。二十二日、幕府は諸大名を登城せしめて、久世大和守より條約調印の事を示された。二十三日、太田資始（備後守）間部下總守、松平和泉守の三人が出でゝ、老中となつた。太田間部の兩人は弘化中正睦と共に、老中であつたが、正睦と合はず引いた人である。初め月の十二日に、間部が參覲すると、直弼は老中としやうとのことを仄かした、間部はこれを太田に計ると、太田も亦た共に出たい意があつたので、間部はこれを直弼に取持つた、また、直弼は京使の人撰を間部に諮ると、間部は酒井修理大夫を薦めた。これより間部は直弼の密議に參することゝなつた。されど三人再任の事は、正睦と伊賀守を黜た後でなければ決行が出來ないによつて、姑く秘してあつたが、この日に至て、決行した譯である。また和泉守は、曩に直弼等と結托して、阿部正弘と齊昭とを斥けむと謀つた人である（上編四三五頁參照）かくて、間部太田の二人は外國海防並に勝手掛を兼ぬることゝなつた。

この間、直弼も慶永等も、同じく京報を待て居つたといふのは、直弼は御沙汰次第に直に紀伊慶福を擁立せむとし、慶永等は此際慶喜へ御名指の御沙汰下らむとを待つて居つたのである。然るに二十一日に至りて、三條實萬より豐信への書面が參つた、其要領は『本月二日、飛檄密書拜讀云云、早速彼是及ニ周旋一候、然る處、最早養君被ニ御出一旨之達申來候由云々、自然幼年之方に

申來候ては、最初御內諭急務多端之時節、政務御扶助之爲め、年長の方と申處に適當不レ致、且此時節急速被レ建候者、全國家之爲之處、無ニ其詮一候而、諸般多忙に相成可レ申、肝要を失し候歟と遺憾之至に候。因つては彼是心配候處、前件養君之儀、達書之趣、御人體未ニ申來一、先達御沙汰も有レ之候事故、如何と傳奏へ御尋被ニ仰出一候趣承り候、實に極秘密之儀に候得共、爰に無ニ餘義一筋壅滯の難事有レ之、痛嘆候云々』とあつた、これ即ち九條關白が壅滯して、御名指の事の行はれ難きをいふものである、なほ、豐信よりは、三條家と直弼とは、緣家のことなれば、實萬より慶喜立儲の事を、直弼に諭されむことを求めたが、この書の末に『大老家へ從ニ下拙一諭告可レ然哉の旨、委細承知乍、當地外緣家（三條家の外の緣家との）に要路も有レ之彼是心配致候筋御座候、其次第何共痛嘆之至、姦似レ眞と申儀可レ恐と存候云々』とあり『さり乍ら、備中へ被ニ仰含一候御趣意を以、周旋有レ之候事共、彥根へ申遣はした』とあつた、また三國大學より、左內へ『巨老者九條家へ、親睦之事故、甚六ヶ敷、色々配慮仕居候儀に御座候』との書が到着した、實萬の書翰は、六月十五日附大學のは六月十三日附であつて、いづれも此日（二十一日）に到着したが、幕府の御伺（立儲の）に對しては、まだ何とも御沙汰がない、これよりさき、幕府にては、六月八日附の書翰が、いづれも十四日に參たのに、遲くも十八日には來なければならぬ右の御沙汰のみが、未だ到

着せぬのは、不審千萬だといふので、十五日に『脇往還並に間道を經てなりとも、（幕府にては川留の爲と想像せしによる）來着を謀るべき旨』を道中奉行本多加賀守に命せられた。漸く二十三日に至て、左の御沙汰が參つたとのことで、奥右筆志賀金八郎はこれを御用部屋に持ち出した。

大樹公御年頃に被レ爲レ成候得者、近々御筋目之内より御養君可レ被二仰出一與被二思召一候、右之段令二奏達一叡慮之趣申入候樣、兩人へ可レ被レ及二御談一旨、勿論被二仰出一候趣兩人より申入候はゞ、早速被二申入一候樣、老中方より申來候旨、則及二言上一候處、御尤之御事、目出度被二思召一候旨、被二仰出一候。以上

六月八日

本多美濃守殿

萬里小路大納言
廣橋大納言

よつて、直弼は將軍の旨を伺ひ來る二十五日を以て發表の事と定めた。扨、この御沙汰の、かく後れたといふのに付ては『安政紀事』には、川留の爲めであつたとあるが、後から出た書狀が、右の如くいづれもこれより前に到着したのを見ると、頗る疑はしい、或はいふ『正睦は、慶永等と相通じて、朝廷より御名指の内敕の下らむことを周旋しつゝあつたので、早くこの御沙汰に

は接したけれども、志賀に命じて、しばらくこれを秘せしめてある内、正睦が落職したのによつて、志賀は此日を以て、發表したのである』と、夫かあらぬか、志賀は七月朔親族を會し、訣宴を開て、即夜自殺した。尤もこの志賀の死に付ては、或は鈴木藤吉郎の事に關すともいひ、或は直弼志賀に命じて、尾水越の三侯の罪案を書せしむ、彼れ肯せずして死すともいひ、數說あるが、御沙汰を掩匿せしによること最も實に近からうと思はれる。

八　京都の經過

寢翰を近衞忠熙に賜ふ……所司代本多、將軍繼嗣の朝旨を請ふ……朝旨幾度も沮止せらる……「天明度の例により取り計らふべし」

これより以下、少しく京都の經過を叙する、先帝には、堀田正睦歸東後の幕議に、叡念を惱まし給ひ、四月四日を以て、左の宸翰を近衞忠熙に賜はつた。

上略　堀田事も、先々歸府に相成、先々靜謐歟、然し是より之關東返答振、又段々大事之時節に候、實に心配不レ少時節に候、猶又是より之行末之處、手段大事々々、尊公御如才不レ被レ爲レ有御事乍、精々御配慮希　入候。兼て申入候通、尊公と私、何方迄も御同意申、手引合候て、萬事可レ致心積、必々御心替無レ之候はゞ、三條久我忠魂之人々と、御談合、御所存被二仰立一關白少しにても、心違之事有レ之候　入候事。

願入候事。

今後萬一、不慮之儀候共、決して決して御驚無レ之、又御折心無レ之樣、猶更關東申條御承引無レ之樣、又々遷都抔、風聞候共、此儀は固く御止可レ成丈、此平安城に居候事、勘要故、其儀も御含願置候事。

只今此儀不レ申候ても宜乍、偏に愚存御含願迄書付候、猶宜御配慮御補佐之段、幾重にも希入候事。

四月四日　　此花

左大臣殿　極内々

其國家の爲めに、軫念し給ふ聖慮の難レ有は、申すも畏こし、拜誦一番遷都の一條に至りては、幕吏の恫喝に誰か毛髮を竦てざるものやある、十五日に至りて、曩に列參の公卿に物を賜はりて、其忠志を賞せられ、且つ血氣猛に參集等の事なき樣、戒飾せしめ給た、五月十五日宮中の諸費を省略して、豫め事變に備へむとし給ひ、旨を關白兩役に諭して、意見を上らしめ給ふ、これよりさき、幕府直弼を以て、大老となせしことを奏するや、十三日關白三公等を御前に召され、密勅を賜ふ、其の關白に賜ふ勅書に『井伊掃部頭、大老職申付候儀、何れ押返し、關東之趣意通可レ致所存と愚存候』とあり、また近衞忠熙に賜はつた宸翰には『返答振、甚不安心に存候、其上彥根大老職に申付之由、其處難レ解、方々心配之至に候』とあらせられた。天意昭々日月の如く、直弼が向來の悖逆を徹破し給ふものがある、ついで幕府より、米國大統領に復せし文案を奏覽するや、其處分を危疑し給ひ二十五日、宸翰を關白に賜ひて、諭示し給ふ其內に、

『上略　且又甚疑がは敷事乍、此度之一件、京都へ申候ては、所詮難レ致二成就一と存、風と於二關東一調印決定之上、屆計に成候樣之事にては、實以誠に誠に歎かは敷、且大變に候』とあらせられた。關東限にて調印、宿次奉書にて、屆棄のことをば、一ケ月の未然に聰察し給ふ、たゞ〳〵聖明に驚き奉るの外はない。

六月八日、所司代本多忠民は書を傳奏萬里小路正房に致して、將軍繼嗣の事を稟し、朝旨を請ふた。（中編四八八頁參照）

公方樣御年頃に被レ爲レ成候得者、近々御筋目之內より、御養君可レ被二仰出一と被二思召一候、右之段奏達被レ有レ之、叡慮之趣被二仰聞一候樣に、御兩卿え可レ及二御談一旨、勿論被二仰出一候趣、御兩卿被二仰聞一候者、早速申越候樣、年寄共より申來候間、宜レ有二御沙汰一候。以上

六月四日　　本多美濃守

京都の經過

雨傳宛

然るにこれには別に副申があつた。即ち

公方樣、御年頃に被レ爲レ成候へば、近々御筋目之內より、御養君可レ被二仰出一と被二思召一候。右之段、奏達被レ有レ之、叡慮之趣被二仰聞一候樣、御兩卿へ可レ及二御內談一旨、天明度之振合を以、別紙之通表狀を以申進候、然る處、御仁體之儀は、天明度も表立被二仰出一候迄は、御隱密に相成居、御內意被二仰出一候節被二仰進一候儀、相見不レ申、且關東御都合之品も有レ之、旁今便御仁體之儀は不レ被二仰進一候間、其後私心得候て、御不都合之儀無レ之樣、可レ及御內談一候樣、年寄共より申越候得共、何分御地發足後（所司忠民は、五月二十八日關東に召返へさる）之儀にも有レ之候間、宜御沙汰有レ之候樣致度、且於二御地一夫々御手續も可レ有レ之候得共、此度は別而御差急之事候間、早々御答被二仰出一候樣致度旨、別段年寄共より申越候間、此段爲申進候事。

如何に關白が糢稜の爲めに、年長、英傑、人望の三件を刪除したりしとはいへ、曩きに正睦に渡された御沙汰には『政務御扶助に相成候に付き』とある、嬰孩の世子にて、何で政務の扶助になるべき、況んや兩傳は天意のある所を口頭に陳べ、なほ附箋して居る、然らば其聖旨を體して、何人を以て世子となし、政務を扶助せしむるかは、此時當然奏聞すべきである、然るを、口を天明度（家齊が一橋家より入りて繼嗣となりし時のこと）の例に假りて、單に立儲の事のみを伺ふのは、甚だ天意を無みし奉るものと云はなければならない。議傳兩役の間に於ては、曩日の內諭とも異なる奏聞であるによつて『何人を以て、嗣子とするか』を、重ねて幕府に尋問せらるべし』との議もあつたが、長野主膳は、既に島田左近母子を以て、關白を動かしてあつたので、尙忠の固く沮む所となり、其議は行はれなかつた。よつて、正房より、太閤關白の內覽を經、御差（女房の）駿河（生島）（朝子）を以て奏上した先帝は、更に傳奏へ御不審の御沙汰もあらせられたが、これも亦た關白の壅蔽する所となつた、かくて、即日駿河を以て、兩傳奏へ『天明度の例に據り、取り計ふべし』との御沙汰があつた。扨、兩傳奏より所司代に達せられし答書は、上に掲げたる、志賀金八郎の掩匿せしといはるゝものであつた。

九　御讓位の宸翰

幕府の屆委を濟麟し給ふ……宸翰關白に下る……
……御讓位の御內慮……「最早御對面もあらせられず」

先帝の危疑し給ひし如く、幕府が調印を斷行したる、宿次奉書は、六月二十七日を以て、傳奏より奏聞に及むだ、先帝かくと聞召されて、宸慨逆鱗御一方ならず、宸翰を關白に賜ひて、急に

召させ給ふ。

上略　今日武傳披露、墨夷一件返答申來、扨々存外之事、實に心配歎痛絕體絕命、此時と悲歎無レ限候。定尊公も御覽候て、御當惑御絕體察入候、右に付、今度此已前に增、大評區區無レ之て如何と存候、此頃御所勞氣御氣毒乍、明日何れ御入來賴入候、左候はゞ、三公三條前內府、二條亞相、兩役召設、大評之積りに候間、此段申入置候事、此一大事中々ウカウカ致居候時節に非、何卒格別御出膽、御評議無ては不レ叶と存候。仍早々爲御心得一申入置候事。

六月二十七日　　此花

關白殿へ

この日七ツ過、三公、三條前內府等御前に召され、衆議を盡されたが、まづ『關東より三家大老の內を呼寄せらるゝ』といふことに一決した、翌二十八日、關白參內、三公、前內府二條亞相及び兩役等召させらる、やがて先帝より、一通の御書附を示させ給ふ、即ち御讓位の御內慮を仰せ出さるゝものであつた。

（御名）倩ラ考フルニ元來帝位ヲ踏ム事容易ナラザル事既ニ古書ニ見エ、唐土ニ於テハ子孫ニ限ラズ、譬ヘバ下民タリト雖モ、賢才ヲ擇ンデ繼體ト爲ス、既ニ堯帝ハ舜ヲ以テ帝王ト爲ス、舜元農民然ニ日本ニ於テハ、子孫相續正流ニシテ他流ヲ用ヰズ、神武帝ヨリ皇統連綿之事誠ニ他國ニ例ナク日本ニ限ル事、偏ヘニ天照大神之仁慮、言語ニ盡シ難ク、尊崇盡期ナキ事（御名）ニ於テモ愚昧短才之質ナガラ、其血脈違ハザルヲ以テ、恐ミ恐ミモ、天日嗣ヲ繼グ事恐縮少ナカラズ、旣ニ先帝登遐之節、繼體之儀固辭申ス筈之處、唯々愁傷少ナカラザル節、心氣惑亂前後ヲ辨ヘズ踐祚、其後追々大禮モ相濟ミ、此上ハ暗昧之質ナガラモ精力ヲ盡シ、成ル可キ丈ケ精勤、神宮御始皇祖ニ對シ奉リ聖跡ヲ穢サズ治國候存意之處、元來愚力ニ及バザル之義歎息之至之處、去ル嘉永七年炎上後、諸國變事數度、彼是萬民不安之事、是皆（御名）薄德之然ラシムル處ト悲痛無レ限、猶更謹愼治國候所存ナガラ、前文之如ク暗昧之質、微力ニ及ビ難キ事、然ル處異船每々渡來之上、剩へ墨夷使節著船應接、和親通商ヲ乞ヒ、表ニハ親睦之情ヲ述ベ、實ハ後年併呑之志顯ハレヌ、條約之旨閣老ヲ以テ申聞之條々、實ニ容易ナラザル事ニ候間、先頃愚考ヲ認メ廻覽セシメ候事、其後モ晝夜勘考候處、此度之一條、如何體申候共兎シ難シ、實以神州之瑕瑾、其上邪法傳染等モ測リ難ク、仲々許ルス間敷キ事ニ候、若シ許サヾルニ於テハ戰爭ニ及ブベク、然ル時ハ治世數年、人氣怠慢、武備整ハズ敵シ難キ旨、誠ニ絕體絕

命之期ト實ニ痛心候事、然ニ（御名）存候ハ武士之名目ニテ、假令ヒ治世續キ候トテ、敵シ難キ旨申候而者實ニ征夷之官職紛失歎ケ敷事ニ候、然ニ當時政務ハ關東ニ委任之事、強テ申候テモ公武間柄ニ拘リ候事、是亦容易ナラザル事ト存候、所詮條約許容之儀ハ如何致候共、神州之瑕瑾天下之危急之基（御名）ニ於テハ何國迄モ許容難致候、然ルニ昨日武傳披露之書狀披見候ニ、誠ニ以存外之次第、實ニ悲痛ナド申居候位之事ニテ無レ之、言語ニ盡シ難キ次第ニ候、此上ハ考ヘ候丁簡モ無レ之條、前文之如キ次第之上、如斯至大至重之事追々增長苦心候、此之一大事之折柄愚昧（御名）愁并ニ帝位ニ居リ治世候事、所詮微力ニ及バザル事、亦此儘帝位ニ居リ聖跡ヲ穢シ候モ實ニ恐懼候間、誠ニ以歎ケ敷事ニ候得共、英明之人ニ帝位ヲ讓リ度候、差當祐宮有レ之候ニ付、幼年之者ニ讓リ候事本意ナキ事、依レ之伏見有栖川三親王之中へ讓リ度存候、此段各存意承リ度候事（御名）如レ斯之時節安逸之望ニテハ決シテ無レ之、實々前文之如キ之次第、愚昧之質迚モ帝位ニ居リ萬機之政務ヲ聽キ治國候事力ニ及バズ、其上夷一件之儀申ス儘聞候テハ、天神地祇皇祖ニ對シ奉リ申譯ナク、且所詮存念申立候共、右之次第、實以身體茲ニ極リ手足置ク所ヲ知ラザル之至、何卒是非帝位ヲ他人ニ讓リ度決心候、猶早々關東ゟ可レ有ニ通達一事

一同これを拜見して恐懼措く所を知らず『暫時御猶豫』を願ひ奉つたが先帝は『旣に御決心』との御ことであつて、御逆鱗甚だしく『最早一同へ、御對面もしないぞ』と仰せられ內に入らせ給ふ。三公以下餘儀なく退下、關白のみ御前に在て、段々申上、黃昏頃、漸く出御といふことになつた。扨、仰せ出されたる傳奏より老中宛の折紙は

『六月二十一日、老中奉書を以言上之儀に付、三家幷大老之內、早々上京可レ有レ之候樣被レ遊度、此旨大樹公へ被ニ仰遣一候事』

とあつた。

一〇　京都の經過＝推參登城

こゝに一言すべきものがある。『征夷大將軍の稱は、往時東北の叛民を征せむが爲めに、補せられた職號の殘れるものであつて、一の飾稱に過ぎない、將軍には決して征夷の義務あることはない』といふものがある、されど夷なるものは、何も東北の叛民に限つた理はあるまい、我皇土を侵すものは皆夷である、將軍旣に文武の大權を委任せられたる以上は、敕を奉じて和戰のことに、從は

征夷大將軍の名目を奈何……幼主の擁立は聖慮に對して恥づるなき……心ある侯伯皆怒る……慶喜の憤慨……慶喜直弼を詰る……直弼謝していふ「多勢に無勢餘儀なくて……慶喜紀侯の立つを聞て喜ぶ……直弼慶喜を紀州に嫁せむといふ……慶喜また久世大和守を詰る

なければならない、それでこそ其職分も立つといふもので、先帝は既に『征夷の官職紛失、歎ケ敷事に候』と仰せられた。また梁川星巖が詩に『今日不レ能レ除二外覺一、征夷二字是虛稱』とあるは、甚だ至當といはなければならない。なほまた、此御內慮書に對し奉りて、比較せむも畏けれども、幕府に於ては、折角の御內諭をも奉せず、血緣の親疎を云々して、幼主を立てむとする先帝に於かせられては、正しく繼體の儲君（今上陛下）あらせらるゝも、方今危急の際であるからとて、年長の伏見有栖川の三親王家に讓らせ給はむとする、其叡慮に奉對して大老直弼なるもの、まさに愧死すべきである。

＊　＊　＊

記事はまた江戶に立歸る、幕府いよ〳〵條約書に調印せしと聞くや、尾、水、越、一橋を始め、心ある侯伯、いづれも其失體を憤らざるはなかつた。二十一日慶喜は、幕府より奏聞の書附を見るや、勃然として色を作し『事こゝに至ては、默視すべきでない』とて家老を井伊邸に馳せ『速に此館に參上せらるべし、もし其儀に能はずとならば、明日營中に於て面會せむ』と申遣はされた直弼の答に、『此節御用多に付き、御屋形に罷出候間無レ之、若し御登城被レ成候はゞ、御目通り可レ仕』とあつた。なほ慶喜は、田安家の家老水野筑後守を召し『明日御同道大老へ一所に申立

て候はむ』とのことを、慶賴に通せしめらる、二十二日（「昨夢紀事」は廿三日に作る今「公用方秘錄」に從ふ）兩人登城、慶賴は別に大老に面會するとの事であれば、慶喜はまづ直弼を召す、慶喜より『先達は、大老職被レ蒙、容易ならざる時節、大義千萬の事である』と申さるゝ、直弼『不肖の私、不二存寄一重任を蒙り、恐入候へ共、精々粉骨可レ仕心得に候』と申す、慶喜『此度の條約に調印のことは、其許も承知の上のことなるか』直弼『奉二恐入一候』とのみにて、有無の答がないので、慶喜『それでは事の仔細は分らぬと申すもの、定めて其許にも不承知であつたのを、備中伊賀の兩人など、強て取計ひたるであらう、如何が』とある、直弼漸く頭を擡げて『私も同意仕候事故、奉二恐入一ます』と申す、慶喜『夫は以の外の事共である、かくては將軍家御違勅と申す事にはならぬか』直弼『私も左樣に存候て、始の程は拒みましたが、多勢に無勢、詮方なく同意仕りました』慶喜は餘りに不甲斐なく覺えたので『御違勅ともあるべき事を、奉書にて奏上せらるとは、何事ぞや、京仕り、申譯仕りますによつて、是迄の議は幾重にも御免下さりませ』慶喜『此方の立場より、御奉公と存じて申すことである、我等へ斟酌は要らぬ事であるぞ、明日にも出立あつてよろし

からう』直弼『畏りました、早速評議仕りましやう』慶喜は態と『御養君の御沙汰もあつたが、いづれに御極りになつたか』と申すと、直弼サット面を赧め、倉皇しく『奉ニ恐入一ます』とのみ申して、何の應へもない、慶喜『いよ〳〵紀州殿に御治定か』と申すと『左樣で御座ります』慶喜『まあ〳〵恐悦至極、世上の風説には、何か此方なども關係せるやに申す故、心配も致したが、夫にて安神至した紀伊殿には、此頃御登城の節、見上げたが、御背丈も御年頃より、大きいやうに見え給ふのは、重疊の御事である、御幼年にてはと申すもある由であるが、其許大老として、御輔佐申上ぐるに、何の不足かあらう、乍レ不レ及、此方共も御爲筋を存詰め、幾久敷御奉公も可レ致であるぞ』と申せば、直弼喜色滿面『御前にさへ、右樣に御仰せ下さるれば、誠に以て難有安神で御座ります』慶喜『何はともあれ、御極りの上は、一日も早く御弘めありて、天下の嫌疑を安せらるゝがよからう』なほ慶喜より『御養君の事は、夫にて御極りであるが、紀州家の御跡は、御如何になるか』と申す、直弼含笑、媚を呈して『御前に思召御座りますれば、御取持も仕りましやう』慶喜『夫はけしかむぬ事を申さるゝものかな、一橋の舘を離れ難き故ありて、御養君の事すら固辭したのに、紀州家抔との事は、思ひも寄らぬ』と答へられた。其餘二三の問答あつた後、直弼より『今日は初て御目通り仕り、段々の思召も伺ひ奉り、難レ有安堵仕候、此末も何によらず、思召付かれたる御事あらば、御諭し被レ下度』と申しやがて直弼は退座した。かくて入違へて閣老不レ殘出て來ると、慶喜より『假條約違敕云々』の事を申さる、久世大和守『夫には無據譯合も御座りまして』といはせも果てず、慶喜『無據とは何事ぞ、定めて英佛數十艘の軍艦の事であらうが、其軍艦は何處に見ゆるぞ、何處へ參つたか』と聲を高くして申さる、大和守『まだ渡來は仕りませねど、渡來致しましては……』慶喜『其事である、五十艘も百艘も寄せ來つて、手詰の戰爭に及び、運拙くして大將分も數多討死に及び、大城も夷の手に落つると申す時こそ、餘儀なくとも申さめ、說客の謀言に欺かれ、見えもせぬ船に恐れて、餘儀なき次第と申なし、勅旨に違ひたることをして、濟むと思ふか』とまくしかけて論せらるゝに、老中一同も閉口して『兎に角も京都へ御使の事を、評議仕らむ』と御請に及むだ。

一一　推參登城

直弼はまた慶頼にも會つたが『西城の事、紀伊殿に御治定』と申すと、慶頼は『扨々、恐悦至極、先頃より一橋に可ニ相成一との風說有レ之、自然右樣に相成つては、亂の基と、潜に心配も致

推參登城

慶頼曰ふ「扨々恐悦至極……慶永紀州の立つべきを聞て直弼を詰る……直弼袂を拂て登城す……齊昭父子慶恐と共に直弼を城中に要す……大老老中屏風圍に籠つて出でず……「勝手に來りし ものに晝食は要らぬ」……屏風圍の密議……「掃部頭に腹を切らせよ」……「越前殿は此席へは御無用」……推參登城竟に要領を得ず

いたが、誠に安神したと』申され『其許に御役仰せ付けられ、上の御力と成、是迄の弊風御挽回に可二相成一大慶に存ずる、某弟には候得共、松平越前守不所存者に付き、毎々意見も致したが、中々相用ひ不レ申、國家の爲であるによつて、其許より嚴敷御示しも被レ下度』と申した。

二十四日の朝、齊昭は尾侯慶恕と共に、登城大老を詰責すべき由、茅根伊豫介を以て、慶永に通じ、同じく登城を促さる。然るに、慶永は既に井伊邸を訪ふべき心組みで、支度中であつたので、後より登城すべき旨答へらる。卯の半刻（今の午前六時）ばかりに慶永井伊邸へ參らる、慶永『假條約の事、諸侯への詮議もなく調印を濟ませ、奉書を以て奏上となつては、正敷御違勅と申すものでは御座らぬか』と申すと、直弼『此儀は眞平御免候へ』とのみ申す、慶永『さらば如何にして、此罪を申宥められるゝか』直弼『某上京して申譯仕らう』と申す、慶永『何時上京せらるゝか』直弼『明日と申す譯にもなり難ければ、何れ登城の上、老中共と取極め候半』といふ、慶永『御養君の事は、京都へ御伺と承たが、御伺濟となられしか』直弼『左樣、明日仰せ出されにもなるべし』慶永『御名指の御伺で御座つたか』『イヤ、唯、御養君とのみ仰せ上げられました、先格の儘に』慶永『明日の仰せ出されは、定め紀伊殿に可レ有レ之、京都にては、專ら刑部卿御冀望と承はる、然るに、名指の御伺もなく、紀伊殿を立てられ候ては、京都にては御案外に被二思召一間敷か、暫く養君の事は御弘めなくて、まづ條約一條を御聞濟に相成、御心懸なき處にて、御祝事の御取行ひありて然るべくと存ずる』と申すと、直弼は甚だ不服の體であつて『既に明日にも迫りたる事の、如何になり申すべき』と强辯するに、時移りて『ハヤ御登城の刻限に御座ります』と、近習の者が申來つた、直弼は『今日は是切にて御斷りに及ます』と申して、座を立たうとするを、慶永袴の裾を無手と摑むで（「逸事史補」には袖を以引留めたとあり、今「昨夢紀事」に從ふ）押居え『ヨシ、御登城の刻限に成つたとて唯今申出でたる事は、明日に迫りたる事であれば、今日を過して、何の甲斐が御座らう、此處にて聞届けまじきとならば、某も登營して討論に及ばう』直弼『夫は御勝手である、今は叶ひ申しませぬ』といひさま、振切つて內に入つた。

この時、齊昭父子と尾張慶恕も、亦た既に登城せらる、三家三卿の登城には、一定の例日があつて、かゝる方々の引續に不時の登城は稀有の事であれば、閣老有司等『何事の出來したるであらうか』と大に愕き、御坊主などは、ワナ〳〵と戰慄して居つた。三人は、大廊下上の部屋へ通られ、大老閣老に、面會を求めらるゝと』『大老老中方共に、御用とあつて御前へ出で居らるゝ所であれば、暫し御待なされたい』とある、恰も大老老中等は、奥まりたる所に扉風引廻して籠り、兎せやせむかくやせむと、評議をして居る、慶永は大廊上下の部屋に通られ、また上の部屋へも入て、詰責の打

合せをした、齊昭等は、度々面會を促すけれども、午過ても音も沙汰もない、御目付駒井右京が、二家の方々未だ午飯をも濟まさせざるを見て『御臺所より、午飯を出させ參らすべきや』と伺つたが、直弼は聲を勵まして『方々は御召もなきに、勝手の登城、定めて御辨當の支度があらう、午飯など差出すに及ばない』と申した。此間酒井修理大夫（後若狹守忠義）は、折々屏風圍の中へ出入し、また齊昭等の席へ出で來て、何氣ない體にて物語り、齊昭等の模樣をば大老老中に報ずる、屏風圍の中の評議といふは『方々將軍へ直諫を求められたならば、申々しき大事である、如何しやう』といふにあつたが、久世間部等は『如何に申立てらるゝとも、そは拒み申すべきである』といつた。また、間部は『本日掃部殿には、御逢なさらぬが宜しからう、如何樣にも拙者共にて、御なだめ可レ申』といふ、直弼は『イヤ〳〵會はぬとありては臆したる樣にて惡しゝ、必ず一同と共に罷出で可レ申』といふ。また上の部屋の中よりは『今日は掃部頭に腹を切らせねば、退出不レ致』と大音聲に罵る聲が聞える。殺氣殿中に充ち渡て居る、其內彼是未の半刻（今の午後三時）頃となつた時分、大老始め上の部屋へ出て來た、齊昭より『今日は各方へ申入れ度仔細あつて登城したが、幸ひ越前も出で居るとの事である、一處にて申べくと思ふ、是へ呼び候へ』ある。太田備後守『然るべく候はむ』と申す、內藤紀伊守は座を立て、下の部屋まで來らるゝと、久世大和守『越前守殿も御家柄

の事では御座ります、御三家方とは別段の事で御座れば、此御席へ御呼入れのとは、以後の御格合にも拘り、如何と存じます』との横槍に、齊昭等の陣立は崩れかけた。かくて、脇坂中務大輔は、內藤紀伊守が、慶永を誘引して、下の部屋より出でむとする所を差留めた。さて、齊昭より『條約調印は違勅と申すものである、此儀は如何考へらるゝか』とある、直弼『朝旨はもと國體に拘はらぬ樣、後難のない樣にとの點にあらせらるゝ、英佛の軍艦渡來の報があつて、事情極めて切迫、ハリルスの說く所も亦た大に理のあることで御座れば、調印致したので御座ります、詳に朝廷に奏上したなら、必ず勅允あると存じます、決して違勅と申すことは御座りませぬ』齊昭は耳が遠くて、直弼のいふことがよく聞き取れぬ。直弼は昨日慶喜に散々油を取られたのであるから、今日は度胸を据えて、堂々とまくしかける、齊昭少しく狼狽の氣味で、再び『越前々々』とよぶ、直弼『越前殿御同席のことは、先刻も申上げたる通り、御斷り申します』といふ、この時慶恕は『年長の儲君を立つるは、朝廷の御旨である、刑部卿殿の、長且つ賢を立てなば、朝意も慰むるに足るべく、また調印のことも、從て聽納せらるゝで御座らう』と申す、直弼は、既に朝廷の御沙汰を握て居るので、氣が強い『御養君の御事は、上樣の思召に出でゝ、私共の彼是申上ぐべきことでは御座りませぬ』慶恕『左候はゞ、御目通りにて申上ぐるで御座らう』直弼『上樣には、少々御容體にて各樣

方へ御對面、相叶ひ申しませぬ。其上紀伊殿御養君のことは、既に御治定にて、明日にも御示しになることで御座りますれば、今日御異議の御事は、旁〳〵失當かと存じます』齊昭『調印の事は、朝旨に違ふの形跡がある、しばらく其勅允を得るまでは、立儲の御觸も御延引、謹愼せられては如何』直弼『調印の事情は詳奏したなら、必ず勅允を得らるゝことと存じます、且つ西城を久しく空け置くことは、朝廷の御趣意にもあらざることゝ存じます』、齊昭『然らば、京都へ大老老中の内御使を立てられて、御詫申上げて然るべく』と申すと『其儀なれば既に間部下總守遣はさるべき御内定にて、明日にも仰せ付らるべき御含みで御座ります』といふ、齊昭は始終先を越されて氣が拔けて仕舞つた體である、そこで更に論鋒を轉じ『越前を大老に任せられては如何』と申すと、太田備後守は『其必要なきを論じ、間部下總守は『大老老中に限りあることは、神祖に深き御思召のあらせられたる御事で、御三家を立てさするも是亦御同樣のことゝ存じます、今御連枝方の內に、格別の御方があればとて、御三家を御四家には出來ますまい』と滑稽交りに申すと、一同思はず噴き出した。かくて、折角の推參登城も、作戰計畫が齟齬し、思はしき結果を得ずして、三卿は八ツ過に退出せられた。また慶永は下の部屋にて、久世大和守に面會して、今朝直弼に論せし所を反覆したが、肝腎の直弼が其處に居なければ、甚だ張合ないとであつて、これも七ツ時時分退出した。安政の推參登城、または殿中問答などゝ稱して、有名なのは、即ちこれである。

一二　立儲の發表＝直弼の暴言

また一橋慶喜は、この日將軍對顏の例日なれば、登城して（齊昭等が上の部屋にて、直弼等に面會を促しつゝありし際なりと知るべし）直弼等を召す、直弼始め老中一同は、屛風圍の內より出でゝ、慶喜に謁す（三疊の席は、奥殿竹の間なり）れば慶喜より『昨日申談ぜし、京使のこと、誰に決定せしぞ』と問はるゝに、直弼『あまりに御用多くて、未だ評決仕らず』と申す、慶喜『ヤア緩怠なり、然らば是より御直に申上るぞ』と申さる、直弼は『左樣ありては、私共老職の役前も立ち難ければ』と陳ずれば、『其方共の役前立たぬによりてこそ、是より申上ると申すであるぞ』と申さる、其內奥より『唯今御對顏あらせらるる』と仰せ出さるれば、慶喜はツト座を起ちて『御直に申上ぐるぞ』と、御前をさして入らむとすれば、直弼をはじめたちて十間許もバタ〳〵と、追すがり『御使の事、今日は是非にとりきめ申しますれば、御直に仰せ上げらるゝ事は、御免くだされたい』と只管に願ふ、慶喜も『左程に申す上は、よもや欺きも致すまい、是より申上ぐることは、見合はすによつて、是非とも今日中に、評決せられよ、其爲に家

慶喜京使につきて直弼を促すむといふ……慶喜將軍に直申せ……間部京使に決す……井伊邸の混雜……直弼必死の覺悟……紀伊慶福養君の發表……禁裡への届書……世上の評判……直弼より關白への書……彼竟に遂名を免かれず

老どもを殘し置くぞ』と申され、やがて對顏下城せられたが、直弼等は是より再た屏風圍の中にて協議し、愈〻間部が御使として西上するに決した。京使は難場とて、誰も逡巡したが、間部は嘗て所司代をも勤めて、京紳の心を呑み込んで居ればとて、自から請ふて、これに衝つたとの事である。午後に直弼が齊昭等の難詰に逢ふて、容易に御使のことを返答し得たのは、全く此時漸く決定して居つた爲めであつた。

今朝より府下の形勢たゞならず、慶永の參邸といひ、三家の押懸登城といひ、膽を冷す事のみなるに、直弼は夜に入りても歸邸しない、雨中のことなれば一層不安に覺えたが、井伊家では長野主膳が下馬先へまで出向つて、近邊心懸の箇所を見分する、また士分並に提灯持などは『代り合』と唱へて供方に加はる、漸つと四ツ刻頃歸邸の際には、供廻は登城の時の倍に增えた。直弼は邸に歸つて、座敷に着くと、公用人宇津木六之丞に向ひ『六之丞活きて歸つたぞ』と申した、其朝來必死の覺悟であつた樣が思ひやられる。

二十五日、幕府にてはいよ〳〵紀伊慶福（七月二十一日名を家茂と改む）を養君となす旨を發表し、脇坂中務大輔を以て、世子の傳となした。慶福時に年十三、まだ京都へ御届の奉書に

一筆啓達候、今日紀伊宰相殿可レ爲二御養君一旨被二仰出一、宰相樣與奉レ稱、西丸被二仰出一當分御

本丸に御逗留被レ遊候、此段宜有二奏達一候。恐惶謹言

六月二十五日

廣橋大納言殿
萬里小路大納言殿

内藤紀伊守信親判
久世大和守廣周判

安政の初めより、一、紀兩派の間に爭はれたる立儲問題は、遂に紀州派の勝利に歸した。此時大城に供したる、紀州家の臣村松郷右衞門は、備中守に、菊地角右衞門は備前守に任官し、それ〳〵直臣に取立てられたが、直弼もさるもの、水野忠央の野心あるを疾くに看破したので、忠央は召出に及ばなかつた。また紀州家の跡は、支藩西條家の松平賢吉が入て相續した。當時誰が惡戲にや、如斯貼紙をなした者があつた。

家傳いゑもち（家茂）
別製煉ようくん（養君）

立儲の發表＝直弼の暴言

乍レ恐 賣弘めのため口上

追々冷汗に相成り候折柄、天の御罰中樣、於ふるい被レ遊、一時のがれに御安泰の段、する〳〵大變至極に奉レ存 候し 從て此度、德川の橋詰に店仕候 家 餅(家茂) と申すは、本家和歌山屋にて、菊の千代(家茂幼名)と申弘め來り候を、此度相改め、新製を加へ、極あめりか(極甘)に仕立 趣向仕候處、是迄京都堺町(九條)(家)にて賣弘め候、牡丹餅(家)も、少し流行に後れ、强慾に過ぎ候、三條(實萬)通りにて山内(豐信)柏餅をつき込み、佐倉餅(正睦)も終に味噌を付け候 處、最初種々仕來候へ共、此度は又々家傳に極新製を加へ、江州餅米(直弼)かねほしい(金慾)に附け込、長野芋(主膳)の辯舌につくね芋(島田)九條芋(尙忠)を摺おろし、せうきせん、あめりか等にてこねまはし、最も惡製の餡を入れ、下々へは極々細末に、難儀仕る樣、異國へは至て甘く仕り、其餘秘事役味相用候へば、諸藩の建白の旨に、少もをれる事なし、依て病人方の、此上樣(家定)もなき宰相の品に御座候て、中にも小石川の水(戸水)製、八橋に七ッ引(一橋)と申すは、最も上品にて、役味故障を、入れ候へば、少々からみ御座候て、血氣の御方は胸をすかし候へ共、御老中方の御口には合ひ申さず候故、矢張當時はあめりか一方に、其極上煉にて、口に入候へば、忽ち とける 樣に製し御座候故、辯者の御方、又は

年寄方への御進物賄賂御用(每度御用)被二仰付一、宜 御役御求めの程、偏に奉二希上一候。 以上

政法 所(製法所)東都德川の橋詰　愚大老(御大老)

別紙添書

是迄御ひいき樣に預り候、常陸帶(戸水)と申す水菓子、此頃少々勘氣(寒氣)に向ひ候事故、しばらく相休み申 候。(齋昭幽屏次頁參照)

これを見ても、當時紀州派の人望の無つた事が知らるる。六月二十七日、大廣間大名は連署して上書し、條約調印の違勅たることを論じた。幕府は此日酒井若狹守忠義を所司代となし、間部下總守を御使として、上京せしむる旨と立儲の事とを併せ奏した。直弼はまた書を關白と三條實萬とに贈て『幕府役人中に、陰謀密計の者があるによつて、是れを一掃しなければ、勅諚の奉行はできぬ、故に先づ立儲の事を行つた、條約調印のことは事情の止み難きによるものである』と分疏し、『近日長野主膳を、其地に差遣はすとの事』を告げた(圭齋七月十五日發足)。其際、直弼の覺悟といふは、昨夢紀事』に『此日(六月二十七日)平山謙次郎(後號省齋當時岩瀨之下僚也)左内の許に來り(略)京都の事は間閣(部)酒若(酒井)へ十分に關東の御威光を以て壓付候 樣との、大老の內意にて、事六ヶ敷なりたらば、承久の例もあればなど申出されたるに、滿堂愕然として、言を出すものなかりしとぞ。云々』とある嗚呼承久の故

例、幾度か京紳の心膽をして寒からしめし呪語ぞ、直弼は今德川幕府の勳閥として、また其大老として、この覺悟を以て朝廷に臨まむとす、これをして單に座上の偶語たらしむるも、決して寬假すべからざる狂態である、況や此年間部等が、直弼の命を受けて、京都を蹂躙したる兇暴は、殆ど是れを事實たらしめむとしたものがある。直弼の逆名、千古竟に拭ふ能はざるもの、蓋彼に這般の言動ありし爲めである。今や三綱すでに淪で、九法まさに斁れむとす、誰かまた我櫻田の烈士を暴徒といはむ噫。

一三　將軍薨去＝三家幽屏

七月四日に至つて、さきに揭げたる『三家並に大老の內一人、云々』との御沙汰が幕府に達した。直弼は愈〻是を水戸家の內奏に出づるものと猜し、六日、俄に命を發して、椎參登城を罪し、尾張慶恕を致仕せしめて外山の邸に（支藩高須三萬石、松平攝津ノ守なして尾張家を襲がしむ）水戸齊昭を駒籠の邸に幽し、松平慶永を致仕謹愼せしめ、水戸慶篤一橋慶喜の登城を停めた。是より先き、將軍家定は脚氣症に罹り、二日病漸く篤く、五日薨去せられた。年三十五。直弼は京都の召命至るに愕き、また齊昭等の登營

三家並に大老の內一人の召命遽す……太田備後守の抗議……齊昭以下の罪息……將軍家定の薨去……薨去につきて大奧の混雜……側衆石川土佐守の自殺……幕府の上奏……益〻京都を沸騰せしむ

して事を靜はむことを恐れて、將軍の喪を秘し、急遽台命と稱して、此處分に及んだのである。太田備後守は『罪證なくして親藩を幽するは甚だ不穩である』といつたが、直弼は『京都を探索するなら、必罪狀あるであらう、若なければ、某其咎に任せむ』といふに、太田も亦た爭ふことが出來なかつた『井伊家公用方秘錄』『開國始末』等には『四日將軍病少しく間あり、諸老を寢室に召して、三家の處分を議せらるゝ、云々』等の意を記してある（公用方秘錄に「公方樣今朝より御通じ御付被遊、御膳も目方汰云々とあり）が、この日は、戶塚靜海、青木春岱、遠田長庵、伊藤玄朴等を急に召し出されて、奧醫師となし、青木に破格を以て、若年寄の家來を召連れ、直ちに本丸に入るを許し、急ぎ馳せ至らしめた日であつた。其日の混雜想ふべく、たゞさへ暗愚の將軍が、この危篤の際に、かゝる大事を決することが出來やうか、將軍の五日の午前に薨じたる事は

『家定公、七月五日御他界也、奧醫師岡櫟仙院、二日迄御藥を差上申候て、何も差てケ條の御症にもなしと申候由、然る處、二日の日、公被レ仰候は、けふはひどう足が重いと、其後岡櫟仙院申けるは、此御病甚だ重し、七八日頃迄之御命危しと、さあ大騷ぎとなり、大奧より御沙汰、井伊殿より役人に被二申付一、江戶中にて、町醫にて漢蘭を分たず、國手に聞えある者を呼來れとて、數人を差出たり、依レ之、岡櫟仙院は蟄居被二申付一、扶持も被二取上一、候蘭醫伊藤玄